

CONTENTS

Opening essay:
Kantorovich Inequality and Statistics
[Hiroshi Kurata] ——— i

Faculty Papers

Theory and Research Trend of Narrative Gerontology:
Focusing on the Framework of Kenyon, G. et al. [Yurie SONOBE] ——— 1

An Examination of Methodology in Public Relations Studies:
Focusing on Historical Perspectives [Kyungjin HA] ——— 15

Issues in the Depths of Radio: A New Sketches of an Old Medium
[Shin Mizukoshi] ——— 39

Refereed Papers

Coordination and Consensus Building Strategy of a Community Based
Organization in Post-disaster Revitalization [Hideyuki KOBAYASHI] ——— 55

Research on Chinese Social Media Censorship as Contemporary Archaeology:
Notes on Time-Sensitivity [Joshua Cader] ——— 71

Anti-Base Movement in Reportage Art:
Foregrounding 2 types of Violence [Megumi Hagiwara] ——— 83

Acceptance of Medical Science and Natural History Discourse by Peter
Mark Roget: The Origin of Taxonomic Thought in *Thesaurus*
[Satoru Kato] ——— 97

Protecting the Public Interest: Toward Reform of the Whistleblower
Protection Act in Japan [Taeka MATSUBARA] ——— 113

Field Review

The Ultimate Question by the 2011 Tohoku Earthquake and Tsunami
[Hiroe Miyake] ——— 131



情 報 学 研 究
JOURNAL OF INFORMATION STUDIES

学環

思考の環

カントロビッチ不等式と統計学 [倉田 博史] — i

教員研究論文

ナラティヴ・ジェロントロジーの理論と研究動向
—Kenyon, G. らの枠組みを中心に— [園部 友里恵] — 1

PR 学の方法論に関する考察 [河 晃珍] — 15
—歴史的研究の問題を中心に—

ラジオの奥底にあるもの [水越 伸] — 39
—古いメディアについての新しい覚書—

査読研究論文

復興期のコミュニティ組織における調整機能の維持戦略 [小林 秀行] — 55

Research on Chinese Social Media Censorship as Contemporary Archaeology:
Notes on Time-Sensitivity [Joshua Cader] — 71

ルポルタージュ絵画が描いた基地闘争 [萩原 めぐみ] — 83
—2つの暴力の前景化—

Peter Mark Roget の医学 / 博物学言説の受容 [加藤 聡] — 97
—*Thesaurus* の分類学的思考の起源—

内部告発による公益実現のための法制度のあり方 [松原 妙華] — 113
—公益通報者保護法における外部通報要件改正に向けて—

フィールド・レビュー

東日本大震災が問いかけたもの [三宅 弘恵] — 131



思考の環

OPENING ESSAY

カントロビッチ不等式と統計学

数理的・計量的な学問において不等式は様々な役割を果たしている。直接評価することが困難な量に対してその近似値や上・下界を与える実用的な不等式もあれば、理論や概念の本質に関わる不等式もある。後者の例としては、統計学における「相関係数」が挙げられる。よく知られる通り、相関係数は2つの変数間の直線的関係の強さの尺度であり、これを r と表せば、 r は $-1 \leq r \leq 1$ なる範囲に値を取り、変数間の直線的関係が強くなるほど1または-1に近づく。そして完全な直線的関係が成り立てば $r = \pm 1$ となる。これらの性質は、よく知られたコーシー・シュワルツ不等式 $(\sum_{i=1}^n a_i b_i)^2 \leq (\sum_{i=1}^n a_i^2)(\sum_{i=1}^n b_i^2)$ から殆ど直ちに導かれるものである。相関係数の概念の殆どはこの不等式によって出来ていると言ってよい。本稿では、古典的不等式の中で、現在でも様々な観点から研究され応用されているカントロビッチ不等式を取り上げ、それが統計学で果たしている役割を平易な例を通して紹介する。

n 個の正の数 a_1, a_2, \dots, a_n が与えられたとする。周知の通り、その算術平均 A と調和平均(=逆数の平均の逆数) H との間には「調和平均 \leq 算術平均」なる関係がある：

$$H = \left(\frac{1}{n} \sum_{i=1}^n \frac{1}{a_i} \right)^{-1} \leq \frac{1}{n} \sum_{i=1}^n a_i = A \quad (1)$$

カントロビッチ不等式を一旦この文脈で紹介しておく、(1)式のある種の逆の不等式(すなわち A の H に対する相対的な上界を与える不

等式)であり、 $m \leq a_1, \dots, a_n \leq M$ を満たす任意の正の数 m と M に対して、

$$\frac{1}{n} \sum_{i=1}^n a_i \leq \frac{(m+M)^2}{4mM} \left(\frac{1}{n} \sum_{i=1}^n \frac{1}{a_i} \right)^{-1} \quad (2)$$

と表される(実際はもっと一般的であるが、それについては後述する)。 m と M のシャープな選び方は m を a_1, \dots, a_n の最小値とし、 M を最大値とすることである。係数 $(m+M)^2/4mM$ は、 m と M の算術平均 $(m+M)/2$ と相乗平均 \sqrt{mM} の比の2乗に等しい。あるいは、算術平均 $(m+M)/2$ と調和平均 $\{(m^{-1}+M^{-1})/2\}^{-1} = 2mM/(m+M)$ の比とみることも出来る。また、この係数を m と M の関数とみて $k(m, M)$ と置くと、次のような性質(対称性や不変性)が簡単に示せる。

$$\begin{aligned} k(m, M) &= k(M, m) = k(m^{-1}, M^{-1}), \\ k(m, M) &= k(cm, cM) \text{ for any } c > 0. \end{aligned} \quad (3)$$

さて、同一条件の下で独立に行った n 回の観測から得られた観測値 Y_1, \dots, Y_n があり、各 Y_i は真の平均 μ (未知かつ共通)と誤差 ε_i (観測不能)の和として、

$$Y_i = \mu + \varepsilon_i \quad (i = 1, \dots, n)$$

と書けるものとする。誤差は平均が0で分散 1 が σ^2 (未知かつ共通)であるとする。真の平均 μ は、 n 個の観測値の平均 $\bar{Y} = \frac{1}{n} \sum_{i=1}^n Y_i = (Y_1 + \dots + Y_n)/n$ によって推定されることが多い。実際、 \bar{Y} は μ の推定量として様々な長所や最適性を持つ。最も基本

的な長所は、 \bar{Y} に偏りが無い（不偏である）こと、すなわち \bar{Y} の期待値が μ に等しい（ $E(\bar{Y}) = \mu$ ）ことである。実はもっと顕著な結果が成り立ち、 \bar{Y} は線形かつ不偏な推定量の中で最も推定精度が良い、つまり最も分散が小さい。これは一つの最適性であり、最良線形不偏性と呼ばれる。ここで、 μ の推定量 $\hat{\mu}$ が線形であるとは、 $\hat{\mu}$ が Y_1, \dots, Y_n の加重和（線形形式）で書けること、すなわち $\hat{\mu} = c_1 Y_1 + \dots + c_n Y_n = \sum_{i=1}^n c_i Y_i$ という形で書けることである。そして、線形推定量 $\hat{\mu} = \sum_{i=1}^n c_i Y_i$ が不偏であるためには、 $\sum_{i=1}^n c_i = c_1 + \dots + c_n = 1$ となることが必要十分である。線形不偏推定量 $\hat{\mu} = \sum_{i=1}^n c_i Y_i$ の分散は $\sigma^2 \sum_{i=1}^n c_i^2 = \sigma^2 (c_1^2 + \dots + c_n^2)$ となることが知られている。従って最小の分散を持つ推定量を求める問題は、 $\sum_{i=1}^n c_i = 1$ なる条件の下で $\sum_{i=1}^n c_i^2$ を最小にする（ c_1, \dots, c_n ）を求める問題に等しく、これは簡単に解けて、 $c_1 = \dots = c_n = 1/n$ のとき最小、すなわち平均 \bar{Y} が最良線形不偏推定量であることが分かる。その分散は σ^2/n に等しい。

これまで各 $Y_i = \mu + \varepsilon_i$ に含まれる誤差の分散を共通（全て σ^2 ）として議論してきたが、観測時点の天候などといった観測者にコントロールできない要因により、条件が不均一となることがしばしばある。これを表現するため、各 ε_i の分散を σ_i^2 とし（ $i=1, \dots, n$ ）、これらは必ずしも等しくないとする。この場合、観測値によってばらつき具合が異なるため、信頼性の度合いの異なる観測値が混在することとなる。このような場合でも μ の推定に平均 \bar{Y} を用いることは出来る。実際、 \bar{Y} は依然として不偏である。しかし、 \bar{Y} は分散がばらばらの n 個の観測値を等しいウェイト（ $1/n$ ）で扱っている点に不合理

があり、最適な推定量とはならない。最適な推定量を導くため、各 ε_i の分散 σ_i^2 について、それらの比は既知であるとしよう（例えば $\sigma_1^2 : \sigma_2^2 : \sigma_3^2 = 1 : 2 : 1$ ）。より正確に、各 σ_i^2 は未知の $\sigma^2 (>0)$ と既知の $a_1, \dots, a_n (>0)$ によって

$$\sigma_i^2 = \sigma^2 a_i \quad (i=1, \dots, n)$$

と表現出来るものと仮定する。このとき、分散の比は $\sigma_1^2 : \dots : \sigma_n^2 = a_1 : \dots : a_n$ となる。 $a_1 = \dots = a_n = 1$ とすると分散は均一となり、これまでの議論に帰着する。最適性すなわち最良線形不偏性を持つ推定量は、 σ_i^2 の大きさに応じて Y_i のウェイトを変えた

$$\hat{\mu} = \frac{1}{\left(\sum_{i=1}^n \frac{1}{\sigma_i^2}\right)} \sum_{i=1}^n \frac{1}{\sigma_i^2} Y_i = \frac{1}{\left(\sum_{i=1}^n \frac{1}{a_i}\right)} \sum_{i=1}^n \frac{1}{a_i} Y_i \quad (4)$$

で与えられる。2つの推定量 \bar{Y} と $\hat{\mu}$ の推定精度をそれらの分散で比較すると、 \bar{Y} の分散は $\sigma^2/n, \dots, \sigma_n^2/n$ の算術平均に等しく、 $\hat{\mu}$ の分散は調和平均となる。従って、(1) - (3) 式より

$$\left(\sum_{i=1}^n \frac{1}{\sigma_i^2}\right)^{-1} \leq \frac{1}{n^2} \sum_{i=1}^n \sigma_i^2 \leq \frac{(m+M)^2}{4mM} \left(\sum_{i=1}^n \frac{1}{\sigma_i^2}\right)^{-1} \quad (5)$$

$\hat{\mu}$ の分散 \leq \bar{Y} の分散 \leq 係数 \times $\hat{\mu}$ の分散

が得られる。ここで、 m と M は $m \leq a_1, \dots, a_n \leq M$ を満たす任意の正の数である。また、 \bar{Y} と $\hat{\mu}$ の分散はそれぞれ

$$\frac{1}{n^2} \sum_{i=1}^n \sigma_i^2 = \frac{\sigma^2}{n} \times \left(\frac{1}{n} \sum_{i=1}^n a_i\right), \quad \left(\sum_{i=1}^n \frac{1}{\sigma_i^2}\right)^{-1} = \frac{\sigma^2}{n} \times \left(\frac{1}{n} \sum_{i=1}^n \frac{1}{a_i}\right)^{-1}$$

と分解出来、誤差の分散が均一な場合の推定量の分散（第1因子）と不均一性による影響を表す部分（第2因子）との積に分けることが出来る。

上で $\sigma_1^2, \dots, \sigma_n^2$ の比を既知と仮定したが、

応用上の多くの場合でそれは未知であり、その場合 $\hat{\mu}$ は利用出来ない。未知の比を推定し (4) 式に代入することもあるし、単に平均 \bar{Y} を用いることもある。平均 \bar{Y} を用いたとすると、(5) 式は、比が既知であれば利用出来たであろう最適な推定量 $\hat{\mu}$ に比べ、 \bar{Y} をがどれほど推定精度において劣るか、すなわちどれほど分散が大となるかを示している。例えば、 $1 \leq a_1, \dots, a_n \leq 2$ である場合は、 $m=1, M=2$ として、 $(m+M)^2/4mM=9/8=1.125$ が得られ、平均 \bar{Y} の分散は最適な推定量 $\hat{\mu}$ の分散の1.125倍になり得ることが分かる。

さて、一般にカントロピッチ不等式と言うと次のようなものを指すことが多い²： A を $n \times n$ 正値定符号行列とし、その固有値を $\lambda_1 \leq \dots \leq \lambda_n$ と置く。このとき $x^T x = 1$ なる任意の $n \times 1$ ベクトル x に対して、

$$(x^T A^{-1} x)^{-1} \leq x^T A x \leq \frac{(m+M)^2}{4mM} (x^T A^{-1} x)^{-1} \quad (6)$$

が成り立つ。但し x^T はベクトルや行列の転置を表す。また、 m と M は $m \leq \lambda_1 \leq \lambda_n \leq M$ なる任意の正の数である。あるいは下式の右の不等式

$$1 \leq x^T A x x^T A^{-1} x \leq \frac{(m+M)^2}{4mM} (x^T x)^2 \quad (7)$$

のようにも表現される。なお、(7) 式においては $x^T x = 1$ なる条件は不要である。簡単のため、以下では $m = \lambda_1, M = \lambda_n$ とする。

Marshall and Olkin (1990)³ は、カントロピッチ不等式の行列版として、任意のフルランクの $n \times p$ 行列 $X = (x_{ij})$ (但し $p \leq n$) に対して、

$$(X^T A^{-1} X)^{-1} \leq_L (X^T X)^{-1} X^T A X (X^T X)^{-1} \leq_L \frac{(\lambda_1 + \lambda_n)^2}{4\lambda_1 \lambda_n} (X^T A^{-1} X)^{-1} \quad (8)$$

が成り立つことを示している。ここで、 $A \leq_L B$ は $B - A$ が非負値定符号という意味である。

この式は (5) 式の多次元版である。実際、

(8) 式において $p=1, X = (1, \dots, 1)^T$ とし、 A を対角要素 $\sigma_1^2, \dots, \sigma_n^2$ を持つ対角行列とすると、

(8) 式は (5) 式に帰着する。(8) 式は線形回帰モデル

$$Y_i = \beta_1 x_{i1} + \dots + \beta_p x_{ip} + \varepsilon_i \quad (i=1, \dots, n)$$

において、誤差が必ずしも独立ではなく、また均一分散でもない場合における、回帰係数の推定問題に应用可能である。その議論は上述の平均の推定問題と共通であるから、ポイントを述べるに止める。誤差 $(\varepsilon_1, \dots, \varepsilon_n)$ の分散共分散行列を A とすると、(8) 式の中辺の行列は最小2乗推定量の分散共分散行列に等しく、最左辺の行列は最良線形不偏推定量の分散共分散行列に等しいことが示せる。従って、上と同様の議論により、最右辺の係数 $k(A) = (\lambda_1 + \lambda_n)^2 / 4\lambda_1 \lambda_n$ は、最小2乗推定量が最良線形不偏推定量に比べてどれほど推定精度が悪くなり得るかを表す量である。係数 $k(A)$ は

$$k(A) = k(A^{-1}), \quad k(A) = k(cA) \text{ for any } c > 0$$

を満たす。これは (3) 式に対応している。

カントロピッチ不等式は様々な観点から研究され、現在でも作用素論や行列解析などの分野で多くの論文が発表されている。統計学の立場からも、これまで行列 A が正値定符号とはならない場合への拡張や、推定精度を1次元の尺度 (行列のトレース、行列式、ノルムなど) で評価した場合の研究など様々なものが発表されてきたが、近年はほぼ結果が出尽くした感があり、ややインパクトが薄いようである。しかし、他分野での発展如何では再び統計

学と接点を持つこともあり得るから、目を離すことは出来ない。

註

- ¹ 分散という概念に馴染みのない方は、「分散は確率変数が平均周りにどれくらいばらつくかを評価する量であり、確率変数の平均が μ 、分散が σ^2 乗ならば、その変数はおよそ95%の確率で $\mu \pm 2\sigma$ の範囲（例：平均10、分散9ならば 10 ± 6 ）に収まる」として解釈されたい。これは正規分布の場合だが、この目安が通用する分布も多い。
- ² 文献としてはR.A. Horn and C.R. Johnson, *Matrix Analysis*, Cambridge University Press (1985) が定番である。統計学の立場から書かれたものとしてはS. Puntanen, G.P.H. Styan and J. Isotalo, *Matrix Tricks for Linear Statistical Models*, Springer (2011) がある。いちいち挙げないが和文文献（紀要論文や解説記事など）にも優れたものがあり、本稿執筆に際して参考になった。
- ³ A.W. Marshall and I. Olkin, Matrix versions of the Cauchy and Kantorovich inequalities, *Aequationes Mathematicae*, 40 (1990), 89-93.

倉田 博史 (くらた ひろし)

[生年月日] 1967 年生

[専門領域] 数理統計学、計量経済学、行列論

[著書・論文] ここ数年は、*Linear Algebra and its Applications*誌、*Journal of Statistical Planning and Inference*誌、*Annals of the Institute of Statistical Mathematics* 誌などに論文が掲載されている。詳細は http://www.geocities.jp/h_kurata_statistics/ を参照のこと。

[所属] 総合文化研究科・教養学部、教授

[所属学会] 日本統計学会、日本数学会、*Journal of Japan Statistical Society* 誌 Editor-in-Chief, *Annals of the Institute of Statistical Mathematics* 誌 Co-Editor



教員研究論文

FACULTY PAPERS

ナラティブ・ジェロントロジーの理論と研究動向

—Kenyon, G.らの枠組みを中心に—

Theory and Research Trend of Narrative Gerontology:
Focusing on the Framework of Kenyon, G. et al.

園部 友里恵*
Yurie SONOBE

1. 本稿の背景と目的

1.1 背景：日本における老年学研究とナラティブ

超高齢社会を迎えている日本においては、ジェロントロジー（老年学）という学際的な学問への着目がなされ、研究が進められている。しかし、日本におけるジェロントロジーは、医学をはじめとする理科学系の研究が中心となっており、人文系の研究が弱いという現状がある。そうした中で、近年、当事者である高齢者の意識や実態についてより深い理解を求めて、ナラティブに関心が集まりつつある。

ナラティブとは、「語る」という行為と「語られたもの」という行為の産物（ストーリー）の両方を同時に含意する用語である。ナラティブ・アプローチとは、ナラティブという概念を手がかりにしてなんらかの現象に迫る方法であり、社会学、文化人類学、医学、看護学、臨床心理学、社会福祉学など、様々な学問領域において用いられている（野口, 2009）。本稿で扱うナラティブ・ジェロントロジー（narrative gerontology）も、老年学においてナラティブ

・アプローチを援用するものである。しかし、日本において、ナラティブ・ジェロントロジーという用語の認知度はあまり高いと言えない。以下、わずかではあるが、ナラティブ・ジェロントロジーに触れている日本の研究を概観する。

日本における先行研究の中で、ナラティブ・ジェロントロジーの理論の特徴に関する記述がなされているものとして、荒井（2006）と川島（2006）を挙げることができる。荒井（2006）は、「老年学領域におけるこのナラティブの援用は、他の領域から多少遅れて1990年代以降になって登場することになる」と述べ、Kenyon, Clark, & de Vries（eds.）（2001）を「ナラティブと老年学の関係を正面からとらえた著作」と評価し、同書を参照しながらナラティブ・ジェロントロジーにおける理論的前提を以下の3点に整理している。

* 東京大学大学院情報学環

キーワード：ナラティブ・ジェロントロジー、ナラティブ・アプローチ、エイジング、ストーリーとしての人生、ケア。

①われわれ自身の物語性：

ナラティブ・ジェロントロジーでは、われわれは単なる生物学的存在でも、逆に社会的構築物でもなく、物語そのものでありまた物語的存在でもあるという前提に立つ。

②物語の構築性としての作為性／可変性：

物語は、客観的な事実をそのまま反映するのではなく、主観的な個人的経験として語られる。また物語は、われわれが自分自身について言及するさいには、感情や楽観／悲観等のバイアスを含み、「再叙述 (restorying)」によって語り直すこともできる。

③物語の内包する本質的な矛盾：

われわれが物語的存在であるといったとき、一方でそれは、個人的経験を含むが、他方では社会的、あるいはインターパーソナルな文脈において意味を発見するものである。(荒井, 2006, p.71-72を参照)

川島 (2006) は、回想法研究との関連でナラティブ・ジェロントロジーを捉えており、「社会文化的文脈については、老年学的一大潮流である、ナラティブ・ジェロントロジー (Kenyon & Randall, 1999; Ruth & Kenyon, 1996) が、回想法研究に新しい志向性を提供している」と述べ、本稿において後述するナラティブ・ジェロントロジーの5つの基本的前提 (Kenyon & Randall, 2001) の中でも、ストーリーは制度的、社会文化的、対人的、個人的次元という、4つの相互連関する次元によって構成されているとする「多次元性」、意味は独特

で、個人的なものである一方で、同時に社会的・対人的文脈のうちにおいて構築あるいは発見されるものであるとする「逆説性」が、専ら語りの個人的側面にのみ焦点化してきた回想法研究に大いなる示唆を呈するものとして着目している。

また、研究方法論の観点からナラティブ・ジェロントロジーを紹介するものに堀 (2006) がある。堀 (2006) は、1990年代から21世紀にかけて生まれたエイジング研究の新たな動向として研究方法論の変化を挙げ、「以前は実験的研究や社会調査研究そして理論的研究という色分けがあったように思うが、最近ではケニヨン (Kenyon, G. M.) らのナラティブ・ジェロントロジー (narrative gerontology) に代表される、エイジングの自己物語論などが出てきている」と指摘する。そして、高齢者の多様な声を紡ぎ取り、それを意味づけしていくために質的研究の方法論の必要性を強調している。

その他、宗教学の領域においてナラティブ・ジェロントロジーに触れるものがある。マッキンレーとトレヴィット (2015) は「スピリチュアル回想法」と呼ばれる手法を紹介する中で、「「ストーリー」を構築したり活用したりすることへの学究的興味の高まりを受け、ナラティブ老年学 narrative gerontology は老年学のひとつの専門分野として確立した」と述べ、人生の後期や認知症におけるナラティブの重要性に注目し、認知症の人が見出す意味にふれる1つの方法として、ストーリーを取り上げている。

以上のように、日本では、2000年代半ば頃

からナラティブ・ジェロントロジーに触れる研究も見受けられる。しかし、ナラティブ・ジェロントロジーが海外においては確立された領域

であるとしながらも、その理論の詳細や研究動向については十分な紹介、検討がなされていないと言える。

1. 2 本稿の目的

本稿の目的は、欧米を中心に広がりが見られるナラティブ・ジェロントロジー (narrative gerontology) について、その理論の特徴や研究動向を整理することである。

以下、2章では理論とその展開、3章では研究動向をそれぞれ整理する。2章では、ナラティブ・ジェロントロジーの枠組みを提示したカナダの老年学者・Kenyonらの論考を中心に読み解き、その中で参照されている関連書籍・論文

にも遡りながら、ナラティブ・ジェロントロジーの理論およびその展開について整理する。3章では、Kenyonらがまとめたナラティブ・ジェロントロジーに関する論文集2冊に掲載されている論文を対象として、それらを内容に応じて分類することを通して、ナラティブ・ジェロントロジーという領域の中で行われている研究の特徴を明らかにすることを試みる。

2. ナラティブ・ジェロントロジーの理論と展開

2. 1 ナラティブ・ジェロントロジーの登場

Kenyon et al. (2001) によれば、ナラティブ・ジェロントロジーの起源は、James BirrenとHans Schrootsが始めた、エイジングのメタファーに関する研究に遡る。この研究は、国際学会でも取り上げられ、1991年にKenyon, Birren, & Schroots (eds.) *Metaphors of Aging in Science and the Humanities*が出版された。そして、この研究に関する小研究グループが、シュバルツバルト、プレーメン、ブダペスト、ロサンゼルスで生まれた。こうした研究グループの活動から、1996年にはBirren, Kenyon, Ruth, Schroots, & Svensson (eds.) (1996) *Aging and Biography*が出版された。さらに2001年、ナラティブ・ジェロントロジーという用語を書名に含む初めての書籍

Kenyon et al. (eds.) *Narrative Gerontology: Theory, Research, and Practice*が出版された。同書は、the Canadian and the American Gerontology Associationsが開催したナラティブ・ジェロントロジーのシンポジウム参加者や、*Ageing and Society* (1996) と*Journal of Aging Studies* (1999) の2つのジャーナルにおける特集号への寄稿者による論文が集められたものである。同書の出版により、ナラティブ・ジェロントロジーという領域の特徴や方向性が提示され、当初ルートメタファーとして生まれたナラティブ・ジェロントロジーは、次第に、研究や実践における枠組みとして用いられるようになった (Medeiros, 2014) 。

なお、ナラティブ・ジェロントロジーという

用語を初めて用いたのは、ヘルシンキ大学の老年心理学者Jan-Erik Ruthであるとされている (Kenyon & Randall, 1999; Kenyon et al., 2001)。Ruthは、1994年、スウェーデン語の論文「Det aldrande berättarjaget: Forsök till en narrative gerontologi (エイジングと個人的なストーリーテリング：ナラティブ・ジェロントロジーの試み)」 (*Gerontologia*, 8,

p.205-214.) を発表した。Ruthは、高齢期における創造性、情動性、パーソナリティに関する研究を進めてきており、1997年の冬、Kenyonらが所属するセントトーマス大学の客員教授に就任した。そして、それ以降、Kenyonらとともに、ナラティブ・ジェロントロジーの領域の中に自らの研究を位置づけてきた。

2.2 ナラティブ・ジェロントロジーの目的と基本的前提

次に、ナラティブ・ジェロントロジーの代表的論者であるKenyonらの論考を読み解き、ナラティブ・ジェロントロジーの理論とその発展について整理する。

Kenyon et al. (eds.) (2001) は、エイジングのストーリー化された側面を研究対象とするための概念的枠組みや用語を発展させ、ナラティブ・ジェロントロジーの領域の地図を研究者と実践家に提供することを目的に刊行されたものである。同書は、ナラティブ・ジェロントロジーの顕著な特徴として、ナラティブを「データ」として用いるのみならず、我々の生活において物語のメタファーがどのように機能しているのかを考察すること、を挙げている。そして、ナラティブ・ジェロントロジーの主要目的の1つは、エイジングに関する見識と、我々がエイジングをどのように研究するのかという見識の両方をともに蓄積していくことであるとされている。

また、Kenyon & Randall (2001) は、ナラティブ・ジェロントロジーの基本的前提を5つに整理した。第1の前提は、人間は本来、ストーリーの語り手であり、聴き手であるという

ことである。Randall (1995; 2001) が指摘するように、人間はストーリーを持っているのみならず、人間自体がストーリーでもある。人間はストーリーにもとづいて思考し、知覚し、感じ、決心し、行動するため、ストーリーは、認知的、情動的、意志的な面を有している。すなわち、ナラティブ・ジェロントロジーでは、人間が単に生物学的存在としてや社会的につくられたものとしてではなく、伝記的な存在として捉えられている。こうした前提は、Kenyon et al. (eds.) (2001) が提示する「ストーリーとしての人生」(life-as-story)メタファーにも結び付いている。同書において、このメタファーは、理論、研究、実践、日常生活、それぞれの観点からエイジングを検討する方法を発展させるのに特に適したものであると捉えられている。

第2の前提は、人生やライフストーリーは、事実性と可能性という2つの要素によって特徴づけられるということである。事実性とは、後述する第4の前提に挙げられているような、社会的で構造的なもので、私であるというストーリーの外部にある側面を含むものである。可能

性とは、我々の人生の内部の側面に関わるものである。人生は変えることができ、選択や新たな意味や語り直し（restorying）（Kenyon and Randall, 1997）の影響を受ける。語り直しとは、自分のストーリーを語り、読み、語り直すことを通じて、可能性の感覚を高めるためのプロセスに言及する用語である。

第3の前提は、時間のもつ意味や性質は、物語としての人生と結び付いているということである。Kenyon & Randall (2001) は、時計時間（clock time）と物語時間（storytime）を分けて考えている。時計時間とは、直線的で閉鎖的な時間の捉え方であり、過去・現在・未来は個別に存在し、過去とは閉じられたものであると考えられている。それに対して、物語時間とは、とても個人的なものである。我々は、自身が思う人生の意味や重要性によって人生の出来事やテーマを整理しているが、その方法は特異で創造的なものである。物語時間では、そうした各人の方法が反映される。物語時間は、自身の事実性と可能性の感覚の組み合わせに強く影響される。すなわち、我々は、我々自身に時間というストーリーを語り、そのストーリーに従って生きている。時計時間における過去が変わらないものであるのに対して、物語時間では、再構成することで過去を変えていくことができる。

第4の前提は、ストーリーとしての人生には、相互に関連する4つの次元（①制度的次元、②社会文化的次元、③対人的次元、④個人

的次元）があるということである。①制度的次元には、社会政策、権力関係、経済状況などが含まれる。これらは事実性の一部であるが、実質的には、我々のストーリーを妨げ、我々の声を抑え、可能性の感覚を制限することもあり得る。②社会文化的次元には、エイジングや、定められた文化的な文脈の中でのライフコースに関する社会的な意味に言及がなされる。民族やジェンダーに関するストーリーも含まれる。③対人的次元とは、我々の人生は、家族や友人など、他者のライフストーリーと絡み合って形成されるということを目指すものである。④個人的次元とは、ライフストーリーは個人の中で独自に意味や首尾一貫性がつくられたり、見出されたりするということに関連したものである。

第5の前提は、ライフストーリーがもつ根本的な逆説性に関することである。ライフストーリーは、個人的な経験など、個人の内側から生まれる一方で、社会的な文脈や対人関係の中でストーリーの意味がつくられ、見出される。すなわち、我々は、自分を超越する大きな文脈の中で個人的なストーリーを創造しているのである。

Kenyon & Randall (2001) は、以上の5つの基本的前提を踏まえ、エイジングに関する全ての知識は「物語られた」ものであると述べている。そして、ナラティブ・ジェロントロジーでは、客観性を根拠のないものと捉え、あらゆる知識は比喩的、歴史的、文脈的なものであるというポストモダンの見識が採用されている。

2.3 ナラティブ・ジェロントロジーの理論の展開

その後、Kenyonらは、上記の書籍をさらに発展させたものとして、Kenyon, G., Bohlmeijer, E. & Randall, W. (eds.) (2011) *Storying Later Life: Issue, Investigations, and Interventions in Narrative Gerontology*を刊行している。同書は、Kenyon et al. (eds.) (2001) で示されたナラティブ・ジェロントロジーの枠組みをさらに拡張させるために刊行されたものである。特徴としては、前掲書に比べ、より多様な領域の研究者が寄稿していることが挙げられる。特に、ナラティブ・ジェロントロジーに関する実践が先進的になされているオランダの老年学者・実践家らによる論考が複数見られる。また、「衰えのナラティブ」や認知症への言及など、老いに伴う身体の状態から生み出されるナラティブやケアに着目した考察がなされていることも特徴と言える。

2014年、Kenyon et al. (eds.) (2011) にも寄稿したMedeiros, K.が*Narrative Gerontology in Research and Practice*を刊行している。Medeiros (2014) は、ナラティブ・ジェロントロジーに関するこれまでの書籍や論文が、専門的なレベルから議論が始まっていることを踏まえ、初めてナラティブに触れる読者が、概念や課題などについて基本的な理解ができることを目指して刊行された。Medeiros (2014) は、「ナラティブ」や「ジェロントロジー」など、ナラティブ・ジェロントロジーの基盤となる概念を整理し、他の学問領域においてナラ

ティブがいかに扱われてきたのかを、人類学、人文学、医学、看護、心理学・精神医学、公共政策、ソーシャルワーク、社会言語学、社会学、の9つの領域ごとに概観している。そして、ナラティブ・ジェロントロジーにおけるナラティブには3つの基本的なタイプがあると述べている。

- ①肉体から離れたナラティブ（文書、書き起こされたストーリー、書かれたストーリーなど、語り手と聴き手が異なるナラティブ）。
- ②その瞬間のストーリー。語られるが、文書や記録になっていないストーリー、または、書き起こされるまでの瞬間のみ存在しているストーリー。
- ③決して大きな声で語られないにもかかわらず存在していたり、省略されたりするストーリー。（Medeiros 2014, p.33-34を参照）

加えて、ナラティブ・ジェロントロジーに関連する形態として、自分史、伝記、ライフストーリー、ライフレビュー、オーラルヒストリー、回想などを挙げ、それぞれの特徴が説明されるとともに、ナラティブ・データの取り扱いやインタビューの方法、ナラティブ研究に内在する権力や倫理の問題についても検討がなされている。

3. ナラティブ・ジェロントロジーの研究動向

次に、ナラティブ・ジェロントロジーという領域の中では、どのような研究が行われてきているのかを概観する。Kenyonらも指摘するように、ナラティブ・ジェロントロジーは、研究が実践と密接に結び付きながら蓄積されてきている。そこで、本稿では、実践研究に焦点を当てて、その研究動向や特徴を整理する。

本稿では、Kenyonらによってまとめられたナラティブ・ジェロントロジーという用語を書

名に含む論文集2冊 (Kenyon et al. (eds.), 2001; 2011) に掲載されている実践研究の論文計15本を、実践の中にナラティブを取り入れる主なねらいがいかなるものかという視点から分類した。その結果、実践研究は、①自我の統合、②精神疾患の緩和、③高齢者と専門職の関係改善、④高齢者やエイジングに対する理解の深化、を主なねらいとする実践研究が行われていることが明らかになった。

3.1 自我の統合

自分自身を受け入れ、自我を統合していくためにナラティブが用いられている。こうしたねらいのもと行われる実践研究の中で、いくつかの論文に見られたのが、エリクソンの発達段階論に関する記述である。これは、エリクソンが老年期の発達課題として挙げた「統合 対 絶望」に関連している。

Kuhl & Westwood (2001) は、末期患者へのナラティブ・アプローチの適用について、自我を統合し、自らの存在を受け入れるために、自らのライフストーリーの理解が有効であることが示されている。末期患者が自身のライフストーリーを理解することは、自らの人生を受け入れ、死への準備をしていくことへとつながっていく。

その他、ガイドド・オートバイオグラフィー (guided autobiography) という手法に関するものとして、Shaw (2001) と Vota & de Vries (2001) がある。オートバイオグラフィー (自分史) が自分で自分の人生やその経

験を解釈したものであるのに対し、ガイドド・オートバイオグラフィーは、「半構造化された項目を持つ、グループによるライフレビュー」であるとされている (de Vries et al., 1995)。

Shaw (2001) は、自分史的なライフレビューが老いをめぐる知識や英知の発達、自己実現を促すとして、ガイドド・オートバイオグラフィーに着目している。そして、Birrenらによるガイドド・オートバイオグラフィーの開発の経緯を整理し、ガイドド・バイオグラフィーのねらいとして、個人の統合をはじめ、生涯発達、エンパワメントがあると述べている。

Vota & de Vries (2001) は、中高年者を示すサードエイジ、情報基盤経済への移行を示すサードウェーブ (Toffler, 1991)、家庭と職場以外のもう1つの場所を示すサードプレイス (Oldenburg, 1991) という3つの概念をもとに、中高年者のサードプレイスとしてのサイ

バースペースに着目し、オンラインでのガイドド・オートバイオグラフィー実践の試みについて紹介している。オンラインであっても対面式と同様、自己理解が深められたことが示されている。

また、Tromp (2011) は、自分史的なナラ

3. 2 精神疾患の緩和

精神疾患を緩和するためにナラティブが用いられることもある。そこでキーワードの1つとなるのが「語り直す (restory) 」(Kenyon & Randall, 1997) ということである。

Osis & Stout (2001) では、ナラティブ・セラピーの方法やその起源、そして高齢者への使用が論じられている。ナラティブ・セラピーでは、問題の捉え方を語り直すことで変化させ、回復につなげていくことが目指されている。すなわち、ある問題が生じているときにそれを個人の中にあるものとして捉えるのではなく、外在化することによって、「問題そのものが問題である」と捉える。そうすることで、個人の狭まっていたアイデンティティを広げていき、緩和していくことができる。

Bohlmeijer & Westerhof (2011) は、オランダで発展している回想を用いた介入について、高齢者向けのメンタルヘルスケアとして回想を行うための枠組みを提示している。具体的な介入の事例の1つとして、「Looking for

3. 3 高齢者と専門職の関係改善

高齢者が専門職と関わる際、そこには情報の非対称性が生まれる場合がある。こうした高齢者の専門職との関係を対等でフラットなものへ

ティヴインタビューの分析方法を紹介している。複数の老人ホームにおいてライフストーリーブックの作成を行い、その実践の前後で語られる内容と自我の統合との関連を分析している。

meaning in life」という名称のライフレビュー・セラピーのプログラムが紹介されている。このプログラムは、55歳以上のうつ病を持つ人々を対象としたものであり、自己を変化させようという気を起こし、うつ病の症状を緩和させることが目指されている。感覚を呼び戻すエクササイズ、創造的な活動、グループディスカッションによって構成されており、絵や詩を取り入れるなど、非言語的なアプローチも含むものである。

Steunenbergh & Bohlmeijer (2011) は、うつ病を持つ高齢者のトレーニングとして自分史的な記憶 (autobiographical memory) に着目し、ライフレビューの実践において、ポジティブな記憶を問うことによって、ポジティブな方向へと語り直すことによって、高齢者は自分を受け入れていくようになり、心の状態の改善、うつ症状の緩和へとつながっていく。

と改善するために、ナラティブを取り入れる現場について描いた論文が見られる。専門職の種類としては、医療、看護、介護関連のものが

あった。

Clark (2001) は、医療、カウンセリング、リハビリテーションという3つの現場におけるナラティブ・アプローチの可能性について論じている。そして、その3つに共通するものとして、病気の性質の変化と医療従事者の役割の変化に着目する。かつて医者などの専門家に決定権があったが、近年では患者の要望が重視されるようになってきている。そのために、医療従事者が患者にとっての病気の経験の意味を理解する必要が生じており、患者のナラティブへの関心が高まっていると指摘されている。

Gass (2001) も、高齢者のヘルスケア実践においてナラティブを用いることによって、患者とケア提供者の間の見方の違いがもたらす影響に気づくことができると述べている。そして、ナラティブ・ナレッジとサイエンティフィック・ナレッジという知の体系の違いや、I-Youの関係とI-Itの関係の違いについて論じながら、患者とケア提供者の関係を対等なものへと改善していくことが、患者中心の臨床法へと結び付いていくと指摘している。

Hallberg (2001) は、看護の領域における患者理解の方法としてナラティブ・アプローチに着目している。Hallberg (2001) は、看護スタッフの役割として、患者の語り直しを促すことを挙げている。また、看護師が無意識的に患者のストーリーを書いており、そのことが患者

3. 4 高齢者やエイジングに対する理解の深化

高齢者ではない人々が、高齢者という存在やエイジングという現象に対する理解を深めるために、ナラティブが用いられることがある。な

をいかに理解し行動するかを決定することへとつながるとも指摘している。

また、van den Brandt-van Heek (2011) は、認知症高齢者、その家族、施設のスタッフの関係をとり上げ、スタッフが認知症高齢者に対して行う問いかけに着目した方法「Living and Working with a Story」を開発した。この方法は、認知症患者が弱点として抱えている質問を避ける重要性を強調したもので、この方法を通じて、認知症患者は自身のライフストーリーを語ることに刺激を受けると言う。認知症の人もそうでない人も自身のストーリーを語る点に着目し、スタッフが認知症高齢者と会話し、良い関係を築くための要素が紹介されている。

Ubels (2011) は、オランダの国家的な高齢者ケアの協会である「ActiZ」の取り組みについて紹介している。ActiZでは、①高齢者個人のアイデンティティを認識し、敬意、支えることがケア業界の中核として理解されなければならないこと、②ナラティブへの着目は、ケア提供者が、高齢者をケアの受け手と見なすことをやめ、対等な関係を生み出すことへとつながること、③ケアの組織は、ケア提供者とケアの受け手が出会い、人生や活動の質を共に創り上げていく社会的な構造を有する「ナラティブ・コミュニティ」と捉えることができること、の3点が目指されている。

お、これは、前述した「高齢者と専門職の関係改善」を達成するための前提としても捉えることができる。

高齢者向けのメンタルヘルスケアとして回想を行うための枠組みを提示しているBohlmeijer & Westerhof (2011) は、先述したライフレビュー・セラピーの事例の他、もう1つの具体的な介入事例として、子ども（成人）がメンタルヘルスを抱える親（高齢者）に対してライフレビュー・インタビューを行うというものも挙げている。この事例においては、ライフレビュー・インタビューを通じて、親子の感情的な関係が深まるとともに、子どもに対して実施された事後インタビューの結果からは、親の人生に対する理解や結び付きが深まったことが明らかにされている。また、プロフェッショナルな介護者でなくとも回想やライフレビュー・インタビューの実施が可能であることもこの事例から見出されている。

Westerhof (2011) は、「Green and Gray」と呼ばれる教育プログラムについて紹介している。このプログラムでは、外集団に対するステレオタイプの見方を改善し、若者と高齢者の相互理解を促すための手段としてライフストーリーが用いられている。中等・高等教育において実施されていることから、将来のヘルスケアやソーシャルワークの担い手を育てるプログラムとして期待されている。

4. 考察と今後の課題

前章では、Kenyonらが刊行したナラティブ・ジェロントロジーに関する論文集について、ナラティブが実践の中でどのようなねらいのもと用いられているのかを整理した。

ここで、2001と2011の論文集を照らし合わ

Noonan (2011) は、介護施設におけるナラティブ・ケアのプログラム「Celebrating Our Stories」を開発した。このプログラムは、地域の高校生も含め、様々な人々の伝記を作成するもので、目的は、利用者たちが持つ豊かな歴史や経験を、彼らのストーリーを聴き、記録することによって賞賛すること、本当にホリスティックな感覚で利用者を見るために、スタッフ、ボランティアなどあらゆる人が連携することによって、エイジング、特に介護施設におけるエイジングに関する前提に異議を唱えること、であった。

Kenyon (2011) は、多様な世代、心身に困難を抱える者であっても取り組めるナラティブ・ケアとして太極拳を取り上げている。Kenyon (2011) は、考えずに空っぽな状態を保ち、状況に身を任せることで、自身のストーリーの中に静寂や平和が生まれ、その場にいる人々が闘うことなく受け入れ合える状況を生み出せると述べている。このように、「苦しみ」や「喪失」の意味や、そうした視点からのナラティブのあり方を、参加者の様子に注意を払いながら捉え直していく筆者の様子が描かれている。

せると、2001では、医療を中心とする現場におけるナラティブ・アプローチの適用について論じたものや、ナラティブに関連する方法を紹介するものが中心であった。それに対し、2011では、課題が具体化され、プログラムの

開発などが中心となっている。また、2011では、個人や対人関係に焦点を当てたものに加え、地域コミュニティや国家レベルの機関においても、ケアをキーワードにナラティブ・ジェロントロジーをめぐる実践研究が進められていることがわかる。さらに、言語を中心に構成されがちなナラティブ・ジェロントロジーの領域において、例えばKenyon (2011) が太極拳をナラティブ・ケアと見なすことで、身体にも着目したナラティブ実践を検討するなど、語らない（語れない）というナラティブへの注目も見られる。

次に、ナラティブ・ジェロントロジーの実践領域の偏りについて指摘したい。ジェロントロジーは、エイジングをめぐる学際的な学問領域であるとされている。しかし、本研究で扱ったナラティブ・ジェロントロジーの実践研究では、医学や福祉の視点からのものが主流となっていた。ケアという観点に焦点化される場合、病院や介護施設で生活・利用する高齢者を対象とした研究や実践が中心となってしまう。そうした医療や福祉の現場以外で暮らす高齢者を対象としたナラティブ実践とはいかなるものだろうか。例えば、成人学習の領域において、学習とナラティブの関連が論じられるなど (Rossiter & Clark, 2010)、研究や実践が進

められてきている。こうした成人を対象としたナラティブ学習の理論が、高齢者の場合にはいかに適用可能かを検討するとともに、医療や福祉の対象とされてきた病院や介護施設で暮らす高齢者の活動自体も、学習という視点から問い直していくことで、ナラティブ・ジェロントロジーの領域をさらに拡大させることが可能であると考えられる。

最後に、今後の課題として2つ挙げる。本稿では、欧米を中心に蓄積が見られるナラティブ・ジェロントロジーの理論とその研究動向について、その枠組みを提示したKenyonらの論考、および彼らがまとめた論文集を中心に研究動向を整理した。今後、ナラティブ・ジェロントロジーに関する論文のレビューを継続し、ジェロントロジー研究におけるKenyonらの枠組みの位置づけや特徴を検討していく必要がある。

また、日本においても、ナラティブ・ジェロントロジーという用語は十分に浸透していない一方で、類似の研究は多くなされてきている。今後、そうした日本の研究動向を整理し、本稿で詳述したナラティブ・ジェロントロジーと照らし合わせながら、日本における研究や実践の特徴を見出していく必要がある。

謝辞

本研究は、「福武ホールアフィリエイトプログラム」における「医療法人社団・医風会」との共同研究の一部として実施されたものです。また、本稿を執筆するにあたり、大阪教育大学・堀薫夫教授に大変お世話になりました。ここに記し、謝意を表します。

参考文献

- 荒井浩道 (2006) 「心理-社会的エイジングと老いのナラティブ」堀薫夫編著『教育老年学の展開』学文社, p.60-77.
- Bohlmeijer, E., Kenyon, G. & Randall, W. (2011) Afterword: Toward a Narrative Turn in Health Care, In Kenyon, G., Bohlmeijer, E. & Randall, W. (eds.) (2011) *Storying Later Life: Issue, Investigations, and Interventions in Narrative Gerontology*, Oxford University Press, p.366-380.
- Bohlmeijer, E. & Westerhof, G. (2011) Reminiscence Interventions: Bringing Narrative Gerontology into Practice, In Kenyon, G., Bohlmeijer, E. & Randall, W. (eds.) (2011) *Storying Later Life: Issue, Investigations, and Interventions in Narrative Gerontology*, Oxford University Press, p.273-289.
- Clark, P. (2001) Narrative Gerontology in Clinical Practice: Current Applications and Future Prospects, In Kenyon, G., Clark, P., & de Vries, B. (eds.) (2001) *Narrative Gerontology: Theory, Research, and Practice*, Springer Publishing Company, p.193-214.
- de Vries, B., Birren, J., & Deutchman, D. (1995) Method and Uses of the Guided Autobiography, in Haight, B. K. & Webster, J.D. (eds.) *The Art and Science of Reminiscing*, Taylor and Francis, p.165-177.
- Gass, D. (2001) Narrative Knowledge and Health Care of the Elderly, In Kenyon, G., Clark, P., & de Vries, B. (eds.) (2001) *Narrative Gerontology: Theory, Research, and Practice*, Springer Publishing Company, p.215-236.
- Hallberg, I. (2001) A Narrative Approach to Nursing Care of People in Difficult Life Situations, In Kenyon, G., Clark, P., & de Vries, B. (eds.) (2001) *Narrative Gerontology: Theory, Research, and Practice*, Springer Publishing Company, p.237-272.
- 堀薫夫 (2006) 「エイジングの歴史」堀薫夫編著『教育老年学の展開』学文社, p.2-43.
- 川島大輔 (2006) 「回想法研究の課題と展望：高齢者の物語の意味への接近」『教育方法の探究』（京都大学）9, p.25-32.
- Kenyon, G. & Randall, W. (1997) *Restorying Our Lives: Personal Growth through Autobiographical Reflection*, Praeger.
- Kenyon, G. & Randall, W. (1999) Introduction: Narrative Gerontology, *Journal of Aging Studies*, 13 (1) , p.1-5.
- Kenyon, G., Clark, P., & de Vries, B. (eds.) (2001) *Narrative Gerontology: Theory, Research, and Practice*, Springer Publishing Company.
- Kenyon, G. & Randall, W. (2001) Narrative Gerontology: An Overview, In Kenyon, G., Clark, P., & de Vries, B. (eds.) (2001) *Narrative Gerontology: Theory, Research, and Practice*, Springer Publishing Company, p.3-18.
- Kenyon, G., Bohlmeijer, E. & Randall, W. (eds.) (2011) *Storying Later Life: Issue, Investigations, and Interventions in Narrative Gerontology*, Oxford University Press.
- Kenyon, G. (2011) On Suffering, Loss, and The Journey To Life: Tai Chi as Narrative Care, In Kenyon, G., Bohlmeijer, E. & Randall, W. (eds.) (2011) *Storying Later Life: Issue, Investigations, and Interventions in Narrative Gerontology*, Oxford University Press, p.237-251.
- Kuhl, D. and Westwood, M. (2001) A Narrative Approach to Integration and Healing Among the Terminally Ill, In Kenyon, G., Clark, P., & de Vries, B. (eds.) (2001) *Narrative Gerontology: Theory, Research, and Practice*, Springer Publishing Company, p.311-330.
- マッキンレー, E., トレヴィット, C. (2015) 「スピリチュアル回想法」(馬籠久美子訳)『現代宗教』2015 国際宗教研究所 p.121-149.
- Medeiros, K. (2014) *Narrative Gerontology in Research and Practice*, Springer Publishing Company.
- Noonan, D. (2011) The Ripple Effect: A Story of the Transformational Nature of Narrative Care, In Kenyon, G., Bohlmeijer, E. & Randall, W. (eds.) (2011) *Storying Later Life: Issue, Investigations, and Interventions in Narrative Gerontology*, Oxford University Press, p.354-365.
- 野口裕二編 (2009) 『ナラティブ・アプローチ』勁草書房
- Oldenburg, R. (1991) *The Great Good Place: Cafes, Coffee Shops, Community Centers, Beauty Parlors, General Stores, Bars, Hangouts, and How They Got You through the Day*, Paragon House.
- Osis, M. and Stout, L. (2001) Using Narrative Therapy with Older Adults, In Kenyon, G., Clark, P., & de Vries, B. (eds.) (2001) *Narrative Gerontology: Theory, Research, and Practice*, Springer Publishing Company, p.273-290
- Rossiter, M. and Clark, M. (eds.) (2010) Narrative Perspective on Adult Education, *New Directions for Adult Continuing Education*, 126. (邦訳：ロシター, M., クラーク, M. (2012) 『成人のナラティブ学習：人生の可能性を開くアプローチ』（立田

慶裕ほか訳) 福村出版。)

- Shaw, M. (2001) A History of Guided Autobiography. In Kenyon, G., Clark, P., & de Vries, B. (eds.) (2001) *Narrative Gerontology: Theory, Research, and Practice*, Springer Publishing Company, p.291-309.
- Steunenberg, B. & Bohlmeijer, E. (2011) Life Review Using Autobiographical Retrieval: A Protocol for Training Depressed Residential Home Inhabitants in Recalling Specific Personal Memories. In Kenyon, G., Bohlmeijer, E. & Randall, W. (eds.) (2011) *Storying Later Life: Issue, Investigations, and Interventions in Narrative Gerontology*, Oxford University Press, p.290-306.
- Toffler, A. (1991) *Future Shock*, Bantam Books.
- Tromp, T. (2011) Older Adults in Search of New Stories: Measuring the Effects of Life Review on Coherence and Integration in Autobiographical Narratives. In Kenyon, G., Bohlmeijer, E. & Randall, W. (eds.) (2011) *Storying Later Life: Issue, Investigations, and Interventions in Narrative Gerontology*, Oxford University Press, p.252-272.
- Ubels, G. (2011) Implementation of Narrative Care in The Netherlands: Coordinating Management, Institutional, and Personal Narratives. In Kenyon, G., Bohlmeijer, E. & Randall, W. (eds.) (2011) *Storying Later Life: Issue, Investigations, and Interventions in Narrative Gerontology*, Oxford University Press, p.319-337.
- van den Brandt-van Heek, M. (2011) Asking the Right Questions: Enabling Persons with Dementia to Speak for Themselves. In Kenyon, G., Bohlmeijer, E. & Randall, W. (eds.) (2011) *Storying Later Life: Issue, Investigations, and Interventions in Narrative Gerontology*, Oxford University Press, p.338-353.
- Vota, R. and de Vries, B. (2001) Guided Autobiography in Cyberspace. In Kenyon, G., Clark, P., & de Vries, B. (eds.) (2001) *Narrative Gerontology: Theory, Research, and Practice*, Springer Publishing Company, p.331-351.
- Westerhof, G. (2011) "Green and Gray": An Educational Program to Enhance Contact Between Younger and Older Adults by Means of Lifestories. In Kenyon, G., Bohlmeijer, E. & Randall, W. (eds.) (2011) *Storying Later Life: Issue, Investigations, and Interventions in Narrative Gerontology*, Oxford University Press, p.307-318.



園部 友里恵 (そのべ・ゆりえ)

[専攻領域] 生涯学習論、高齢者教育、演劇教育

[主たる論文]

園部友里恵 (2015) 「高齢者の演劇活動の展開：活動のねらいに着目した新聞記事の分析から」『演劇学論集：日本演劇学会紀要』60, p.95-114.

園部友里恵 (2015) 「地域の学びの場におけるインプロ (即興演劇) の応用：「豊四季台くるるセミナー」におけるインプロ講座を事例として」『社会教育』p.28-33.

[所属] 東京大学大学院情報学環 特任研究員

Theory and Research Trend of Narrative Gerontology: Focusing on the Framework of Kenyon, G. et al.

Yurie SONOBE*

Recently, narrative approach has been used in various fields. The purpose of this article is to clarify the features of the theory of narrative gerontology, and to review the practical research on it.

Narrative gerontology is an emerging sub-field within the multidisciplinary field of gerontology. Kenyon and his colleagues, who are gerontologists in Canada and several other countries, contributed toward of a conceptual framework of narrative gerontology in 1990s. They explored the meaning of aging from the “inside” by using the “life-as-story” metaphor.

According to Kenyon and Randall (2001), narrative gerontology presupposes a set of five basic assumptions: 1) storytelling is a fundamental aspect of being human; 2) lives as stories are made up of both facticity and possibility; 3) the meaning and nature of time are connected to our lives as stories; 4) our lives seen as stories that involve the four interrelated dimensions of the structural, sociocultural, interpersonal, and personal dimension; and 5) there is a fundamental paradoxicality about our lifestories. Therefore, narrative gerontology embraces the postmodern insight, and challenges the positivist views of aging.

Another feature of narrative gerontology is that the research is closely related with practice. Therefore, this article examined the trend of the practical research. As a result, the themes were classified into four types: 1) ego-integrity; 2) alleviation for symptoms of mental diseases; 3) improvement of relations between older persons and professionals; and 4) deepening understanding of aging.

Narrative gerontology will provide meaningful implication for the super-aged society of Japan.

PR学の方法論に関する考察

— 歴史的研究の問題を中心に —

An Examination of Methodology in Public Relations Studies:
Focusing on Historical Perspectives

河 旻珍*

Kyungjin HA

1. はじめに——研究の視座と目的

パブリック・リレーションズ (Public Relations、以下、PR) は、歴史的概念としてこれまでどのように捉えられてきたか。本研究は、PRの歴史を探求する研究手法としてPR学における「歴史的研究」——または、歴史を研究対象、素材とするPR研究——がどのように提起され、特徴づけられてきたかを検討する。その上で、1990年に*Public Relations Review*に掲載されたRon Pearsonの論文、“Perspectives on Public Relations History”を議論の出発点としながらPR学の方法論として注目されるようになった歴史的研究とその特徴をまず明らかにしたい。それを踏まえてPRの歴史を捉える視座、観点が、アメリカPR研究を踏み台にして世界各国にどのように広がっているかを論じ

る。

繰り返すと本研究の目的は、大きく二つに分けられる。第一に、PRの歴史的研究においてPRという概念とその歴史的特徴がいかに語られてきたかを、Pearsonの論文を手がかりに、この論文中で具体例として紹介されている文献を通じて検討する。これについては主に2章と3章を中心に確認を行なう。第二に、それらの研究がPRの歴史を捉えている独特な視座に注目しながら、射程を理論的研究まで広げてPR学における歴史と理論の関わりを問うてみたい。この問題を考える材料として、アメリカPR研究の国際化 (国際PR研究)、とりわけ日本と韓国の事例を検討し、米・日・韓におけるPR概念の歴史化を批判的に捉えてみたい。

* 東京大学大学院情報学環助教

キーワード：パブリック・リレーションズ、PR、歴史、理論、史観

2. 「代案」としての歴史的研究——Pearsonの論文を中心に

2.1 歴史的研究が浮上する文脈

国枝智樹の主張によれば、英米PR研究の学術誌に歴史を主なテーマとする論文が登場するようになったのは1990年代以降であるという¹。そうだとすれば、ちょうど1990年に*Public Relations Review*に掲載されたPearsonの論文は、PR学における歴史的研究の始動を示す先駆的例としても考えられるだろう²。まさに“Perspectives on Public Relations History”と名付けられたこの論文のなかでPearsonはPRとは何かを明らかにしようとし、そしてその専門職が持つ社会的機能を理解するためには、過去の分析と説明がきわめて重要であると主張している³。すなわち、従来のPR研究のスタイルに歴史的視点を加えることを通じて、PRという概念をめぐって、またはその実践に付きまとう様々な問題が解決できるとPearsonは展望する。

このような議論を行なった背景にはまず、PRの実践における正当性がそれを専門的に営んでいる者たち（PR産業）にとってしばしば「問題」となる事情があった。要するに、Pearsonは、実際の歴史を通じてPRがどのように形成され、発達してきたかが分かれば、今日のPR実践における正当性、またはそれに対する規制を考える上でより明確な説明が得られると考えたのである。さらに、Pearsonにとって歴史的研究は、PRの理論的体系を築く上でも有効であるように見えていた⁴。

Pearsonが視野に入れていたもう一つの問題関心として、それまでのPR学を主導してきた

理論的研究に対する批判的考察がある。彼の論文が出版された1990年とその前後の時期は、国枝が主張したようにPRに関する学術誌に歴史的研究が登場しはじめた時期であるかもしれないが、一方では、イギリスを中心にPR学に対する批判的議論が浮上した時期でもある。Jacquie L'Etangなどによる批判的理論研究は、アメリカ中心主義のPR研究の潮流に対抗し、その中核をなしてきた議論である機能主義的観点を批判した。ここでいうアメリカPR理論研究の機能主義的観点とは、言い換えれば、組織論におけるシステム理論（system theory）であり、プラクティカルな面ではPRをマネジメント（management）論に基づく管理体制の一つとして捉えようとする諸議論を指している。

Pearsonの主張は、前述したように、従来のPR学に対する批判的議論が活発になりはじめた時代に属する。すなわち、1990年を前後してPR学の構図は、1970年代以降から築かれてきたマネジメント論を中心とするアメリカPR理論研究とそのアンチテーゼ、または代案として浮上した諸議論からなっていたが、とりわけ後者には先ほど述べたヨーロッパ中心の批判的理論研究のほかに、本稿で取り上げるPearsonのように歴史的研究を訴える議論も含まれたと言える。このような文脈から解釈すれば、PRの歴史に光を当て、歴史的研究をPR学の方法論として推進しようとしたPearsonの狙いがより明確になってくる。

2.2 「史観」というフレーム

これから見ていくPearsonの論文のなかで紹介されている諸研究は、以上で説明したPR学の構図を念頭に置きながら理解する必要がある。これに加えてもうひとつ重要な手がかりとなるのが、Pearsonが歴史的研究を特徴付け、その具体的例を選別する上で採用している「史観」(perspectives on history, historical perspectives)という分類法である。

Pearsonによれば、PRの歴史に関する研究(とその研究者)はそれぞれ異なる歴史哲学を用いることができた。要するに、PRの歴史的研究には多様な解釈や観点がありうるのであ

り、それが生み出すPRの歴史に対する異なる解釈はPR研究の風通しを良くしてくれると考えた⁵。歴史学者のGene Wise(1980)のフレームを借りながら、PearsonはPRの歴史的研究を次の4つの史観にまとめた。Wiseがアメリカ歴史研究の主なパラダイムとして説明した「進歩主義」(Progressive)、「反進歩主義」(Counter-progressive)、「新左派主義」(New left)に加え、Pearsonは「新右派主義」(New right)を取り入れ、PRの歴史を研究・記述する上で前提となる4つの観点を提示する(表1)。

表2.2.1 Pearsonが分類したPR史観と代表的研究

史観	代表的研究	研究者(年度)
進歩主義 (Progressive)	<i>Courtier to the Crowd: The Story of Ivy Lee and the Development of Public Relations</i>	Ray Hiebert (1966)
反進歩主義 (Counter-progressive)	<i>Public Relations and American Democracy</i>	John. Pimlott (1951)
	<i>Keeping the Corporate Image: Public Relations and Business, 1900—1950</i>	Richard Tedlow (1979)
新左派主義 (New left)	<i>Dependency Road: Communications, Capitalism, Consciousness, and Canada</i>	Dallas Smythe (1981)
新右派主義 (New right)	<i>Corporate Public Relations: A New Historical Perspective</i>	Marvin Olasky (1987)

最初の進歩主義／進歩史観は、Wiseによれば1910年から1950年までアメリカの歴史を記述する上でもっとも広く採用された視点であり、基本的にはアメリカ社会とそこにおける人々の生活を問題のない理想的なものとして捉えた。Pearsonはこの進歩史観に該当するPRの

歴史的研究として、Ray Hiebertによる*Courtier to the Crowd: The Story of Ivy Lee and the Development of Public Relations*(1966)を取り上げている。

1950年以降、「進歩」という理想が疑われ、PR に関してもその歴史をアメリカ社会、

とりわけ「民主主義の発展」などと結びつけず、より複雑で重層的な社会現象として分析する観点が現れた。Pearsonはこのタイプを反進歩史観として分類し、イギリス出身の歴史学者、John. Pimlottが著した*Public Relations and American Democracy* (1951) とハーバード・ビジネス・スクール出身の経営史学者であるRichard Tedlowの*Keeping the Corporate Image: Public Relations and Business, 1900—1950* (1979) を紹介している。

次に、上述した二つの観点から大きく転回してアメリカという国をパワーゲームの冷酷な略奪者として捉える新左派史観が1960年代以降登場した⁶。Pearsonはこのような歴史研究のパラダイムにおける変化がPR研究でも表されたと説明し、PRを巨大資本とそこから派生したコミュニケーション産業の道具と見なしたDallas Smytheの*Dependency Road: Communications, Capitalism, Consciousness, and Canada* (1981) を紹介している。

最後に、Wiseの分類に加え、Pearsonは1980年代以降、アメリカ社会と歴史を語る上で新たな思潮を作ってきた新右派史観にも注目している⁷。自由主義に基づき、個人の権利を論じる保守的議論 (neo-conservatism) がPRの歴史的研究に反映された研究としてMarvin Olaskyの*Corporate Public Relations: A New*

Historical Perspective (1987) が取り上げられている。

以上で見てきた4つ史観は、PRの歴史に関する研究が多様な観点を採用してきたことを示してくれる。おそらくこのような多様性を強調するためにPearsonは、歴史的研究の特徴を史観という軸を用いて説明しただろう。要するにPearsonにとって史観——具体的には進歩史観、反進歩史観、新左派史観、新右派史観の4つの史観——というフレームは、歴史的研究のスペクトラムの広さを表し、それがPR学の方法論として有している可能性をアピールするための装置だったのである。

本研究は、PearsonがPRの歴史的研究を推進する上で史観という分類法を用いる意図を理解しながらも、一方で4つの史観という構成では歴史的研究全体のランドスケープを十分に捉え、提示することが難しいことを指摘したい。次章以降で詳しく論じるが、Pearsonが提示した4つの史観は必ず相互に調和できる性質というわけではないし、真っ向から対立するものさえある。以下ではまず4つの史観から分類されている諸研究を検討し、PR概念とその実践をめぐってどのような解釈と記述がされたかを確認した上で、Pearsonのフレームにおける潜在的問題を論じてみたい。

3. 史観の多様性と衝突

3.1 PR概念に関する解釈と記述

Hiebertの進歩史観

前述したように、進歩史観はアメリカ社会とそこにおける人々の生活を、他の社会と比べても健全であり、それゆえとくに大きな問題や矛盾を抱えず、進歩してきたと捉える。Pearsonによれば、Ray Hiebertはまさにこのような考え方に基づきながらPRをアメリカ社会の進化、発展と関連づけ、人々をより自由にし、開放的で公平な社会を築く上で必修不可欠なツールであると定義した研究者であった。

Hiebertは、PRの実践をとりわけ民主主義の発達と結びつけたが、そうする上で具体的、歴

史的根拠をPR専門家の一人であるIvy Leeの一生を通じて模索する。Ivy Leeの伝記でもある*Courtier to the Crowd: The Story of Ivy Lee and the Development of Public Relations* (1966) のなかでHiebertは、Leeが「真実を提供する」ことをPRの原則として掲げ、宣言したことを革命的な出来事として高く評価している⁸。そうすることでHiebertはLeeの情報提供中心の実践（表の右側）を従来のPR業（表の左側）から切り離し、以下の表のような対立する特徴を通じて意味づけていった。

表3.1.1 Ivy LeeのPRに関するHiebertの意味づけ⁹

従来のPR		LeeのPR
嘘 (fiction, lies)	対	真実 (truth)
秘密 (secrecy)		公開 (openness)
偏向 (partisan)		中立 (neutral)
説得 (persuasion)		理解 (understanding)
イメージ (image)		実際 (reality)
宣伝 (propaganda)		教育 (education)
パブリシティ (publicity)		PR (public relations)
醜聞暴露 (muckraker)		言論の紳士 (gentleman of the press)

民主主義とPRの関わりは、ほかにもHiebertのLeeに関する記述を通じて強調されている。例えば、1921年にコロンビア大学で開かれた授業でLeeは「我々は偉大なる民主主義の中に生きており、民主主義が維持されるのは人々の健全な判断にかかっている。人々の判断が健全

であれば、人々も健全であるはずだが、なぜならそのような判断は大量の情報に基づいているからだ」¹⁰と述べたが、Hiebertはこの言葉を引用し、「大量の情報」を提供することこそ、PRに課された任務であると主張した。

このような記述を通じてHiebertは、PRを民

民主主義社会の情報インフラとして定義しただけではなく、その活動を行なうPR専門職の地位を向上させようとした。すなわち、コミュニケーション・チャンネルを公開させることでより健全な社会を築いていく重要な役名をPR専門業は背負っているのだと言う¹¹。HiebertによってPRの歴史はアメリカ社会の進歩、とくに民主主義の発達の歴史と重ねられ¹²、Leeのような専門家がPRの担い手となってアメリカ社会と人々に貢献してきたのだという意見が繰り返し広げられた。

Pimlott、Tedlowの反進歩史観

反進歩史観を採用する研究は、PRの歴史の変容を「社会的進化」の産物と捉えなかった。つまり、進歩史観に見られるような、PRがアメリカ社会の成長とともに自然に発達してきたとする見方を止揚し、PRの歴史的発達をより複雑なものとして分析しようとする。

John Pimlottは、*Public Relations and American Democracy* (1951) のなかで、PRが成立した要因を社会の複雑性と巨大化から求めている。つまり、組織の規模も公衆の範囲も拡大し、さらに公衆に関して言えば、従業員、顧客、株主などへ増々細分化していき、遠隔化し、非人間化したことが原因として挙げられている。Pimlottは、これによって組織と公衆の間でコミュニケーション機能が円満に働かず、このギャップを埋めるためには情報の隠蔽ではなく公開が必要だという意見が広がるようになったと言う¹³。

Pimlottは社会と組織の複雑化、遠隔化など、産業社会がもたらした変化をPRの歴史的

発達の条件として分析しながら、具体的にはPRが経営者のイメージを管理し、企業に対する公衆の好意を獲得するための専門的機能として展開されてきたと説明する。その説明のなかにPRを民主主義というイデオロギーと結びつけようとする試みは示されず、むしろ巨大組織の効率性や生産性という点が強調され、PRは経済戦略、管理体制の一種として定義されている¹⁴。似たような主張がRichard Tedlowによっても提起された。

Keeping the Corporate Image: Public Relations and Business, 1900—1950

(1979) のなかでTedlowはPRの歴史を民主主義の発展と結びつけて解釈しようとする諸研究の試みを批判している。Tedlowによれば、PR概念を「企業の利益」対「公衆の利益」という二分法的、対立的見方から捉えることや、また、PRが導入されてはじめて企業の社会的責任に対する意識が覚醒されたと主張することは、20世紀における企業という組織そのものの発展を考慮しないのと等しかった¹⁵。

19世紀末から20世紀半ばにかけてアメリカ社会では前例のない大企業の成長、経営合理化と管理技術の発達、巨大市場の出現が相次ぎ、時々刻々と変化する経済、社会、技術に対応する管理体制の一部としてPRが登場したとTedlowは説明する。彼にとってPRの歴史的研究は、新しい環境において組織がより効率的、効果的に働くためにはどうすれば良いかを考えていく上で意味を持っていた¹⁶。

PimlottもTedlowもPRの担い手である組織（巨大企業）の内側と外側における様々な変化に注目し、PRが用いられる理由を企業と公衆

をめぐる社会的、経済的、技術的要因から捉えている。それを踏まえて、2人ともPRを組織の営みとして理解し、経営技術／管理体制として定義したのである。

Smytheの新左派史観

Dependency Road: Communications, Capitalism, Csciousness, and Canada (1981)の著者であるDallas Smytheは、マルクス主義理論を中心に自らの見解を「マス・コミュニケーションにおける唯物論者—現実主義者理論」(materialist-realist theory of mass communication)と呼び、資本主義とPRの関わりを批判している。

Smytheによれば、大企業をはじめとする営利組織は、大量に生産された消費財やサービスを流通させるために広告を行なうが、同時に資本主義システムを正当化するために再構築された「現実」を人々に注入しようとする¹⁷。その上で広告と識別されない、ニュースやエンターテインメント、情報といった形で日々のアジェンダが提供されるが、Smytheはこれを「フリーランチ (free lunch) と呼び、PRの働きとして説明している¹⁸。このような記述を通じてSmytheは、PRを資本主義社会の「意識産業」(consciousness industry)の一部に位置づけ、その目的が人々を「商品」(commodities)として生産することにあると主張した。

Smytheは、前述したような進歩史観はもちろん、反進歩史観の諸研究とも対立する立場からPRを捉える。反進歩史観はPRがその担い手である企業が産業社会、大衆社会の深化に伴って表面化された諸問題に応え、とりわけ公衆と

の間で相互理解を増進するために用いられたと説明するが、Smytheによれば公衆と企業の間で「相互理解」はすでになされていた。つまり、人々は大企業の搾取や不正行為などを知っており(正しく理解しており)、むしろそれが企業にとって問題だったのである。Smytheは、そのような「問題」を除外する目的から企業が最初から公衆の意識を操縦することを考えていたと主張する。

以上のようにSmytheは、PRの定義において、その担い手と対象(企業と公衆)、目的などについて前述した史観／研究と根本的に異なる見方をとっている。SmytheからすればPRは、民主主義の進歩に貢献するところか、社会の民主的発展を防ぐ歪んだ資本主義の「悪」であった。

Olaskyの新右派史観

Marvin Olaskyは、PRの歴史に対する進歩史観的解釈に反対している点でPimlottやTedlowの研究とも通じるところがあるが、PearsonはOlaskyがPR概念を捉える上で組織の目的性をより強調し、なおかつ自由主義というイデオロギーを前提にしていることを理由に新右派的史観に分類した¹⁹。

Olaskyは、*Corporate Public Relations: A New Historical Perspective* (1987)のなかでPRが企業同士の談合、または産業と政府の連合による協力主義(collaborationism)を正当化してきた歴史に注目する。彼によれば、PRはアメリカ社会における重要な価値である自由主義を損なう主犯であった。このような問題の歴史的起源を公共事業部門における独占や規制

から探りながらOlaskyは、例えば、1887年に州間通商委員会（Interstate Commerce Commission）が形成されたことや20世紀初頭に世論の圧倒的支持を導いた電信電話事業の独占経営はPRの見事な勝利であったと批判する²⁰。

さらに、PRの専門業に対してもOlaskyは、公衆の想像力と感情を刺激する協力主義がマス・コミュニケーションの特徴となってきたと指摘し、Ivy Leeやフロイトの甥であり、PRに社会心理学を応用しようとしたEdward

Bernaysなどの専門家たちがPRを個人の権利を侵害する方向に駆使してきたと主張する²¹。

以上のようにOlaskyはPRが自由市場経済を統制しようと規制を与え、計画経済を推進しようとする巨大産業と政府、またはその連合によって戦略的に用いられてきたことを批判したが、一方で、PRが自由主義、自由市場経済を守ろうとする側にとっても有効なツールであるとも考えた。要するにOlaskyにとってPRは、それを用いる担い手の信念と目的によって全く異なる評価の対象となったのである。

3. 2 史観の衝突

史観の相対的關係

ここでは、上述した各史観の特徴を踏まえて、それぞれの史観／研究を比較したり、対立的な関係として捉えたりしてみたい。そうすることを通じて、Pearsonが提示したPRの歴史的研究におけるフレームの整合性を検討すること

が本節の狙いである。結論から言えば、Pearsonは進歩史観、反進歩史観、新左派史観、新右派史観の4つの史観を通じてPRの歴史的研究における多様性を強調しようとした。だが、そのような試みは、史観同士の関係性によって生じる矛盾までは考慮していなかった。

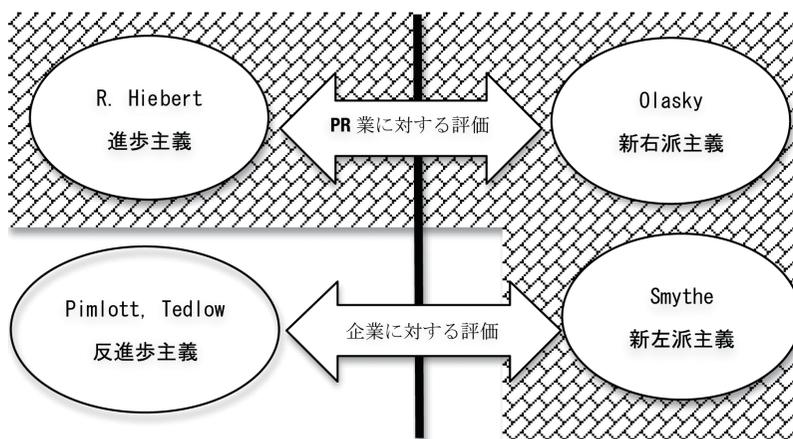


図3. 2. 1 各研究／史観の相対的關係

上記図は、前節で見てきた各研究／史観がPRの担い手と専門業について記述した内容を手がかりに、それらの相対的關係を太線、矢印、パターンなどを用いて示した概念図である。

まず、上段にある2つの円の間に伸びている矢印は、進歩史観のHiebertと新右派史観のOlaskyの研究がPRの専門業、専門家を捉える上での認識の違い／対立を示している。HiebertはPR専門業が大衆に情報を与え、世論の正しい判断を導く上で民主的機能を果たすと評価したが、それに対してOlaskyはPRの専門家たちを個人の権利を侵害し、自由主義の価値を損なう市民社会に反する存在として捉えた。

下段の円の間に描いている矢印は、PRの専門家たちを雇う主体である企業、または経営者に対して各研究が下してきた評価の違いを示すものである。上述した通り、PimlottやTedlowなど、反進歩史観の研究者たちは企業がPRを行う理由を組織と環境の変化（巨大化、複雑化）から説明しようとした。これに比べてSmytheは企業や経営者は大衆を騙し、人々の心性を操作する道具としてPRを見なしてきたと主張するのである。

このようなPRの専門業および企業や経営者に対する認識、評価の違いは、より抽象的に捉えれば、PRを生み出したアメリカ資本主義社会に対する評価の違いへつながる。それを表しているのが、図の中央に上下に伸びる太い線である。

図／線の左側は、アメリカ資本主義社会を肯定する研究グループであり、右側はそれを否定する研究グループとなる。少し補足を加えれ

ば、アメリカ資本主義社会を肯定する研究グループに入っているPimlottやTedlowは、Hiebertほどではないが、アメリカ資本主義社会——とくに、その担い手である企業という組織の発達を前提にしている。他方で、Olaskyは、Smytheほどではないが、アメリカ資本主義における政府と産業の連合を批判し、市民社会の再建を促す点でSmytheと同じグループに分類することもできる。

史観中心のフレームの問題

以上で見てきたようにPearsonが歴史的研究の例として取り上げた諸研究は、必ずしも調和できる関係におらず、中には真っ向から対立するものもある。これは、各研究がPRの歴史を捉える上で異なる価値観、イデオロギー（進歩主義、反進歩主義、新左派主義、新右派主義）を適用してきたからだ。

ちなみにPearsonは、PimlottやTedlowによる反進歩史観の研究をイデオロギーと切り離して考えており、それを上記図に表せば、格子縞で塗りつぶした部分とそうではない部分に分かれる。だが、イデオロギーを持たないことを、それ自体一つのイデオロギーとして捉えれば、「イデオロギー対非イデオロギー」の「3：1」という関係ではなく、「1：1：1：1」と、各史観が孤立した関係が描けるのである。

実はこの「1：1：1：1」という関係が、歴史的研究全体のランドスケープを捉えにくくするのである。史観の孤立性は、言い換えれば、ある史観が成り立つためには他の史観が否定され、排除されなければならないことを意味する。歴史的研究のフレームのなかで、史観同士

が衝突し、対立していれば、研究や研究者はいずれかの史観を選択することになり、それにより歴史的研究のなかに分割がおり、その外延が減少する²²。

PRの歴史を扱ってきた様々な研究を、ある基準を持って整理しようとしたPearsonの試みは評価できるが、そこから考えるべき問題としては、4つの史観を中心に歴史的研究をフレーミングすることの有効性を再考してみる必要があるということだ。要するに、歴史的研究がPR学の「代案」として新しい視座を切り開い

てきたかを批判的に考えるのである。そうする上で本研究は、4つの史観中心的フレームとその問題を相対的に捉えるために、理論的研究に射程を広げてみたい。前述したように、歴史的研究は理論的研究、とりわけアメリカPR理論研究のアンチテーゼとして位置づけられる側面があるが、歴史的研究と向かい合ってきた理論的研究のなかでPRの歴史という主題はいかに扱われてきたのか。以下ではいくつかの事例を通じて、この問題を考えてみたい。

4. 史観の普遍化——理論的研究と「歴史」の関わり

4.1 〈アメリカ史観〉の形成——進歩史観と反進歩史観の結合

Grunig理論における「歴史」

冒頭でも述べたように、アメリカPR研究は1970年代以降、「実質的」、「専門的」(practical, professional)分野からさらに「学問的」(academic)性格を帯びるようになった。そのような動きを引っ張ってきた動力として、PRが、経営学／マネジメント論というより広い領域の一部として語られるようになったことが考えられる。PRは、それを学知の対象とする諸研究によって組織の運営、維持を卓越的に遂行するための機能として説明されてきた²³。このような変化は、PRの「理論的研究」の拡散を通じて反映された。すなわち、組織にとってPRがいかなる機能であり、それがもたらす効果はどのように測定できるか、という問題に応える研究が集中的に行なわれるようになったのである。

なかでもJames Grunigは、「状況理論」

(Contingency Theory) から「卓越理論」(Excellence Theory) へPRの体系的理論を発達させてきた、アメリカPR研究、とりわけ理論的研究を代表する研究者である²⁴。Grunigは、これらの理論を通じて、PR実践における「双方均衡モデル」(Two Way Symmetry Model)²⁵の卓越性を主張してきた。すなわち、「双方均衡モデル」として説明できるPRこそ、あらゆるPR実践のスタイルのなかでも組織にとってもっとも優れた効果を与えよう。

本研究が目するのには、Grunigの理論が成立してきた上で、彼の主張を支える論理的根拠として、PRの歴史的発達過程を参照してきたことである。Grunigの初期理論である「状況理論」は、19世紀末から1970年までアメリカ史を4つの時期に分けてそれぞれを個別のPRモデルを用いて説明している。

その内容を要約すれば、1850年から1899年までは、新聞紙面、記事の売買に関わる「言論代行・パブリシティ」（Press Agency/Publicity）が興隆していた。そこから1900年代から1920年代までの間でニュース（news）の提供がPRの主な問題事となり、「公共情報」（Public Information）の時代が到来した。さらに、1920年代から1960年代までのアメリカでは社会心理学の影響が広がり、PRの説得的コミュニケーションの側面が強調され、消費促進機能が中心となった。Grunigはこの時期のPRが「双方不均衡」（Two Way Asymmetry）的であったとし、上述した3つの段階を経て1970年代から漸くPRは「双方均衡」（Two Way Symmetry）的になり、組織と公衆の間で望ましい関係を構築する機能とされはじめたと説明する。

このような歴史の解説を通じてGrunigは、「双方均衡モデル」を頂点とするPR理論を築いたのである。Grunigの歴史認識の根底にあるのは、19世紀末から20世紀を貫いて、PRが未熟な段階から洗練された段階へ進歩しつけてきたという考え方である。それは、PRが、社会の公益を考慮しない不道徳的慣行だった時期もあったが、アメリカ民主主義と資本主義に適合する規範的制度、専門領域、社会的機能として成長してきたと見なす。このような進歩主義に基づいてGrunigは、当時、まだ「双方均衡モデル」に対する歴史的検証が十分に行なわれていなかったにもかかわらず、それをPR実践の最高次段階として主張することができた²⁶。

〈アメリカ史観〉の出現

PR学において、歴史的研究をそのアンチテーゼとして抱えるようになった理論的研究、なかでも中心的議論をつくってきたGrunigの理論が、その成立においてPRの歴史を積極的に援用してきたことは少しアイロニカルである。言うなれば、Grunigが行なった「理論研究」は、同時に「歴史研究」であり、そこに「理論」と「歴史」の境界が崩れていった。

Grunigの理論を支えていた歴史認識は、前述した進歩主義に加え、Pearsonの分類法からすれば反進歩主義として説明できる特徴をも含んでいる。それは、つまり、進歩史観と反進歩史観の結合した独特な史観でもあったが、具体的には規範的側面と実用的、実践的側面に跨がっていた。要するに、PRは、一方ではアメリカ社会の民主主義——組織と公衆の間におけるバランスの取れた関係——を支えるコミュニケーションとして、他方では組織（主に企業）の運営、維持における卓越した実践を担保する経営技術として説明される。

PRを「民主主義の進歩」と「経営技術の発展」という2つの側面から捉え、それらを満たす優れたPR実践（モデル）を歴史の解釈を通して模索したのはGrunigだけではない。むしろGrunigから示される歴史認識／史観は、アメリカPR研究を見ていくならば、共通的な特徴として浮かび上がってくる。

例えば、PRの歴史と理論、両方を扱った*Effective Public Relations*（2000）の著者であるScott Cutlipも進歩史観と反進歩史観が混合された議論を行なっている。CutlipはアメリカのPR史を、「米国苗床期」（1900年～1916

年)、「第一次世界大戦期」(1919年~1929年)、「F・ルーズヴェルト時代と第二次世界大戦期」(1930~1945年)、「戦後緊急成長期」(1946年~1964年)、「抗議運動と市民パワーの時代」(1965年~1985年)、「デジ

タル時代とグローバリゼーション」(1986年~)の計7つの時期に区分し、それぞれにおける特徴と代表的事例を説明しながらPRの進歩と発達を強調している²⁷。

表4.1.1 アメリカPR史に対する歴史認識の比較²⁸

Cutlip	Grunig	Newsom
米国苗床期 (1900年-1916年)	言論代行・パブリシティの時代 (1850年-1899年)	草創期 (1600-1799年)
		コミュニケーション草創期 (1800年-1899年)
第一次世界大戦期 (1917年-1918年)	公共情報の時代 (1900年-1920年)	反応・対応期 (1900年-1939年)
急成長期の1920年代 (1919年-1929年)	双方不均衡PRの時代 (1920年代-1960年代)	
F・ルーズヴェルト時代と 第二次世界大戦期 (1930年-1945年)		企画・予防期 (1940年-1979年)
戦後急成長期 (1946年-1964年)		
抗議運動と市民パワーの時代 (1965年-1985年)		
デジタル時代と グローバリゼーション (1986年-現在)	双方均衡PRの時代 (1960、70年代-現在)	グローバル・ コミュニケーションの時代 (1980年代)

上記表は、上述したGrunigとCutlipに *The Realities of Public Relations* (2004) の著者、Doug Newsome等の議論を加え、比較したものである。3者の間でそれぞれ時期区分の細かい違いがあるが、アメリカ社会の歴史をPRの歴史として捉え、その変容を段階的に説明する共通点が見られる。さらに、議論の中身を見ていくならば、PRという概念、実践を

「民主主義の進歩」と「経営技術の発達」の命題から構築／再構築している点で一致している。このような比較は、進歩史観と反進歩史観を中心としてPR理論の創造に結びつく歴史をいくつかの段階とモデルを用いて再構築することが、GrunigやCutlipなど、一部の研究者に限らず、アメリカPR研究に幅広く普及した考え方となっている可能性を示唆してくれる²⁹。本

稿では、このような考え方をアメリカPR研究における普遍的史観として〈アメリカ史観〉と

仮に呼ぶことにしたい。

4.2 〈アメリカ史観〉の遍在——国際PR研究の観点から

国際PR研究と〈アメリカ史観〉の輸出

〈アメリカ史観〉が示すように、PR学において「歴史」は、必ずしも理論的研究に対抗する代案的概念として捉えられてきたわけではない。むしろ、歴史は、アメリカPR理論研究の柱となる理論の成立に積極的に関わってきた。「歴史」と「理論」の狭間で誕生している〈アメリカ史観〉に基づきながら、理論的研究は自らの立地を強化してきた。そのような特徴は、PR研究のグローバリゼーションという現象から鮮明に見えてくる。

1990年代以降、従来の理論的研究を批判的に捉える諸議論が活発になり、歴史的研究や批判的研究が浮上したことはすでに述べた通りである。そのような動きはPR研究の内部から反動としてはみだすように現れたが、同じ時期にそれとまた違う性質の動きがアメリカPR研究からその外部へ拡張していった。そのような動きは、PR研究の国際化——いわゆる「国際PR研究」(International Public Relations Research)として現れた³⁰。

世界各国におけるPRの実践を科学的に理解し、実証的に分析しようとする試みは、その先駆的事例を求め、アメリカPR理論研究の影響力が大きく拡大された。その影響力は「国際的PR理論の構築」という問題に及んだだけでなく、アメリカPR理論研究の需要とともに〈アメリカ史観〉が輸出されるきっかけとなった。すなわち、アメリカ社会の民主主義の進歩を導

き、アメリカ企業の優れた経営技術の一部となってきたPRのイメージが世界化したのである。このような現象を考察する上で、前掲したGrunigの理論(PRの4モデル)を参考にして、自国におけるPRの導入と変容を歴史的に分析した日本と韓国の研究を参考例として挙げておこう。

日本におけるPRの変遷を分析した井之上喬は、社会とPRの進歩、発展を重要な命題として取り入れている。彼は、次の5段階を通じて日本におけるPRの発達を説明している。(1)「PRの発芽期」(1925年～1945年)からはじめ、(2)「GHQによる行政への導入期」(1947年～1952年)、(3)「米国型PRの啓発期」(1950年代～)、(4)「高度経済成長時代におけるPRの低迷期」(1950年代後半～1990年)、(5)「グローバルPRへの過渡期」(バブル経済崩壊後1991年～)へ進んでいくが、これを持って井之上はPRが「一方向コミュニケーション」から「双方向コミュニケーション」へ発展してきたと主張した³¹。また、前掲の国枝は日本における行政PRの歴史をGrunigの4モデルを用いて分析した³²。

韓国でも1990年代以降、アメリカPR理論研究の影響を受け、「双方向均衡モデル」を最高次PR実践として捉える研究が増加したが、それには韓国におけるPRの歴史の変遷を顧みる研究も含まれていた。例えば、シン・インソブとオ・ドボムは、「韓国現代PR史整理の課題

と争点」(2002)という論文のなかでGrunigの4モデルを軸にして韓国のPR発達史を分析している。シンとオによれば韓国のPRは(1)「軍国主義の侍女時代」(1945年以前の日本占領期)から(2)「政府代弁人・公報の時代」(1945年以降、米軍政期から1960年第2共和国まで)、(3)「祖国近代化の旗手・企業広報の時代」(1961年5・16軍事クーデターから1987年-88年の民主化大転換期直前まで)、(4)「民主、開放のPR時代」(民主化大転換期から現在まで)へ進み、アメリカのようなPR先進国に近づいてきていた³³。

〈アメリカ史観〉を通して普遍理論へ

アメリカ(Grunig)、日本(井之上)、韓国(シン・オ)における研究を並べてみれば、それぞれの政治、経済、文化の違いにもかかわらず、PRの歴史的発達段階で三ヶ国が非常に類似していることが分かる(詳しくは、別紙表を参考)。この類似性、または同型性は、米・日・韓のPRの歴史的、社会的変容が互いに緊密に結びついてきたことを示唆する一方で、それとは別に、アメリカPR理論研究の底流にある〈アメリカ史観〉が世界各国のPR研究にいかんにか伝播され、定着しているかという問題を浮かび上がらせてくれる。すなわち、米・日・韓のPRの歴史的発達に関する研究における同型性、類似性は、日本と韓国のPR研究が分析フレームとしてGrunigの理論、とりわけその根底にある〈アメリカ史観〉に準拠した結果つくられた特徴であると考えられる³⁴。

日本と韓国のPR研究は、各国の歴史をアメリカPR研究がつくってきた言説の一部に置く

ことになるが、これはPR研究の国際化の下でアメリカPR研究の影響を受けている制約であると同時に、メリットでもある。確かに日本と韓国におけるPRの実践、その歴史はアメリカと比べて劣っていると評価されるが、国際PR研究の基準に沿ってアメリカPRが辿ってきた「進歩と発達」を順調に進めれば、将来的には「双方均衡モデル」のような先進的PRが実現できるのも不可能ではないと期待できるからである。

このように、国際PR研究の普及は、アメリカPR研究とそこに潜む〈アメリカ史観〉を、アメリカをモデルとしてPR実践に取り組んでいる世界各国に流布してきた。各国のPR研究は、国際PR研究の線分上に位置づけられ、PRの実践と歴史を考える上で固有性より辺境性、周縁性が働いてきたと言える³⁵。〈アメリカ史観〉は、もはやアメリカにおけるPRの進歩と発達だけではなく世界各国にも広がり、そこからさらに多くの事例を吸収し、自己正当性を強化していく。それは、各国のPR実践を評価する上で普遍的価値となった。

このようにアメリカPR研究と史観が普遍化し、遍在化する現象について、国際PR研究の中核的議論を提供してきたGrunigはどのように語っているか。結論から言えば、Grunigはこのような現象が、PR理論のアメリカ中心主義でもなければ、世界各国の文化に必ずしも多中心主義でもないことを主張する³⁶。Grunigからすれば国際PR研究は、PRという概念が個々の社会——それが生まれたアメリカ社会も例外ではない——から剥離され、「超国境的な学知」として、または「全地球的な規範理論」としてグ

ローバルな「汎用原則」(general principle)を築き上げていく過程から捉えるべき現象であった³⁷。

Grunigの提言を手がかりに、アメリカPR研究が進んできた、そして向かおうとする道の全貌が明らかになる。アメリカPR研究は、1970年代以降、「新しい学知」としてPR概念の理論化を推し進めてきた。その過程で重要な役割を担ったのは、アイロニカルにも「歴史」の解

釈／再解釈と構築／再構築であったが、そこから生まれた〈アメリカ史観〉は、1990年代以降、PR研究の国際化に伴い、世界的に広がり、普遍的〈史観〉として現れたのである。Grunigの言葉は、アメリカPR研究の拡張が「理論」の構築のために「歴史」を援用する段階を超えていることを暗示する。歴史——アメリカの歴史であれ、世界各国の歴史であれ——は、理論のなかに陥没してしまった³⁸。

5. 考察——新しい歴史的研究を求めて

5.1 理論的研究の戦略

本研究はPR学の中で、「歴史的研究」と「理論的研究」によって歴史という問題がどのように捉えられてきたかを見てきた。これまでの議論をまとめながらPearsonが提起した4つの史観を中心とする歴史的研究の有効性を再考してみたい。

2章で説明したように、歴史的研究は、PRを「科学」として捉える理論的研究の急速な拡散を背景にして代案的視座が探し求められるなかで浮上している。本研究は歴史的研究をPR学の新しい方法論として興していこうとしたPearsonに注目し、3章を通じて彼が提示した4つの史観と代表的研究に目を通してきた。

Pearsonは、PRの歴史を「〇〇主義」、つまり「史観」として捉え、整理を試みる。このようなやり方は、それまで蓄積されてきた歴史的研究を紹介し、それらの研究が様々な観点を採用してきたことを示す上では効果的である。だが、Pearsonの議論は、歴史的研究をカテゴリー化する上で問題を孕んでいた。すなわち、進

歩主義、反進歩主義、新左派主義、新右派主義という異なる価値観、イデオロギーから歴史的研究を分類した結果、研究同士に相互矛盾や衝突が起こるのである³⁹。PRを担う主体（企業、PR専門業）とアメリカ社会に対しても全く異なる評価が飛び交うなかで、PRを捉える視野は逆に狭くなり、歴史的研究全体の可能性は自ら制約される。

このような問題、要するに、PRの歴史を「史観」として捉えることから生じる制約性は、歴史的研究をPR学の方法論とする上で致命的であるが、それはPRの歴史を「理論」を形成する上で包摂してきた理論的研究と比較した時、より明らかになる。

4章で論じた通り、PR学において歴史は、歴史的研究だけに固有の問題関心だったわけではなく、それと張り合ってきた理論的研究によっても積極的に取り上げられてきた。Grunigのような研究者は、PR理論を構築する上でPRの歴史を解釈／再解釈したが、そこからアメリカ

PR研究に共通する独特な歴史認識が形成された。その歴史認識＝〈アメリカ史観〉は、PR概念とその実践を一方では市民社会と民主主義の進展から、他方ではマネジメント機能、つまり経営技術の発展から捉える。

理論的研究において形成された〈アメリカ史観〉を指して、それが結局のところPearsonが分類した進歩史観と反進歩史観の混合構成された、より制約された歴史認識であると批判する

ことはもともとである。だが、ここでは〈アメリカ史観〉の中身の正当性より、そこに見られる戦略的試みに注目する必要がある⁴⁰。要するに、個別の史観を縫い合わせて理論の構築に必要なとなるPR概念に対する総合的理解を築こうとしてきたことが重要なのである。そのような試みを通じて、理論的研究はPR学における主要な方法論となり、その影響範囲を世界へ拡張させてきたのである。

5. 2 今後の課題

本研究は、Grunig理論に代表される理論的研究がPRを歴史的概念として分析し、構築／再構築するやり方を擁護するつもりはない。しかし同時に、PR学における歴史の問題を、歴史的研究の範疇に限定させ、「理論的研究」対「歴史的研究」の狭い視野を借りて探求することにも賛同できない。

PRの歴史を究明していく上では、これまで

検討してきた通り、細分化された「史観」を中心とする手法では不十分である。PR学における歴史的研究の方法論は、アメリカPR理論研究がそうしてきたように普遍的史観を造成し、それを通じて理論の脱歴史化、超歴史化を進める方向とも距離を置きながら模索される必要がある。

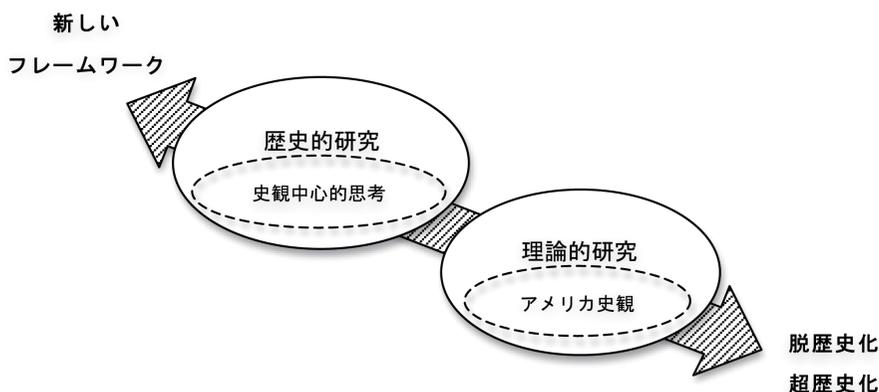


図5. 2. 1 PR学における方法論の拡張

本研究は、PR学における歴史的研究の問題、さらにはPR学における歴史という問題について考えてきた。本稿のなかで、歴史的研究を規定する従来の見方を批判的に考察し、いくつかの問題を提起することまではできたが、それを踏まえてPR概念を脱構築する際のフレー

ムワークまでは紹介していない。言うまでもなく後者の、PR研究における新しいフレームワークの模索と提示は、PRを歴史的、社会的概念として探求するために必要となるもっとも重要な作業の一つである⁴¹。これについては、稿を改めて論じることにはしたい。

註

- 1 国枝 (2015)
- 2 しかし、Pearsonの論文を読めば分かるように、PR学における歴史的研究の対象を「学術誌」から書籍全般に広げれば、1990年以前にもPRの歴史に関する研究は少なくなかった。
- 3 Pearson (1990 : 27-28)
- 4 Pearsonは、現代組織におけるPRの役割に関する一般的な意見——とくにPRのマネジメント的機能を強調する見方の一致にもかかわらず、PRの専門職に対して多く問題が解決されないまま残っていると書いている。Pearson (1990 : 27)
- 5 本研究は、Pearsonの論文で使われた「歴史的観点」(historical perspectives)という言葉を「史観」に訳して使うことにしたい。
- 6 Wise (1990 : 94) 。Pearson (1990) より再引用。
- 7 アメリカ社会において新右派主義は、1964年の大統領選挙を経て台頭し、1980年にRonald Reganが大統領選挙で勝利したことを通じて一つの政治的運動における思潮として定着した。
- 8 Hiebertは、Leeの宣言によって産業と公衆の関係において「革命」(revolution) がもたらされたと主張する。すなわち、公衆を敵対視する産業界の態度が弱まり、公衆に情報を提供すべきだと見なす政策が広がるようになったと言う。Hiebert (1966 : 48)
- 9 Pearson (1990 : 22) を参考に作成。
- 10 原文は次のようである。“We live in a great democracy, and the safety of a democracy will in the long run depend upon whether the judgments of the people are sound. If the judgments are to be sound, they will be so because they have the largest amount of information on which to base those judgments” . Hiebert (1966 : 317)
- 11 Hiebert (1966 : 318)
- 12 “Without public relations, democracy could not succeed in a mass society” . Hiebert (1966 : 7)
- 13 Pimlottによれば、公開的な社会において従業員はより一生懸命働き、商人はより一生懸命商売をし、株主はより満足することができた。Pimlott (1951 : 235-236)
- 14 Pearson はPimlottがPRと民主主義の関わりを完全に否定しているわけではないが、PRの歴史的発展を説明する上で民主主義というイデオロギーより社会的、技術的变化を重要な要因と捉えたと説明する。Pearson (1990 : 31)
- 15 このように主張する上でTedlowは次の点を根拠として挙げている。第一、PRが成立する以前から経営者は世論、公衆からの承認を重視していた。第二、PRに携わった代表的人物のなかには企業の社会的責任を全く考えなかった人も少なくない。第三、大企業の営利追求に反対する世論が治まった以降もPRは衰退せず、むしろその重要性は大学、社会团体、軍隊などへ拡大された。Tedlow (1979 : 14-19)
- 16 Pearson (1990 : 34)
- 17 Symthe (1981 : 26, 52)
- 18 意識産業とPR専門職の発達に関する議論は、Smythe (1981 : 52-90) を参考。
- 19 Olaskyは、Hiebertの進歩史観と違って、Ivy LeeによるPR実践を否定的に評価した。Pearsonによれば、Olaskyは、PRの歴史に対する間違った認識、つまり、PRが公衆の利益を重視する動機から成り立ち、それゆえ、初期の言論代行業からLeeのような情報公開へ発展してきたとする見方を拒んだ。そのかわりに、PR専門業、専門家は自らの利益をもっとも重視してきたのであり、公的利益を増進させる倫理的目的は持たなかったと主張した。Pearson (1990 : 35)

- 20 その歴史的根拠として鉄道や電信電話など、公共事業の独占が挙げられる。Olaskyは、独占を擁護する側と反対する側の間で激烈なPR合戦があったと指摘し、それ以降PRは公共の利益より独占・規制する側の利益を守るために拡大されてきたと言う。Olasky (1987: 33-43)
- 21 Olaskyは、PR専門家たちがアメリカ社会の個人主義 (individualism) を衰退させ、協力主義 (collaborationism) を普及させてきたと批判し、それによってソ連のような社会主義に変質する危険性さえあると警告した。Olasky (1987: 45-53)
- 22 Pearsonが、新右派史観に立つOlaskyの研究がPimlott, Tedlowのような反進歩史観の研究と通じるところがあると述べたのは、彼自身「史観」という分類法を用いて歴史的研究をカテゴライズする上での限界を認識していたことになる。
- 23 とりわけPRは、組織の外部と内部における様々な集団、個人を取り巻く情報伝達、フィードバックを含むコミュニケーションとして説かれるようになった。このような定義に伴い、組織に対するPRの貢献もより効率的な予算執行のために「科学的」に検証されるべき対象とされた。
- 24 Grunigの理論は、今もPR研究の広い分野で多く引用されている。Grunig理論について詳しくは、河 (2013) を参考。
- 25 研究者によって「双方対称モデル」と訳す場合もある。
- 26 Grunigの「状況理論」は、4つのモデルをPR実践の色々なスタイルを説明するために提示したが、各モデルの関係を読み解いていけば、最初の3つのモデルは「双方向均衡モデル」の背景となっていることが分かる。要するに、3つのモデルとそれぞれが表す各時代には、1970年代と、まだ歴史の浅い新しいPR実践／モデルの卓越性を強調するための役割が与えられている。このような仕組みを通じて、「歴史」が「理論／モデル」の構築に援用されている。そして「歴史」は、「双方向均衡モデル」を除いてほかのモデルと優れたPR実践の結びつきが明らかに弱くなっている後期理論 (excellence theory) においてさらに希薄になって行き、Grunig理論は、脱歴史化、超歴史化に向かっていく。詳しくは、河 (2013) を参考。
- 27 Cutlip, Center and Broom (2000)
- 28 河 (2010) より修正、掲載。
- 29 とくに、GrunigやCutlipのように、理論と歴史の両方を扱う研究において〈アメリカ史観〉が示される可能性は高くなるだろう。
- 30 その具体的な事例については、Culbertson & Chen (1996)などを参考。
- 31 井之上 (2006)
- 32 国枝 (2011)
- 33 著者たちは、韓国PR史を区分する3つの要因として、①PRの背景になる政治、経済、社会的な現実、②それら政治、経済、社会的現実と関数関係にある言論および媒体状況、③前掲の①と②に対する適応的作用として行なわれるPR実践を挙げている。シン & オ (2002: 9)
- 34 何度も述べてきたが、ここで問題となる〈アメリカ史観〉とは、Pearsonが提示したようなPRの歴史を捉える4つの観点とも異なって、理論の構築のために歴史を積極的に援用し、さらに歴史の構築／再構築を試みる手法の一つである。
- 35 このような構図は、まさに注26で説明したPRモデル／歴史の周縁化とも似ている。繰り返す言うと、Grunig理論において、「双方均衡モデル」を除くほかの3つのモデル (とそれが代表する各時代) は、「双方均衡モデル」の卓越性を強調するための背景として機能させられる。それによりアメリカ社会の歴史も背景化、周縁化するが、PR研究の国際化を通じて、今度はアメリカ以外の国々における歴史 (過去、現在、未来) が周縁化するのである。
- 36 各国の政治、経済、メディア環境、開発水準、市民団体における特徴は、あくまでもPR実践の優秀性を考える上で変数として説明される。Grunig (2001) ; Boton & Hazleton (2006: 77)
- 37 Boton & Hazleton (2006: 77)
- 38 国際PR研究の拡大は、各国においてPRの成立と変容を歴史社会的に考察する分析視座が不在している問題からすればアメリカPR研究の世界的拡散、またはアメリカ「PR学」の氾濫をもたらすことであった。
- 39 たとえば、PRを新左派史観から捉えれば、PRを「民主主義」と結びつける考察は許容されない。このように、各々の史観が成立する上で、他の可能性が排除されるジレンマが発生する。
- 40 その戦略的試みとは、Grunigの理論から示されるように、きわめて単純明瞭な目標を掲げ、それを実践し、正当化する上でPRの歴史を「組織に役立つ機能として進歩を成し遂げてきたPR実践」として解釈することである。
- 41 それには、Pearsonによって紹介されなかった歴史的研究を検討する作業も含まれる。

参考文献

- Berkhofer, R.F., 1969, *A Behavioral Approach to Historical Analysis*. New York: Collier-MacMillan Limited.
- Bernays, E., 1923, *Crystalizing of Public Opinion*, New York: Liveright.
- , 1952, *Public Relations*, The University of Oklahoma Press.
- Boton, C.H. and Hazleton, V., 2006, *Public Relations Theory*, Lawrence Erlbaum Associates, Inc. (=2010, 유재웅외역, 『피알이론』 커뮤니케이션북스, ユ・ジェウン他訳『PR理論』コミュニケーションブックス。)
- 최윤희, 2001, 『피알의 새로운 패러다임』, 커뮤니케이션북스. (초요이・윤히, 2001, 『PR의 새로운 패러다임』 커뮤니케이션북스。)
- Culbertson, H. M. and Chen, N., 1996, *International Public Relations; A Comparative Analysis*, Lawrence Erlbaum Associates.
- Cutlip, S. M., 1994, *The Unseen Power: Public Relations. A History*, Lawrence Erlbaum Associates.
- , 1995, *Public Relations History: From the 17th to the 20th Century*, Lawrence Erlbaum Associates.
- , Center, A. H. and Broom, G. M., 2000, *Effective Public Relations* (8th Edition), Prentice Hall.
- Grunig, J. E. and Hunt, T., 1984, *Managing Public Relations*, Wadsworth/Thomson Learning.
- , 2001, "Two-Way Symmetrical Public Relations: Past, Present, and Future." R. L. Heath, ed., *Hand Book of Public Relations*, Sage, 11-30.
- 河尻珍, 2010, 「現代Public Relationsの日本における導入および発展——歴史的考察からみる日本PRの過去、そして現在における可能性と限界」吉田秀雄記念事業財団助成研究論文
- , 2013, 「米国パブリック・リレーションズ理論の修辭学(レトリック)——J. GrunigのPR理論に関する批判的考察」『東京大学大学院情報学環紀要情報学研究』85:131-146.
- Hiebert, R. E., 1966, *Courtier to the Crowd: The Story of Ivy Lee and the Development of Public Relations*, Iowa State University Press.
- 井之上喬, 2006, 『パブリック・リレーションズ』日本評論社。
- 国枝智樹, 2011, 「PRの4モデルと日本の行政広報：明治から平成に至る発展の4段階」『上智大学文学部紀要 コミュニケーション研究』41: 35-51。
- , 2015, 「マス・メディア、ジャーナリズムと広報・PRの歴史に関する一考察」日本マス・コミュニケーション学会・2015年度春季研究発表会・研究発表論文
- L'etang, J. and Pieczka, M., 1996, *Critical Perspectives in Public Relations*, Thomson.
- Newsom, D., Turk, J.V. and Kruckeberg, D., 2004, *This is PR: The Realities of Public Relations*, Thomson.
- Olasky, M., 1987, *Corporate Public Relations*, Lawrence Erlbaum Associates, Inc.
- Pearson, R., 1990, "Perspectives on Public Relations History," *Public Relations Review*, 16 (3) : 27-38.
- Pimlott, J. A. R., 1951, *Public Relations and American Democracy*, Princeton University Press.
- 신입섭・오두번, 2002, 「한국현대피알사정리의 과제와 쟁점: 문제제의적 성찰」, 『홍보학연구』, 6 (1) : 5-38. (シン・インソプ/オ・ドボム, 2002, 「韓国現代PR史整理の課題と争点:問題提議的省察」『弘報学研究』6 (1) : 5-38。)
- Smythe, D., 1981, *Dependency Road: Communications, Capitalism, Consciousness and Canada*, Norwood: Ablex.
- Tedlow, R.S., 1979, *Keeping the Corporate Image: Public Relations and Business 1900-1950*, JAI Press Inc. (=1989, 三浦恵次ほか訳『アメリカ企業イメージ——企業とPR、1900-1950』雄松堂出版。)
- Wise, G., 1980, *American Historical Explanations: A Strategy for Grounded Inquiry*. Minneapolis: University of Minnesota.

〈別紙表〉 PRの歴史的研究をめぐる米・日・韓の同型性*

アメリカ (Grunig)	韓国 (シン&オ)	日本 (井之上)
一方向コミュニケーション		
<p>言論代行・パブリシティの時代 (1850年～1899年)</p>	<p>「軍国主義の侍女」時代 (1945年以前)</p>	<p>PRの発芽期 (1925年～1945年：昭和初期～第2次世界大戦終結)</p>
<p>言論代行パブリシティ・モデル</p> <ul style="list-style-type: none"> ○目的：宣伝 ○コミュニケーション類型：情報元→受信者 ○調査・研究：ほとんど無い（人数を数えるくらい） ○歴史的な人物：P.T. Barnum ○主な利用分野：スポーツイベント、劇場、商品販促など 	<p>「PR」という用語と概念が登場する前の段階。かわりに、「弘報」という言葉がプロパガンダの意味で戦争の準備の延長線上における世論操作のために用いられた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○『毎日新報』『宣伝戦の必勝体制、文化戦士ら弘報挺身隊を結成』（1943. 12. 25） 	<p>大衆操作を目的とするプロパガンダ型：富国強兵のために言論の自由の抑え、世論操作が行われた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○PR誌（丸善、1897、三井呉服店、1899）と社内報（鐘紡、1903、1904） ○PR/広報部：南満州鉄道株式会社の「弘報係」（1923） ○政府関連機関：外務省内の「情報委員会」（1932）、「情報局」（1941）
<p>公共情報の時代 (1900年～1920年)</p>	<p>「政府代弁人」公報の時代 (1945年解放以後、米軍政期～1960年第2共和国)</p>	<p>GHQによる行政への導入期 (1947年～1952年)</p>
<p>公共情報モデル</p> <ul style="list-style-type: none"> ○目的：情報の拡散 ○コミュニケーション類型：情報元→受信者 ○調査・研究：ほとんど無い（掲載物の難易度、読者数の測定） ○歴史的な人物：I. LEE ○主な利用分野：政府機関、非営利団体、一部企業 	<p>米軍政によるPRの導入「公報」(Public Information, Public Affairs)の意味として行なわれた：</p> <ul style="list-style-type: none"> ○関連部署の変遷：米軍政期公報課、公報局→第1共和国公報所、広報室→第2共和国国務院事務所傘下公報局 	<p>GHQの占領政策の遂行を目的とするパブリック・インフォメーション型：</p> <ul style="list-style-type: none"> ○中央・地方官庁に対するPublic Relations Officeの設置（1947）、CIEの中央官庁職人対象のPR講習会（1949） ○日本電通通信社（電通）：夏期広告講習会における講座、「PRについて」（1949）、PR部新設（1950）
双方不均衡コミュニケーション		
<p>不均衡的PRの時代 (1920年～1960年代)</p>	<p>「祖国近代化の旗手」企業広報の時代 (1961.5.16軍事革命期～1988民主化転換期)</p> <p>* 下記、三つの時期に細分</p>	<p>I. 米国型PRの啓発期（1950年代～） PR広告・パブリシティ型：企業内に広報部門設置、広告代理店内PR部門開設。 PRと広告・宣伝が混同、「PR＝広告」</p> <ul style="list-style-type: none"> ○マス・メディア発達と民間PR増加 ○株式民主化、証券会社のPR運動

<p>双方不均衡モデル</p> <ul style="list-style-type: none"> ○目的：科学的説得 ○コミュニケーション類型：情報元↔受信者 ○調査・研究：態度の変化などを測定 ○歴史的な人物：E. Bernays ○主な利用分野：競争的企業、政府機関 	<p>I. 企業広報萌芽期 (1960年代) 経済発達に伴うマス・メディア発達→<u>パブリシティ、社内報、企業広告(PR広告)の登場</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○社内報の発行：太平洋科学『化粧界』(1958)、東洋ビール『社報OB』(1960)、韓国電力『韓電』など ○大学における「PR論」講義(梨花女子大学新聞学科) <p>II. 企業広報成長期 (1970年代) 大手企業(財閥：Hyundai, Daewoo, Samsung, Lucky/LG)を中心に工業経済体制へ→広告PR需要拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ○広告会社、企業傘下広告企画室、PR部署新設 <p>III. 企業広報発展期 (1980年代) 財閥化が深刻化、メディア統制、言論自由、市民権制限、労働、環境、消費者運動台頭</p> <ul style="list-style-type: none"> ○企業傘下代理店(In-house Agency)拡大：第一企画広報部新設(1982)、PR部(1985)、オリンピック担当 	<p>II. 高度経済成長時代におけるPRの低迷期 (1950年代後半～1990年) 大量生産・大量消費のサイクルを創るための販売促進、海外向けのPR広告、<u>パブリシティ型</u>：マーケティングPRに特化する一方、国内では企業不祥や公害問題、海外では貿易摩。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○東京オリンピック(1964)、自動車産業の成長(1960年代後半)など、マスコミにニュース提供/パブリシティ旺盛 ○欠陥車事件、一酸化炭素、光化学スモッグなど、公害問題、また経済インフレによる反企業感情の悪化により企業の社会的責任(CSR)が指摘され、企業内広報部の設置拡大 ○バブル経済崩壊と経営者認識、経営パラダイムの変換 ○PR会社増加、日本広報学会(1995)発足、PRから<u>企業コミュニケーション</u>(CC, Corporate Communication)へ
<p>双方均衡コミュニケーション</p>		
<p>均衡的PRの時代</p>	<p>民主・開放のPR時代 (1987・88民主化大転換期～現在)</p>	<p>グローバルPRへの過渡期 (バブル経済崩壊後1991年～現在)</p>
<p>双方均衡モデル</p> <ul style="list-style-type: none"> ○目的：相互理解 ○コミュニケーション類型：集団↔集団(feedback) ○調査・研究：相互理解の水準を測定 ○歴史的な人物：E. Bernaysおよび、S. Cutlip, J. Grunigなどの研究者 ○主な利用分野：政府規制下の企業、政府機関から徐々に拡大 	<p>1987年6.29宣言、1988年ソウルオリンピック開催。民主化による言論自由、市民意志表現自由が保障→PRの説得コミュニケーション機能から、<u>信頼に基づく双方向的コミュニケーションへ</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○政治とPR：世論調査導入(1987)、選挙キャンペーン ○企業PRの変化：労使問題、従業員向けPR、消費者運動、公害問題→反企業感情、企業の社会的責任問題に対応 ○社会状況の急変：IMF事態(1997)、IT・ベンチャー産業、インターネット時代へ 	<p><u>コーポレート・コミュニケーション(CG)型=双方向コミュニケーション型</u>： グローバル化の中で日本の行政や経営システムの制度的問題が表れ、<u>自己修正機能の双方向コミュニケーションへ</u>。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○経営パラダイム変化：企業不祥事、コーポレート・ガバナンス、企業倫理の重要性が問題に。危機管理(risk management)に対する従来コミュニケーション方の再考 ○PR専門職拡大：PR関連職従事者数の増加(2006年基準1万4000名)

*本表は、Grunigの状況理論(4つのPRモデル)とそれを分析枠組みとして韓国と日本におけるPRの歴史をまとめたシン&オ(2002)、井之上(2006)の研究を要約・比較したものである。河(2010)より抜粋、修正して掲載した。



河 旻珍 (は・きょんじん)

[生年月] 1982年4月

[出身大学または最終学歴] 東京大学大学院学際情報学府 学際情報学博士

[専攻領域] パブリック・リレーションズ、コミュニケーション研究

[主たる著書・論文]

「パブリック・リレーションズの条件——二〇世紀初頭のアメリカ社会を通じて」『思想』6月号 (No.1070)、2013

「米国パブリック・リレーションズ理論の修辞学 (レトリック) ——J. Grunig の PR 理論に関する批判的考察」『東京大学大学院情報学環紀要情報学研究』85号、2013

「『公報』、ある PR (パブリック・リレーションズ) の類型——1960年代、韓国における政府コミュニケーションをめぐって」『マス・コミュニケーション研究』79号、2011

[所属] 東京大学大学院情報学環 助教

[所属学会] 日本社会学会、日本マス・コミュニケーション学会、日本広報学会など

An Examination of Methodology in Public Relations Studies: Focusing on Historical Perspectives

Kyungjin HA*

This paper examines methodologies of public relations studies. Especially how the previous studies/theories have interpreted the history of public relations' practice will be discussed. Firstly, following the Ron Person' introduction to historical public relations study, four perspectives: progressive, counter-progressive, new right, new left and example studies will be reviewed. From the analysis of discourse, this paper argues that the perspectives/studies are in a reciprocally inconsistent relationship. Secondly, this paper develops this argument from comparative lens to analyze theoretical studies. It will be revealed in this paper that American theoretical public relations studies also have interpreted history in an effort to construct theories. In other words, public relations history is a main topic for historical studies but also it has a strategically important meaning in theoretical studies. Lastly this paper insists necessity for a new framework to understand and analyze public relations as a historical concept.

Interfaculty Initiative in Information Studies, The University of Tokyo

Key Words : Public Relations, History, Theory, Perspectives.

ラジオの奥底にあるもの

—古いメディアについての新しい覚書—

Issues in the Depths of Radio: A New sketches of an Old Medium

水越 伸*

Shin Mizukoshi

1. はじめに

私は1980年代後半、ラジオの歴史的研究から研究者としての道を歩み始めた。放送とは何か。このことを考えるために歴史的なアプローチを採り、テレビからラジオへ、さらにそれ以前の無線へ、電話へとたどっていった。そのなかからとくに、20世紀初頭の無線からラジオへの変化に焦点をあて、放送が当たり前のメディアとなる以前の状況や、ラジオがいくつかのオルタナティブな発展のしかたを可能性として持っていたことなどを明らかにした。人々が自明にしているラジオ、放送の姿をとらえなおし、その奥底にあるものを探ろうとしたのだった¹。

その後、私は電話やテレビ、コンピュータ、インターネットなどと歴史的研究の対象を広げ、個別メディアの歴史よりもメディア史という方法論的思考そのものに興味を持つようになった。メディアの基本的なかたちが大きく変化する歴史的な画期を見つめることからメディア論そのものを浮上させることに興味移っていったのである。そのため、たとえば戦時期や

第二次世界大戦後のラジオの歴史的研究など、いわゆる通時的なラジオ研究には本格的に取り組まないできていた。ラジオは私にとって研究の原点にあり、つねに立ち戻って参照するメディアだったが、90年代後半以降、踏み込んだ研究はしてこなかったのである。

ところが2010年前後から、ラジオに関するメディア・リテラシーの実践やシンポジウムを開催したり、微弱電波ラジオの実践をおこなうなど、あらためてこのメディアに触れ、考える機会が連続するようになった。それらの経験はかつての歴史的研究とも呼応し、2010年代も半ばを過ぎた現在、私にとって新たな意味合いを持ち始めている。

この論考は、私が経験したラジオをめぐるいくつかの活動のエッセンスを綴るエッセイである。その中でラジオを論じる意義を浮き彫りにし、それらがメディアの生態系をとらえるためのいかなる可能性を持っているかを考えてみたい。

* 東京大学大学院情報学環・教授

キーワード：ラジオ、コミュニティ、デジタル・ストーリーテリング、メディア・リテラシー、メディア論

2. 民放連プロジェクト南海放送実践

私はメルプロジェクト、マス&コミュニケーション・プロジェクトという共同研究の仲間とともに、2001年から断続的に約10年にわたって日本民間放送連盟と共同研究（以下、民放連プロジェクト）をおこなった。その仕組みは次のようなものだった。まず民放連が約200局の加盟局から毎年実践参加局を公募し、3局程度を選ぶ。私たちのプロジェクトは、それぞれの局や地域、参加する青少年の特性に合わせたメディア・リテラシーのプログラムをデザインし、放送局や地域住民と協力しながら実践をおこなう。私はこの全体を総括し、2000年代を通して全国各地の20近い地域を飛び回っていた²。

民放連プロジェクトは当初、テレビのメディア・リテラシーを前提にはじまったが、2008年にはじめてラジオ局での実践をおこなうことになった。愛媛県をカバーする老舗ラテ兼営局南海放送（RNB）においてである。このエッセイに引きつけた場合、すでに実践から10年近くの歳月が経ってはいるものの、依然として南海放送実践から見出せることはある。そのことを記しておきたい³。

民放連プロジェクトはもともと、放送局員と地元の青少年が共同で番組づくりを進め、その過程で受け手で素人の青少年が放送について学ぶとともに、送り手でプロの放送局員もまた放送を学びなおすこと、すなわち送り手と受け手がともにメディア・リテラシーを体得していくことを目指していた。こうした実践の経験が、いずれデジタル時代において地方放送局が徐々に市民参加型のローカルメディアとして変化、

発展していくためのきっかけとなることをも想定していたのである。

私たちは2008年度当初、南海放送ラジオにおいても放送局員が青少年とラジオ番組づくりをおこなうことを想定していた⁴。しかし音声だけで構成されるラジオ番組は相対的にみてテレビのそれよりも簡素である。その簡素さを人々が想像力で補い、深い番組文化、聴取体験が導かれる。しかしラジオを好意的に評価する際の常套句となったそうしたことがらが、端からラジオを知らない青少年に通じるのか。また南海放送では全国各地の老舗ラテ兼営局と同様、AMラジオの長期低落傾向が続き、この年には若者向けラジオ番組を編成表からなくしてしまうことを真剣に考えるほどだった。現場にはテレビほどの余裕はなく、番組づくりを協働することではたしてなんらかの異化効果、日ごろ当たり前前に接しているメディアをこれまでとはちがったかたちでとらえなおす契機を生みだすことができるのか。私は大いに疑問に思っていた。

2008年7月、小川明子、飯田豊らと松山市内で話し合ううちに私が思い出したのは、子どもの頃にすんでいた石川県の北陸放送（MRO）ラジオの「日本列島ここが真ん中」という番組のことだった。この番組は1970年代前半にスタートした、いわゆるワイド番組のさきがけだった。中継機材を積み込んだワンボックスカーに、局アナと地元に来たタレントや歌手（永六輔や荒井由美を思い出す）が乗り込み、町の隅々を走り回って声を拾い、伝言を届け

る。猫を引き取ってほしい人がいると生放送でアナウンスし、ほしい人にその猫を届けるなど、とりとめもない日常を電波に打ち上げ、リスナーが共有するというスタイルだった。おそらくは全国に先駆けてスタートした地域密着型ワイド番組だったはずで、少なくとも70年代、石川県では大いに人気があった。地域コミュニティと電波の共同体を重ね合わせ、電波によって地域を再認識する。そのこと自体がおもしろかったのである。同じようなことが南海放送ラジオでできないか。ただしたんなる地域密着型ワイド番組はすでに沈滞化してしまっている。

そこで私たちが考えたのはある意味では奇想天外な、ある意味では古典的な仕掛けだった。その概要を示しておこう。地元の青少年がいくつかのグループをつくり、各グループがケータイで松山各地の人々の様子を動画で録画する。その動画を専用ウェブサイトにアップする。この実践と同時にスタートした若者向け番組で、ウェブサイトにアップされた動画を音源として利用したり、ケータイ・クルーとなった青少年たちに出演してもらうなどする。リスナーはそのウェブサイトをチェックしながらラジオを聴くことができる。この仕掛けには、当時並行して進めていた「メディア・エクスプリモ」(JST CREST研究)において開発したシステムとワークショップ・プログラムの総称「ケータイ・トレール!」が用いられた⁵。

高校生のケータイ・ク

ルーが地元をまわって人々の様子を録画するといっても、いきなりではなかなかうまくいかない。取材する側、される側が共有できるある種のかたちがあるとよいだろう。そこで考えられたのが「ケータイ・トレール!」だった。すなわち、ある人が直前に録画されたメッセージのなかで投げかけられた質問に答え、次にメッセージを受け取る人に向けて質問を投げかけて終わるといってお話の一連のかたちを生み出したのである。これを用いれば、ケータイとは言えカメラを持ったクルーに取り囲まれた人々でも、あまり緊張せずに話ができるだろうし、そのメッセージが街の人びとの間を結びつけていくことになる。それらのメッセージは、ウェブサイト上で一連のメッセージのサムネイルが連結しつつ、生き物が動くような感じで可視化された。こうして2008年度後半、新規スタートした若者向け番組と連動して、県内高校生14名が4つのグループに分かれてケータイ・クルーとなり、「ケータイ・トレール!」を用いた取材と番組づくりをおこなった(図1、2参照)。

このエッセイに引きつけた場合、南海放送実践から何を見出すことができるだろうか。それ



図1. ケータイ・クルーの様子



携帯版

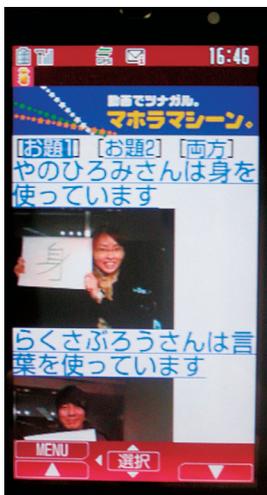


図2. ケータイ・トレールの画面

はラジオに必要なメディア・リテラシーとして、送り手と受け手がともにラジオのコミュニティを再認識し、その共創に参画することを位置付けた点にあった。たしかに個別のラジオ番組を作ることから学べることもあるだろう。しかし電波塔から打ち上げられた特定周波数の電波がドーム状に拡がって可聴範囲を形成し、その中の人々が同じ時間の流れのなかで音声作品

を媒体として体験を共有すること、コミュニケーションすること、そうしたメディアとしてのラジオの奥底にあるものの魅力を再認識することは、ネットとモバイルを用いればいつでもどこでも音声作品を聴取できる現代社会において、じつはかなりむずかしいことだ。その魅力を再認識するところまで降りていかないでにおいて番組づくりだけを学んだとしても、それはラジオならではのメディア・リテラシーとはいえないだろう。

高校生たちはケータイを用いた取材を通して街の人々の何気ない日常の物語をつないでいくこと、番組に出演すること、それらが家族や友人に聴かれること、あるいは自分自身も聴くことなどを通じて、ラジオの送り手と受け手の両方の役割を数ヶ月間ではあれ引き受け、つねにラジオのコミュニティを生みだし、発展させていくことに気を配ったのだ⁶。

この体験は高校生たちに、ラジオを他のいくつかから選択可能なメディアとして選び、音楽やおしゃべりなどを楽しむリスナーの立場から、ラジオが可聴範囲の社会の隅々にまで行き渡り、人びとの間にさまざまなコミュニケーションをもたらし、経験の共有や意見の交流を引き起こすことを意識しつつ、表現を通してそれを仕掛けていく放送人の立場への変換をもたらしたとあってよい。すなわち日々暮らしている松山市にラジオ局がたまたまあるのではなく、ラジオがもたらす松山、ラジオの松山が意識され、そのコミュニティに参画するという社会的行動が生じたのである。それが南海放送実践がもたらしたラジオのメディア・リテラシーであった。

放送に参画してラジオのコミュニティを意識すること、それ自体は取り立てて目新しいことではない。全国各地のラジオの編成表に見られる地元大学生による若者向け番組や地域住民によるコミュニティFMもまた、それがあるからこそ成り立っているといえるだろう。ただし今日、他の様々なメディアのあいだでラジオに注目し、それがもたらすコミュニティを意識するためにはどうすればよいか。ごく一部の人がラジオに関わる機会は多々あるが、その機会をより多くの人々にもたらすためにはどうすればよいか。これが課題であろう。2008年のわたしたちは、当時業界ではやっていたクロスメディアという用語を用い、ケータイ、ウェブなどのクロスメディア戦略でそれを進めたのだった。今日民放ラジオを見渡しても、この課題に有効に取り組む事例を見出すことはむずかしい。SNSの利用は当たり前となったが、SNSのコミュニティにラジオだからこその役割を見出すこともむずかしいのである。そしてそれはやデジ

タル・メディアをまったく抜きにしてラジオのコミュニティを生み出すことも不可能になっている。

南海放送では残念ながらこの実践からなにかが根付くことはなかった（ただし、2016年2月現在、南海放送ラジオから若者向け番組がなくなっていないことだけは確認できる）。しかし南海放送実践の翌2009年度、ラジオ単営局である和歌山放送が民放連プロジェクトに名乗りを上げた。その実践は飯田豊、沼晃介らを中心に南海放送と同じ二つのプロジェクトの共同で進められた。さらに2010年度、「ケータイ・トレール！」に興味を抱いたチューリップテレビ（富山県）とのあいだで応用的なメディア・リテラシー実践「とやまフォト川柳」も実施された。デジタル・メディアを援用しつつ、送り手と受け手がともに電波共同体を意識し、その中を生きていくことの意義を理解する人々や放送局は命脈を保っているといえる。

3. シンポジウム「ラジオのメディア・エコロジー」

2012年はじめ、文化社会学者の毛利嘉孝から声をかけられて、ラジオについてのシンポジウムをやってみようということになった。当時毛利と私は芸術と社会の相関をあきらかにする科研費プロジェクトのメンバーであり、その一環として「今、ラジオだよね！」と意気投合したのである⁷。芸術と社会の相関を考える研究の一環として、2012年という時点でラジオという古いメディアで意気投合できるとはどのようなことか。それはおいおい説明するとして、意気投

合できたこと自体、私は愉快だった。

シンポジウムは2013年11月16日（土）に山口情報芸術センター（YCAM）で開催された。それは二つのセッションと二つのワークショップから成り立っていた。タイトルは「ラジオのメディア・エコロジー」。新しいメディア状況のなかでこの古いメディアの位置づけがどのように遷移してきたのか、どのような可能性をはらんでいるのかについて、研究者、アーティスト、アクティビスト、市民らと話し合う場を生

みだそうという着想だった。

このシンポジウムの着想の種となったことがらをあげておこう。

まず毛利と私はこれ以前ほぼ同時期に、ラジオ・アーティストと称される毛原大樹に出会っていた。毛原大樹は東京都心の学校跡地など各地で微弱電波を用いたラジオ放送の実践をおこなってきていた。参加者はFMトランスミッター、金属線で作ったアンテナや受信機を用いてアナログ放送の送受信を実体験する。それを通して今や古くなってしまったアナログ放送技術、その背景にある電磁波理論の知識をあらためて理解するとともに、ラジオの送受信がもたらす共同体、共同体意識を実感することになる。こうした活動はデジタル技術が当たり前となり、ネットやスマートフォンに慣れ親しんだ現代の人々に新鮮な衝撃を与えたのだ。私にとって毛原の実践は、かつて注目していた20世紀初頭世界各地に現れたアマチュア無線家、無線少年らの活動そのものだった。それが現代においていかなる意味を持つかはすぐに理解することができた。

つぎに毛利はアート・アクティビズム、DIY文化、さまざまな音楽シーンと実践的に関わりながら研究に取り組んできた。毛利は半径数百メートルにも満たない可聴範囲の一時的なラジオが人々をとらえ、小さなラジオが瞬時にグローバルなつながりを持つような可能性に興味を持ってきていた。そして1980年代に華々しく文化批評を展開した粉川哲夫などを再評価しつつあった。一方、毛利と同世代の私は粉川哲夫の自由ラジオに学生時代に出会い、それに魅了された一人だったが、それは自分がメディア論

に取り組む前提となった過去の事例だととらえていて、取り立ててふり返ることはなかった。そのため毛利が粉川や自由ラジオを口にしたときに、なぜ今さらそんな当たり前のことをとくすかに戸惑いをおぼえた。しかし考えてみればすでに30年前後の歳月が経ち、今や多くの人があの時代のオルタナティブ・メディア、あるいはニューメディア批判の動きを知らない。毛利はそれらを今一度よみがえらせ、現代的状況のなかであらためてその意味を問おうというのだ。少し話すうちに、その意図と意義がわかってきたのである。

その概要を説明しておこう（詳細は図3と4を参照）。

まずは二つのワークショップをおこなった。



図3. シンポジウム・ポスター
(デザイン・杉本達彦) 表面



図4 シンポジウム・ポスター裏面

一つはYCAMで聴くことができる微弱電波ラジオ、ライブラリーラジオのメンバーを中心におこなった「ボイスアーカイブ・ワークショップ」である。当日YCAMを訪れた人たちに、「20歳の自分にいたいこと」「最近あったよいこと」という誰でも答えることができそうな質問を投げかけ、メッセージを録音する。それをそのままライブラリーラジオで放送するというものだった。もう一つは、毛原大樹によるワークショップで、任天堂のファミコンのFMトランスミッターを活用してラジオの送受信実験をおこなうというものだった。

ライブラリーラジオはもともと、桂英史が主導してYCAM、川口市メディアセブン、せんだいメディアテークなどに展開していったもの

である。図書館とラジオの深い関わりは20世紀初頭にまで遡るもので、図書館情報学を専門の一つとする桂がそれを現代的によみがえらせたのだった。微弱電波ラジオ、YCAMという施設に行かなければ聴くことができないラジオ、そんな小さなラジオを用いてYCAMと山口市をマッサージしていこうという意図が読み取れる。私たちはライブラリーラジオを運営する元気の地元の方々とともに企画を練り、彼ら・彼女らが人々の声を集めたのだった。

毛原のワークショップは当初、粉川哲夫に依頼したものだったが、諸般の事情で粉川が急に来られなくなったためをお願いした。ファミコンというノスタルジックなガジェットがラジオ送信機に生まれ変わることで、半径数メートル前後でしか聞こえないにもかかわらず、そのことは多くの参加者に新鮮な驚きを与えていた。私は当初、地元のラテ兼営老舗局の山口放送に参加を呼びかけ、マスメディアとしてのラジオとマイクロメディアとしてのライブラリーラジオが同心円状で放送するような多元的イベントを考えていた。山口放送はかつて民放連プロジェクトを実践した、メディア・リテラシーなどに積極的な局であったが、諸般の事情からそれはかなわなかった。

つぎに、二つのセッションがあった。一つは「ラジオ生態系の遷移」というタイトルで私が司会進行をし、「日本のマスメディアとしてのラジオ、コミュニティ・メディアとしてのラジオに複眼的に焦点をあて、現場の実践を踏まえながらその現在、過去、未来を語り」合う内容だった。さきのボイスアーカイブ・ワークショップ、ラジオ送信機づくりのワークショッ

プの内容も織り込んだ。もう一つは毛利が司会進行をし、海外とのスカイプ中継も用いながら進めた「ラジオの身体・ラジオの政治」というセッションだった。このセッションでは、「現在『ラジオ・アート』と呼ばれる領域でいかなる実験が起きているでしょうか？今この半径数メートルで起きていることが一気にグローバルに広がることの可能性とその課題をラジオの実験、実践を通じて体験しつつ、ラジオと表現、そして身体と政治の関係を考え」というものだった。

「ラジオのメディア・エコロジー」は、私にとってラジオを本格的に考え直す、貴重な機会となった。ラジオのテクノロジー、それがもたらす共同体、デジタル・ストーリーテリングとの結びつきなど、いくつものアプローチがあることがわかった。

このシンポジウムを毛利らとともにいっしょに進めた3名の仲間、飯田豊（立命館大学）、土屋祐子（広島経済大学）、林田真心子（福岡女学院大学）の事後のコメントを掲載しておこう⁸。

飯田豊（立命館大学・准教授）

「(1) 民放連メディアリテラシー実践プロジェクトなどを通じて、ラジオ局と地域の子どもたちによる番組制作に関わってきた。2008年度に南海放送ラジオと取り組んだ活動では、ケータイやウェブと連動させるクロスメディア展開によって、ラジオに新しい価値を見出すことを目指した。ラジオに関心を持って活動に参加してくれた高校生たちの趣味嗜好は多彩で、学校で仲良くなることもなければ、ネットでつ

ながることもなさそうな、そんな顔ぶれが一堂に会し、苦楽を共にして番組制作を達成したことが、今でも強く印象に残っている。

(2) 若者に馴染みがないラジオを「ニューメディア」として捉え直し、原体験を持っていない新しいリスナーの獲得を目指そう——そんな声が聞かれるようになって久しいが、その道筋は決して明瞭ではない。国内外の各パネリストが取り組んでいる多様なラジオ実践、そして毛原大樹さんのワークショップによって、ネット時代のラジオ文化のあり方を具体的に考える手がかりを得ることができた。」

土屋祐子（広島経済大学・准教授）

「私は広島市安佐南区のコミュニティ放送「FMハムスター」で2013年3月までの4年間、毎週1時間番組を学生と一緒に作っていた。トークを中心にしたラジオ作りの魅力の一つに人が集って話をし、そこから新しい関係が生まれる、ということがあると思う。そうした経験も踏まえつつ、セッションではコミュニティFMやミニFMなどマスでなくメゾやミニレベルの広がり多様なラジオの動向について話した。特にこうした小さなラジオは東日本大震災時に、マスからこぼれ落ちた自分の周囲の情報を伝えてくれる、人のぬくもりを感じられるメディアとして見直された。マスラジオ産業の状況は厳しいが、自分たちのメディアを持つためのラジオへの期待は高まっている。課題として、こうしたラジオの多様性が個々の作り手に見えておらず、相互作用が生まれづらいことをあげた。

みなで話している中で改めて気づいたこと

は、例えば戦後の放送の民主化への転換の中で生み出されたクイズや歌などのラジオ番組は今のテレビ番組に近いように、これまでもラジオは変容を重ねてきたことである。今ラジオの輪郭がぼやける中、作るラジオの面白さを追求してみたいと思った。」

林田真心子（福岡女学院大学・専任講師）

「Session1では「現在」「過去」「未来」とラジオの生態系の遷移をたどるなかで、「未来」へむけた活動の一つとして私が紹介したのは、大学生と放送局による共同的なラジオ実践であった。福岡女学院大学人文学部のメディア研究ゼミが、九州朝日放送（KBC）とともに2013年度より行っているもので、ラジオの未来を描くために、まず、私たちの日常的な音との関わりから、改めて考えていこうというメディア・リテラシー実践である。学生と放送局のスタッフがそれぞれにスマートフォンやICレコーダーで身近な季節の音を集め、それを音のストーリーに再編集し、AMラジオ番組でオンエアする。その過程を通して、互いの音の経験を共有する。また、ラジオが伝える音がいかに構成されており、私たちの音の環境と接続しているかを議論するものである。会場からはKBCの担当者もコメントを寄せた。マスメディアだけでない、ラジオの複数性、その生態系の

4. ラジオ『5』

2015年初頭、キム・ジリクが私にラジオをやらなかと持ちかけてきた。それがきっかけとなって私は、おもにアメリカの公共ラジオ

中からラジオの未来を描いていくという視点で、改めて実践を捉える大切な機会となった。」

その後、飯田は中国放送の若者向け番組への出演を繰り返し、土屋はコミュニティFMとの関係を深め、林田は九州朝日放送ラジオの朝のワイド番組のパーソナリティを務めた。ラジオは私たちにとって実践的に取り組むべき対象となって今日に至っている。

私は2014年度、大学院学際情報学府の授業「メディア表現論」において、毛原の助けを得て微弱電波ラジオを学生たちとともに組み立て、オンエアするという実践をおこなった。研究室がある本郷キャンパス福武ホールという建物全体をカバーするのが精一杯という可聴範囲ではあったが、自ら組み立てたラジオでメッセージを送り、仲間とともに携帯ラジオでそれを受けるといった体験は、私や十数名の学生のメディア論的想像力を大いに刺激した。

私はこの微弱電波ラジオを年に数回、日時を決めてオンエアする活動を継続的におこなっていかうと考えたが、15年度にはそれをおこなえなかった。ただしこれは後述のストーリーテリングと対をなす、ラジオ『5』の一つのあり方として今後も忘れずに取り組んでいくつもりでいる。

（NPR）加盟局がつくっている録音構成番組、あるいはストーリーテリング番組をよく聴くようになった。この聴取体験は私にとって深いも

のだった。

まずは前提となることを説明しておきたい。私は先述の毛利嘉孝、佐倉統、宮田雅子、田中克明、そして松井貴子とともに、2014年に小さなバイリンガルの独立雑誌『5: Designing Media Ecology』を出版しはじめた。この雑誌は、内外各地に散在するメディアとコミュニケーションに関わる理論的知見と実践的経験を架橋するためのリトルマガジンをうたっている。2016年現在、年2回、450部を出版し、その大半は編集メンバー6名によるイベントなどでの売りだが、気の利いた本屋でも販売してもらっている。あくまでも学会誌ではなく雑誌を、小さくても世界各地で読まれ、それをもとに議論が生まれるような広域志向性のあるメディアを目指している。

この雑誌の英文コピーエディットを担当しているのがキム・ジリクだ。彼はオーストラリア放送協会などでラジオ番組の制作に携わった経験があり、『5』の編集方針を理解し、手弁当でサポートしてくれている。その彼が『5』と同じことをちがうメディアでやること、自分の好きなラジオでやることを模索し、私に相談を持ちかけてきたのである。

ジリクが私に教えてくれたのは、たとえば『This American Life』(WBEZ, Chicago)、『Radiolab』(WNYC, New York)、『The Organist』(KCRW, Santa Monica) などアメリカ公共ラジオ(NPR)加盟局の番組シリーズだった。作品といってよいかもしれない。それらは十数分から長ければ1時間を超える録音構成番組だったが、ジリクがとくに興味を持っていたのは市井の人々と制作者の何気ない対話

の中からその人の人生や家族の歴史、地域の問題などに深く入り込んでいくタイプの番組で、それらはストーリーテリング番組といってよいようなものだった。そして私もまた、ジリクのような番組に思わず聴き入る毎日を送ることになって今日に至っている。

日本にもラジオ・ドキュメンタリーという番組様式は、少ないながらも存在する。古くはラジオ・ドキュメンタリーがテレビに移植されて、草創期の日本のテレビ・ドキュメンタリーがはじまったことも、歴史的に知られていることだ。しかしそれらの番組は、社会問題を暴き出す調査報道の様式に則ったもの、マスメディアとしてのラジオが社会の争点となるべきことながらを見出し、告発し、問題提起する、そうしたタイプのものではほぼ占められているといつてよい。

ところがアメリカのストーリーテリング番組は、それらとは似て非なるものだ。端的にいえば、90年代以降に発展してきたデジタル・ストーリーテリングと同様の様式であり、人々が身近なことから、社会的に大きな争点とは言えないが個人や地域にとって意味のあることがらを丁寧に取り上げ、多面的に物語っていくタイプのものだったのである。

それらはいずれも社会的争点を追うだけではなく、音への深いこだわりを持ち、きわめて密度の高い音声表現となっている点において、大半の日本のラジオ・ドキュメンタリーとは次元を異にしている。

なぜこうした番組がNPRネットワークに顕著なのか。その背景にはおそらく北米におけるストーリーテリングの伝統が横たわっているは

ずだ。また、世界のラジオのなかでNPRがおかれている位置づけや特性にも拠っていることだろう。このあたりを詳らかに調べることは、いずれ機会を見て取り組んでみたい。

いずれにしても私たちは、このようなストーリーテリング番組をラジオ『5』として制作し、ネット上で公開していくことを目指している。私たちはラジオ『5』を紙の雑誌『5』と密接に結びつけながら、相対的に異なるメディアとして展開していければと考えている。

ストーリーテリング・ラジオは、先にあげたコミュニティとしてのラジオやその微弱電波ラジオなどとは対極をなすあり方だといえる。ストーリーテリング・ラジオは、乗り物が電波であろうとネットであろうとかまわない。音声表現の可能性を追求する一つの表現様式である。媒体を問わないそれは、ある意味ではラジオと

はいえない。ところがストーリーテリング・ラジオは録音構成作品として独自のコミュニティを持つ。それは国境を超え、時間を超え、その気になれば何度も聴くことができる作品として電波とデジタルの融合した中に存在する。聴取者は全米各地に拡がり、かつてのマスコミュニケーションではなく、小さな聴取コミュニティの群体のようなものとして存在しているのだ。

しかもストーリーテリング・ラジオは、マスメディアが志向する大きな物語ではなく、小さな物語を録音構成によって結晶化することをおもな目的としている。あるときには身近な環境問題に警鐘を鳴らし、あるときには音声の芸術的表現の可能性を実験する。このような志向性は、ラジオのコミュニティの成立に不可欠なのであろう。

5. さまざまなラジオとメディアの生態系

2015年10月、私は北海道コミュニティ放送フォーラムで講演をする機会を得た。私があるラジオ番組に出演したのを偶然聴いた関係者から声がかかったのである。テレビでも同じようなことがあるが、ラジオに出演すると、ドライブをしていたら偶然水越さんの声が聞こえてきたよなどという連絡をもらうことがしばしばあるものだ。ちなみにその番組のテーマはラジオそのものだった⁹。

北海道名寄市で開催されたこのフォーラムで、私ははじめて大勢のコミュニティFM関係者と話をする機会を得ることができた。私はこれまで、市民メディアやコミュニティ・メデイ

アなど、小さなメディアに焦点をあてて研究をしてきたが、コミュニティFMにはあまり関わってこなかったのである。フォーラムの前で関係者が異口同音に語ってくれたのは持続的運営のむずかしさであり、にもかかわらずそれが持つメディア論的な魅力であった。このフォーラムで得られた知見を私なりに整理を試みると次のようになる¹⁰。

(1) 財源を確保することがむずかしい。コミュニティFMは市町村レベルの、文字通りコミュニティのために日々サービスを行っているが、それを公共的な活動として認めてもらうことが

なかなかできず、自治体など公共セクターから公的資金を導入する際に苦労が絶えない。本来であれば公共的な活動として公的資金を一定程度投入することが制度化されればよいのだがむずかしく、お金を頂戴するという態度でアプローチせざるを得ない。新機軸がどうしても必要になってきているという。このためか、私が講演の中で話したテレフォノスコープという、古い電話機にiPhoneアプリを組み込んだ音声だけのデジタル・ストーリーテリングのことは、多くの聴衆がその意義を瞬時に理解し、興味を持ってきていた。これはマスメディアのラジオ関係者ではあり得ないことだと思った。

(2) 放送に関わる市民メンバーが固定化し、コミュニティから浮いてしまうことがしばしば起こる。一方で小さなメディアなので関係者はみな表現者であることがほとんどである。みんながラジオの魅力や問題点を身体で理解しているという印象を持った。それはすなわち、メディア論的な想像力を体得しているということで、ローカル民放をはじめ大手メディア然としたところで官僚化が進んでいる状態とはずいぶんちがっている。そこに可能性はある。

(3) 大都市よりも小さな町のコミュニティFMの方がおしなべて活性化している。たとえば札幌は2015年現在、人口195万の大都市で面積も広大である。そこに民放ラジオが7局、コミュニティFMも7局存在している。こういう状況だとリスナーはコミュニティFMだからといって特別には思わず、いくつかの中から選択できるラジオ、ワンオブゼムとしてとらえるため、いき

おいマスメディアのラジオとの差分を考えながらの放送となり、コミュニティFMならではの特性を出しにくい。これに対して釧路、室蘭、留萌、名寄など、その地域のメディアが事実上コミュニティFMしかないようなところでは、まさにコミュニティのためのメディアとして縦横に動くことができ、住民からも支持される。

以上が限られた知見であることはまちがいないが、しかしそこにはあらゆるタイプのラジオに共通する特性と、その可能性や課題のほとんどすべてを見て取ることができる。NHKや民放などマスメディアのラジオ、微弱電波ラジオ、コミュニティFM、これらは電波技術の観点からすれば、あるいはメディア論的に見ればすべて同じラジオだ。それらは社会状況や制度政策によって分化して進化して、表面的には異なるもののように見えているに過ぎないといえる。ところが分化して固定化したラジオを総合的にとらえなおし、それらの奥底に通底するものについて論じられることはほぼなかったといつてよい。微弱電波ラジオの自由はそれが一過性であることに依るところが大きい。一過性のものが定時化したとき、そこには日常生活世界のさまざまな規範と自明性が覆いかぶさる。それがコミュニティFMの現状だろう。東日本大震災を契機にラジオが見なおされたその奥底にあったものは、ラジオ・アートやアクティビズムがもたらす非日常的な電波共同体の体験そのものだろう。一方でストーリーテリング・ラジオのように結晶化した作品は、電波共同体を離脱し、音声メディアの古典的な可能性を示している。しかし日本のマスメディアのラジオは、少なく

とも2016年現在、それには取り組んでいない。そもそもある地域のメディアの生態系のなかでラジオが脇役なのか主役なのかによってそのあり方も大いにちがっているが、全国津々浦々テレビが繁茂し、ネットとモバイルが一般化した日本社会のなかで、ラジオの可能性が生き生きとみられるのは、北海道など広大な地域に散らばる小規模な市町村ということになっている。

ラジオの奥底にあるものについてのメディア

論は、思弁的な議論ではなく、さしあたりはこうしたさまざまなラジオを形態学的に分析することから見出せるのではないだろうか。そしてこの古いメディアに注目することからメディアの生態系を探ることは、デジタル言説とグローバル言説に絡めとられがちな私を含めたメディア研究者にとって、一つの有効なアプローチだといえる。

註

- 1 水越伸（1993）など。
- 2 民放連プロジェクトについては各年度の報告書が民放連から刊行されているほか、その成果をまとめたものとして東京大学大学院情報学環メルプロジェクト・日本民間放送連盟編（2005）がある。
- 3 南海放送の実践記録については、日本民間放送連盟編（2009）、およびマス&コミュニケーション・プロジェクトのブログがある。
- 4 南海放送実践に参画したのは私の他、飯田豊、小川明子、駒谷真美、下村健一、沼見介であり、マス&コミュニケーション研究とメディア・エクスプリモという二つの研究プロジェクトが連動して進められた。
- 5 「ケータイ・トレール！」は阿部純、杉本達應、鳥海希世子、沼見介、宮田雅子らが中心となって「メディア・エクスプリモ（情報デザインによる市民芸術創出プラットフォームの構築）」（JST CREST研究：代表・須永剛司）の水越伸グループと堀浩一グループが共同開発し、各地で実践をおこなった。アルス・エレクトロニカ2008においても実践され高い評価を得た。ちなみに南海放送のラジオ番組名は『第一マホラマ。学園』だったので、この実践当時、「ケータイ・トレール！」は「マホラマシーン。」と呼ばれていたが、ここでは「ケータイ・トレール！」で統一しておく。
- 6 日本民間放送連盟編（2009）に掲載された高校生らへの駒谷真美によるインタビューを参照。
- 7 毛利と私はいずれも、文科省科学研究費基盤B「社会システム〈芸術〉とその変容」（2011-13年度、長田謙一代表）の分担研究者であった。
- 8 三名はいずれもセッション1「ラジオ生態系の遷移」に登壇した。以下は、いずれも2014年7月11日にメールで送られてきたものである。
- 9 NHK FM『トーキング ウィズ 松尾堂「ラジオとつき合う」』（松尾貴史、加藤紀子、ゲストとして谷川俊太郎とともに出演）2015年7月12日12時15分～14時放送。
- 10 2015年10月24日（土）に開催された第10回北海道コミュニティ放送フォーラム・名寄ミーティング。全道から約60名のコミュニティFM関係者が集まった。私の講演は「ラジオの奥底にあるもの：電波・共同体・テクノロジー」というタイトルだった。

参考文献

- Fuller, Matthew, *Media Ecologies: Materialist Energies in Art and Technoculture*, Cambridge & London: MIT Press, 2005.
- 水越伸『メディアの生成：アメリカ・ラジオの動態史』（同文館、1993年）。
- 日本民間放送連盟『2008年度民放連メディアリテラシー実践プロジェクト報告書』（2009年）。
- 東京大学大学院情報学環メルプロジェクト・日本民間放送連盟編『メディアリテラシーの道具箱：テレビを見る、読む、つくる』（東京大学出版会、2005年）。



水越 伸 (みずこし・しん)

[生年月] 1963年生まれ。

[出身大学または最終学歴] 東京大学大学院社会学研究科

[専攻領域] メディア論

[主たる著書・論文]

『改訂版 21世紀メディア論』（放送大学教育振興会、2014年）『メディアリテラシー・ワークショップ：情報社会を学ぶ・遊ぶ・表現する』（東京大学出版会、2009年）『コミュニカルなケータイ：モバイル・メディア社会を編みかえる』（岩波書店、2007年）など。

[所属学会] ICA、IAMCR、日本マスコミュニケーション学会ほか

[ウェブサイト] <http://www.mediabiotope.com/>

Issues in the Depths of Radio: A New Sketches of an Old Medium

Shin Mizukoshi*

Although Shin Mizukoshi started his academic career as a media historian of the early days of radio, his interest has been drifted from this old medium for a long while.

Since around 2010, however, he has been involved in workshops, symposiums, and other activities related to radio once again. In Mizukoshi's mind, these new experiences relate to his historical research, and resonates with profound meanings.

In this essay, Mizukoshi sketches out his three recent radio-related activities : 1) a collaborative media literacy workshop involving radio broadcasters from Nankai Hoso and local high school students in Ehime Prefecture, 2) a symposium, "Media Ecology of Radio" at Yamaguchi Center for Arts and Media, 3) a trial of making storytelling radio programs produced by the editorial office of *5: Designing Media Ecology*. He also tries to discuss fundamental characters found in the depths of all type of radios.

Professor, Interfaculty Initiative in Information Studies, the University of Tokyo

Key Words : radio, community, digital storytelling, media literacy, media studies



查讀研究論文

REFEREED PAPERS

復興期のコミュニティ組織における調整機能の維持戦略

Coordination and consensus building strategy of a community based organization in post-disaster revitalization

小林 秀行*

Hideyuki KOBAYASHI

1. はじめに

2011年に発生した東日本大震災に限らず、我が国は大規模な自然災害を幾度も経験し、その都度、被災者は復興への取り組みを行ってきた。多くの被災地において、復興は長期にわたる課題であり、住民の取り組みがどのように行われたのかということは、被災後の地域社会のあり方を大きく左右することにもなる。こうした被災者の動きをより復興に対して効果的なものとするには、被災者に寄り添った復興を実

現する方策の1つであろう。

本研究は、このような復興をめぐる被災者の動きの中でもとくに、地域社会においてコミュニティ組織が行う利害対立の調整という点に焦点を当て、既往災害の再分析を通じて、この調整が行われた経緯と効果を検討し、コミュニティ組織による利害対立の調整にはどのような特徴が見られるかを、明らかにすることを目的としている。

2. 災害復興と地域コミュニティ

2.1 災害における復興の位置

災害復興を考える際、そもそも復興を必要とするような破壊が社会に生じていることが想起される。災害がもたらす、このような破壊について、「災害はハザードと社会的脆弱性の複合したものである」（田中,2013:277）とされるように、社会が潜在的にもっていた脆弱性が、災

害を契機として顕在化し、人々の生活に実際の影響を及ぼすという、災害の社会・経済的側面へ注目が集まっている。

たとえば吉川（2007）は、災害にともなって起こる社会的・経済的な打撃からの回復を、災害サイクルとして時系列的に表している（図

* 東京大学大学院 学際情報学府

キーワード：災害, 災害復興, コミュニティ組織, 調整型組織, 対内的調整, 対外的調整

1)。災害サイクルは、災害の発生を契機として、緊急避難や救助・救命が行われる緊急段階、避難所生活や瓦礫撤去が行われる応急段階、住宅再建などの生活再建や地域再生が行われる復旧・復興段階、そして次の災害へ備えるための防災対策が行われる予防段階に移行していくという4つの局面から構成される。

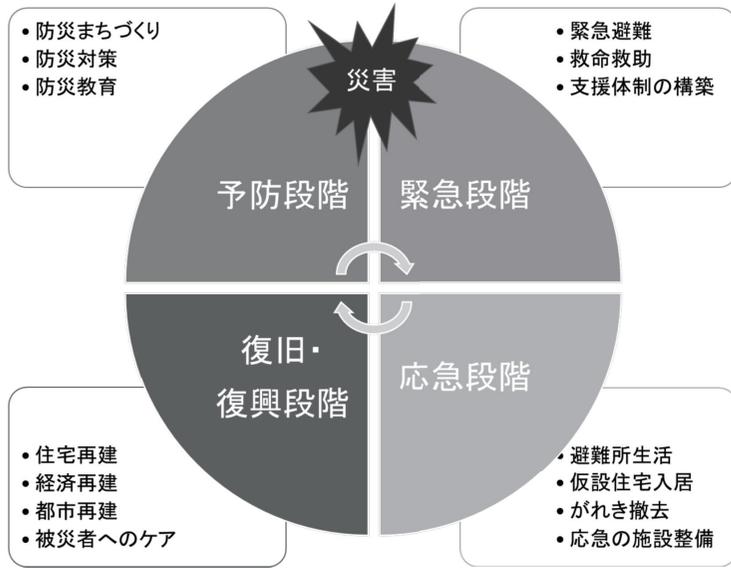


図1 災害サイクル（吉川, 2007）をもとに筆者作成）

なお、復旧・復興というとき、復旧が防災施設などハード面を対象とするのに対して、復興は「災害前とまったく同じ施設、機能にもどすのではなく、地域が災害に見舞われる前以上の活力を備えるように、暮らしと環境を再建していく活動」（林, 2003:116）であり、ソフト面をも対象とするという違いがある。

しかし、ソフト面を含むということは、計量的な評価がしづらいということでもあり、何をもって復興と呼ぶかということ自体、現在でも議論が続いている。そこで、まずは復興の概念について整理をしておきたい。

たとえば、復興とは何なのかという問いに対して、日本災害復興学会は自然科学・社会科学双方から災害に関わる研究者・実務担当者を集め「復興とは何かを考える委員会」を開き、復興の概念整理を試みた（日本災害復興学

会, 2010）。その取りまとめとして、復興は学問領域や論者によって定義が様々な「多義的な概念」（永松, 2010）であり、研究課題から理念・ガバナンス・メカニズム・能力の4つのアプローチに分類できるという整理がなされた。

このうち、復興の概念を取り扱う研究は理念的アプローチに分類され、委員会でも報告を行っている室崎は、「復興とは再生あるいは再建であるが、決して旧態に戻すことではない。震災前と違った『新しい質』を獲得する過程」（室崎, 2013:57-58）と災害を契機として変動を起こしていく一連の社会過程に着目している。

室崎のように社会過程へと注目する論者は多く、Smith&Wenger（2007:237）は、「事前の計画策定と事後の対応を通して経験する復旧、再建、そして物理的・社会的・経済的・自然環境的な変容の特異な過程」であるとしており、

大矢根（2007:22）は、さらにコミュニティを構成する住民までを射程に入れ、「『復興』とは何らかのゴールではなくプロセスである（中略）『復興』には共有されるイメージは一義的には存在しない。それに向かって皆で紡ぎ出す物語が復興であり、その過程において『復興』の像が柔軟に描かれ続ける」と定義している。

2.2 地域コミュニティにおける復興の難しさ

それでは、復興はなぜその円滑化が難しいのだろうか。社会過程という意味において、復興は具体的には行政や居住、産業など「住民生活を支える諸機能」（浦野,2014:49）の再編という形で整理される。この諸機能の再編を進める際に、行政計画が描く復興像と被災者である住民が描く復興像の間に齟齬が発生する場合があります（塩崎,2014）、解決のために「コンセンサスという意味での妥協を何処に求めるか」（野崎,2013）¹という合意形成の問題が発生する。この合意形成が、復興という社会過程を円滑に進みにくくする障壁の1つとなっている。既往災害においては、行政主導の計画の下で住民意見が軽視されているという批判的な研究（たとえば山中,2006）も行われており、行政主導に対する抵抗としての「行政と住民の間を媒介する中間集団」（今野,2007:109）の活動が求められることになる。

しかしながら、通常、日常課題を解決するために展開している町内会・自治会、老人会、婦人会などの既存の各種地域組織は、被災者という新たな社会層の代表となることは想定していない。また、組織の構成員全体が被災者とはならない場合もあり、その際には、被災者である

これらの定義に共通するのは、復興は、被災下の地域社会においてコミュニティや地域住民が作り上げた目標像へ至る道筋であると解釈でき、本研究では復興を「被災下の地域社会が新たな地域社会の目標像へ至る社会過程」と定義する。

人々と、被災者ではない人々が、同組織内に併存することになり、既存の地域組織がそのままの形で被災者の代表としての中間集団となることは難しい。加えて言えば、組織自体も災害復興に対応可能な柔軟性を保持していないのが通常である（山下,1998）。そのため、住民による復興の主体となりうるような中間集団としての機能を持ったコミュニティ組織を地域内に求めること自体、既存組織に変更を加えるという意味での再編が求められる。

この再編は、復興という切迫性を持った課題を解決するための緊急対応であり、組織が展開していく一方で、「地域住民組織（まちづくり協議会など）の決定権の不安定性や、既存のく地域住民を代表表出するためのしくみ」のゆらぎ」（浦野,1999:101-102）という問題を抱えることにもなる。

とはいえ、復興では既に述べてきたように、復興課題は固定のものではなく変化をしていくものであるから、災害下の地域社会、復興の担い手としてのコミュニティ組織は、復興に携わる限り、この変化に適応していく必要がある。

たとえば、行政や居住、産業の再編というとき、阪神・淡路大震災の分析から、「被災者の

【生活再建】を実現するためには、住まいと収入が必要であり、そのためには地域全体での【都市再建】と【経済再建】が求められ」（生活復興に関する質問紙調査データセット協議会,2014）という階層性があることが指摘されている。

しかし、これらの課題それぞれについて、個別の被災者がとる立場は家族構成、居住形態、職業、被災の程度といった被災者の属性によって影響を受けると考えられ、ある課題について利害を同じくする集団が、別の課題に対してもその集団を維持できる保証はない。このような復興課題の変化にともなう利害関係への変化は、コミュニティ組織に新たな利害対立の調整を要請することになる。この複雑な利害関係についての調整は、不安定性やゆらぎの安定化なしには進めることは難しく、何らかの対応がそこに見られるはずである。

では、この利害対立の調整について、中間集団としてのコミュニティ組織はどのような対応を見せてきたのであろうか。

復興では一般に、利害関係をもった諸組織が「重層的（対抗・協調）にかかわり合って議論を展開」するとされる（大矢根,1999:24）。単独の組織ではなく、複数の組織がかかわり合う

ことによって、複雑な利害関係に対応しようとするという指摘は、復興課題の変化への適応という面から見ても有効な方法であると考えられる。

このとき、複数の組織がかかわり合うということから、利害関係の調整として、組織内部における構成員間の意見の調整と、組織外部における組織間の利害関係の調整という2つの動きの存在を予想することが出来る。

このように先行研究をみると、復興におけるコミュニティ組織では、対内的な組織構成員間の調整という意味でも、対外的な組織間関係の調整という意味でも、調整機能をいかに安定的に保つかという点が重要となってくるように考えられる。

しかし、復興におけるコミュニティ組織を捉えた研究のうち、このような調整機能に焦点を当てた研究は少なく、多くは復興の推移として記述されるのみである。

本研究では、このような問題関心から、既往災害の再検討を行うことによって、コミュニティ組織が復興に向けた取り組みを行う際に、調整機能をもつことが有効であるということについて明らかにすることを試みた。

3. 既往災害におけるコミュニティ組織の展開事例

3.1 災害の規模からみるコミュニティ組織

本研究では、コミュニティ組織について北海道南西沖地震と雲仙普賢岳噴火の2事例を取り上げ、地域社会に焦点を当てた復興研究から検討を行いたい。両事例はいずれも被災地に甚大

な被害を及ぼした災害という点で共通しているが、地理的な規模とコミュニティ組織の展開という点で相違点が見られる。

北海道南西沖地震においては、津波の発生に

より奥尻島全域に被害がもたらされたが、青苗地区という約500世帯の集落でとくに甚大であった。奥尻島の行政単位は奥尻町のみであることから、コミュニティ組織の展開は奥尻町単位となったが、実質的には被災程度がもっとも激しい青苗地区住民を中核としたものとなった。また、その役割は、住民の合意形成と行政計画への反映というところに求められた。

対して、雲仙普賢岳噴火は当初、49名の死傷者と、警戒区域設定により立入禁止となった安中地区を中心とする19町内2,028世帯7,134名が被災者とされたが、噴火の長期化と拡大化にともない、経済被害などの間接被害も含めて約4.5万名の島原市民全体が被災者となる事態へと、災害の規模そのものが変化した。コミュニティ組織としては、警戒区域内の被災者団体だけでなく、これを支える島原市中心部の支援団体も立ち上がり、約40組織の連携が図られて

3. 2 北海道南西沖地震

2事例の検討について、まず事例とするのは1993年7月12日の北海道南西沖地震、なかでも奥尻島青苗地区における復興である。奥尻島青苗地区は、地震にともなう津波被害を受けて人口1,401名中87名が死亡、504世帯中324世帯が被災という大きな被害を受けた地区である。同地区の復興においては、初期の復興に対して主導的な役割を果たした組織として「奥尻の復興を考える会」があり、その後の長期的な復興で役割を果たした組織としては「南奥尻の活性化を考える会」の存在がある（関,2000）。

そもそも青苗地区では震災以前からの住民組織として、7つの区から選ばれた区長が役員と

いった。

しかし、災害の拡大により、支援団体が被災者団体の性格も持ちはじめると、団体間での利害対立も先鋭化していった。ここでのコミュニティ組織の役割は、住民の合意形成と行政計画への反映と同時に、復興という理念は同じくしながらも、構成員も目的も異なる約40組織の組織間関係を調整するというところに求められた。

以上のように、両事例は被災者の規模に比例して組織の規模という点で差があり、それにもなって活動の中で求められた役割という点でも相違がみられる。この2事例の検討において、組織規模の差、役割の相違に関わらず、調整機能に共通の特徴を見出すことが出来れば、これは他の災害にも適用できる可能性があると考えられる。

なって構成される、青苗連合町内会という組織が存在した。

とはいえ、就労世代のうち漁業関係者や自営業者は全島的な組織である奥尻漁業協同組合、奥尻商工会への関わりの方が深く、町内会への参加は高齢者が中心となっていたために、青苗連合町内会は「町行政の下請けの組織」（若林,2003:325）として、実質的には活動が困難となっていたのが実態であった。

これに対して、地震前年の1992年には、ゲートボール場や子どもの遊び場、グラウンドの設置など、青苗地区のまちづくりによる復興を目的に、商工会や婦人部、青年部、町議など

住民有志により「南奥尻の活性化を考える会」が設立されていた。

しかし、この組織も復興の初期においては、「同会は、いわば、特定の社会層に属する少数の住民を会員としたものであったから、災害によって広範な社会層の多数の被災者が出現したとき、（中略）緊急の課題には応えられないという限界」（若林,2003:325）に直面した。

この状況を背景に、奥尻町の復興計画、とくに防災集団移転事業計画への住民意見の反映を目的として、被災者を中心に全町単位で組織されたのが「奥尻の復興を考える会」である。同会は、奥尻町役場による住民説明会が行われる以前の10月9日に設立され、会長には「南奥尻の活性化を考える会」の会長A氏が兼任で就任した。

会の主な活動としては、設立の背景ともなった防災集団移転事業計画について、住民意向アンケート調査、防災集団移転事業に関する勉強会、北海道庁や奥尻町役場など自治体からの復興に関する情報収集と住民への広報、さらに住民の問い合わせに対する個別相談も、会の活動として行っている。会の性格は、「小回りの利く柔軟なやり方で、住民に有益な情報を提供し、非公式に住民の要望を吸い上げて行政サイドに伝え、行政サイドの活動を補完する機能を発揮」（南・野島,1994:62）した事例の1つと指摘されるように、設立当初から「『対決・要求』型」（横田,1995:53）というよりは、「協調・穏健」型の組織であった。

なお、ここで防災集団移転事業計画について触れておくと、その動きは地震から1月後の8月9日に、北海道庁で「北海道南西沖地震災害

復興対策推進委員会」が立ち上げられたことから始まる。推進委員会ではまちづくり計画の検討を経て、9月24日に全戸高台移転案と一部高台移転案の2案が奥尻町に対して提示された。

奥尻町では、10月1日に「災害復興対策室」を設置し、北海道庁から提示された2案に対して、住民の意向把握を進めていく。前述の通り、1週間後の10月9日には住民側にも「奥尻の復興を考える会」が立ち上がり、同組織が奥尻町との窓口組織の役割を担うことで、住民説明会などによる合意形成が行われた。これらの結果を踏まえて、11月22日の町議会での決議がなされ、最終的な計画決定がなされた（南・野島,1994:60）。

この際、「奥尻の復興を考える会」は「被災者における意見の分散化を防いだり、表明しにくい意見を取り入れたりしながら、結果として被災者の意向調整をしつつ復興計画の共有化をすすめることになった。部分的であれ、この会は復興計画に被災者が参画する役割を担った」（関,2000:193）と評価されている。

しかし、「奥尻の復興を考える会」は、奥尻町全体を単位として立ち上げられてはいたが、被災者団体という性格を持っていたことから、被害の激甚な青苗地区からの参加者が結果的に多数を占めてしまい、「青苗地区の地域集団という性格がみられ」（関,2000:193）た。組織の設立当初は活発な活動を展開したものの、防災集団移転事業について合意が得られて以降は、この齟齬を解決することが出来ずに活動を縮小させ、青苗地区の復興については、A氏が新たに役員に就任した青苗連合町内会がその活動を引き継いでいった。

対して、「南奥尻の活性化を考える会」は、当初は復興に注力すべきであるとして活動を縮小させていたが、「奥尻の復興を考える会」の活動が低調化していった1995年には、「本来、町ないし『奥尻の復興を考える会』によってなされるべき災害ボランティアに対する被災者からの災害後における復興過程に関する報告が、青苗連合町内会と『南奥尻の活性化を考える会』のまちづくり事務局によってなされている」（関,2000:195）など、「奥尻の復興を考える会」に代わって、町内会を補佐する形での活動が見られてくる。これは、初期の復興課題であった防災集団移転事業が完了し、復興まちづくりなどソフト面の復興課題への対応が新たに求められていく中で、「奥尻の復興を考える会」の縮小を踏まえて、青苗地区単位の組織による調整が望まれ、組織の交代が起こっていったと考えることが出来る。

しかし、「南奥尻の活性化を考える会」もまちづくりについて活動を行っていたとはいえ、有志組織であり、また結成も1992年と新しいことから、「奥尻の復興を考える会」のように青苗地区住民の調整を行いつつ、奥尻町役場に対する窓口組織と成り得るかという点では、課

3. 3 雲仙普賢岳噴火

続いて見ていくのが、雲仙普賢岳の火山噴火である。この災害は、1990年11月17日から1995年2月まで溶岩の噴出が継続し、最終的な活動終息宣言は1996年5月1日と、5年以上にわたった長期災害である。噴火にともなう火砕流・土石流による被害は、島原市と深江町（2006年の8町合併により現在は南島原市）を

題を抱えていた。

反面、「奥尻の復興を考える会」を引き継いだ青苗連合町内会のみでも、人材や経験の不足から単独で復興を主導していくことは困難であったため、窓口組織としては町内会を置きながらも実質的に調整を行う主体として、地震以前からまちづくりに対して活動を行っていた「南奥尻の活性化を考える会」が展開していったと捉えられる。

この点について若林は、「『南奥尻の活性化を考える会』の会長氏が町内会役員に就任したことにより、特定層の少数の住民から構成される同会よりも全世帯から構成される町内会の方が、広範な問題を扱うには、また町役場と交渉するには、有効であった」（若林,2003:325-326）と指摘している。

このように、北海道南西沖地震における青苗地区の復興過程は、住民意見の調整を担い得る組織をどこに見出すかという点で、「青苗連合町内会」「奥尻の復興を考える会」「南奥尻の活性化を考える会」の3組織が、復興課題の変化にともなって交代や連携を行い、青苗地区として適応していった過程であると見ることが出来る。

中心として死傷者49名、家屋被害は2,511棟に及んだ。このように長期にわたった雲仙普賢岳噴火とその復興過程を横田は、住民レベルでの組織的な対応の変化から、「被災者団体の叢生期（1991.6～8）」「被災者団体の結末期（1991.8～1992.2）」「被災者および被災者団体の葛藤・分裂期（1992.2～1993.4）」「被

災地域全体での協調体制構築期（1993.4～）」という4つの時期に区分できるとしている（横田,2007）。

この4つの時期区分の中で、雲仙普賢岳噴火におけるコミュニティ組織の展開は、コミュニティ組織の連合組織として立ち上げられた「島原生き残り」と復興対策協議会」の動きを中心としてまとめることが出来る。

まず、「被災者団体の叢生期」について見ていきたい。当初、島原市内では直接の死傷者を除けば、警戒区域設定により立入禁止となった安中地区を中心とする19町内2,028世帯7,134名が私有財産に被害を受けた被災者となった。彼ら被災者は、その責任が島原市による警戒区域設定に伴う立入禁止の指示にあったとして、個人補償を求め「被災地域の町内会や職業階層ごとにさまざまな被災者団体を結成」（山下,1998:129）していくという動きが最初期に見られた。

この時期に発足したのが、警戒区域内の既存の地域組織を母体とした通称「五団体」であり、その連合組織としての「普賢岳噴火災害被災者協議会」である。「五団体」は、それぞれ「上木場復興実行委員会」「普賢岳噴火災害流流失家屋被災者の会」は町内会を母体とし、「島原普賢岳噴火災害に立ち向かう被災農業者の会」「普賢岳噴火警戒区域災害に立ち向かう会」「島原市安中漁業協同組合」は経済団体を母体としている。

たとえば、「上木場復興実行委員会」は火砕流の被害を受けた上木場地区で立ち上がった組織であり、同地区内に存在する2町内会が合同で立ち上げた組織である。個人補償の要求とい

う点からも分かる通り、五団体は「『対決・要求』型」（横田,1995:53）の性格を持っており、住民意見の調整や自治体への陳情活動が、その主な活動となった。

ただし、この時期の組織は「規約を作っているところもほとんどなく、また定期的な例会も十分には行われているわけではない。必要な時に、有志が被災者代表として動くための会」（山下,1998:133-134）という臨時の組織であった。

また、同時期には被害を受けていない島原市中心部でも、既存の職能団体や地域組織が被災地への支援を求めた陳情を行っている。ここでも、同様に臨時の組織として、既存の組織を母体に復興へ向けて新たに立ち上げられた支援者組織が見られ、島原市商工会議所の有志によって設立された「島原生き残りを考える会」はその1つである。同会は、7月17日に決起大会を開催し、自治体への陳情活動と、全国からの救援物資への返礼としての「お礼のハガキ」運動を活動の中心としていくことになる。この自治体への陳情という活動内容から、同会の「『対決・要求』型」（横田,1995:53）の性格を見ることが出来る。

また、「島原生き残りを考える会」の会員は約20名と少数ながら、「広く島原市全体という視点から市民としての要求を出し、また他方で被災者支援の立場から被災者救済を強く志向する」（山下,1998:137）という、特定の社会層ではなく島原市全体の復興を視点としていたことから、その後、復興に関わる地域組織の連合体である「島原生き残り」と復興対策協議会」の中心を担っていった組織である。

「被災者団体の叢生期」では、以上のように「『対決・要求』型」（横田,1995:53）の組織が陳情活動をそれぞれに展開していった。そのなかで、被災者団体が住民意見の調整を行ってはいるものの、規約などもない臨時組織であり、また目的も個人補償で一致していたことから各組織個別での動きが中心であり、組織間の調整は行われていない。

続く、「被災者団体の結末期」では、これらの組織が1つの連合組織を形作ることになる。その契機は、組織個別の活動に対して、首都圏在住の同郷団体から、支援を一本化するために窓口組織を求める声が上がったことに始まる。この意見を受けて、「五団体」と「島原生き残りを考える会」が連携し、さらに島原市内の職能団体や地域組織も参加する形で、合計37団体が、「『島原生き残り」と復興対策協議会』の下に結集」（横田,2007:160）した。

「島原生き残り」と復興対策協議会」は、「五団体」と「島原生き残りを考える会」の連携が基本であったことから分かるように、「『対決・要求』型」（横田,1995:53）の組織として諸団体を連合させ、自治体や同郷団体に対する窓口組織の機能を持たせたものである。このため、参加組織間の調整を図る必要も生まれてくる。同会では役員のうち、会長、副会長、会計、事務局を「島原生き残りを考える会」の母体である島原市商工会議所の構成員が担っており、「島原生き残りを考える会」が中心となって調整を担っていたことがうかがえる。そもそも「島原生き残りを考える会」は、被災者支援という視点と島原市全体という視点の両方をお互い兼ねそなえた組織であるから、組織の調整に適し

ていたと考えることが出来る。

「島原生き残り」と復興対策協議会」の活動としては、これまでの活動の経緯を引き継ぎながら、特別立法および災害復興基金による被災者救済と、火山監視体制の強化と噴火終息後の経済復興による被災地支援を求めた署名活動と、国への陳情活動を実施した。この陳情は合計4回にわたり、300億円の雲仙普賢岳災害対策基金が設立されたものの、陳情の主たる目的であった個人補償は認められないという結果となった。

この時期、国への陳情活動のために150名の陳情団を結成するなど、活発な活動が行われたが、島原市民という同郷意識を背景とした高い関心によるものであったがために、関心の落ち着きとともに、活動そのものも縮小傾向とならざるを得なかった（山下,1998:194-195）。

この縮小傾向がみられた「被災者および被災者団体の葛藤・分裂期」は、災害の長期化により、五団体を結成した最初期の被災者が、被災生活の長期化による疲弊によって活動継続の限界を迎え、活動を縮小していった時期である。

同時に、災害の拡大化によって、これまでは支援者として活動をしていたコミュニティ組織の参加者が、利害関係を持つ当事者となっていった時期でもある。

たとえば、1992年2月に発表された、直接の被害を受けた安中地区、上木場地区を含む水無川流域への砂防治山施設計画基本構想について、被災者間で計画の受益者と負担者が分かれるという状況が起こった。このため、計画地域における計画の是非や土地交渉を巡る混乱と、噴火の拡大を背景とした地域間での葛藤と

対立により、「被災者団体のリーダーたちも、もはや団体をまとめる力も気力も失っていた」(山下,1998:150)。

こうして被災者団体の活動が縮小していったことに加え、支援者組織である「島原生き残りを考える会」もまた、活動の縮小に直面することになる。島原市では1992年12月に行われた島原市長選が行われ、この選挙を巡って、「島原生き残り」と復興対策協議会の参加組織間、そして各組織の内部でも支持する候補者が分かれたことにより、政治的な対立が先鋭化し、同会の運営が混乱をきたしている。活動への関心の落ち着きと共に、「被災者団体の結末期」に比べて活動全体が縮小化していた中で、この混乱が1つの契機となり、1992年12月22日に「島原生き残りを考える会」の会長が辞任を表明、同会が中心となって調整を行っていた「島原生き残り」と復興対策協議会も活動を縮小させていった。

結果として、「被災者および被災者団体の葛藤・分裂期」には、「ただ単に停滞してただけでなく、まさに不和不信による分裂期」(山下,1998:153)として、調整の失敗と担い手の消失が起こっていった。

こうした状況が再度転換するのは、「被災地域全体での協調体制構築期」である。この時期には、噴火の更なる拡大を受けて、「住民の間に、島原市民は全て被災者であり、また今後も被災者であり続けるであろうという、運命共同体的な意識が現れてくる」(山下,1998:196)ことを背景に、「島原生き残り」と復興対策協議会が1993年9月より活動を再開することになる。

この時、協議会は組織のあり方を大きく再編しており、活動を縮小させていた被災者団体に代わって、「町内会の連合組織など既存の地域住民組織が要求集約の担い手として機能すると共に、行政との交渉窓口としての正当性を獲得していった」(横田,2007:160)。そして、「対決・要求」型から「協調・穏健」型の「調整型組織」(横田,1995:52)として島原市との協調を見せることで、「この歩み寄りにより、会の目標自体も徐々に穏当なものとなっていった」(山下,1998:159)ことが指摘されている。

その一方で、災害発生直後から活動していた最初期の被災者団体は会での発言権を弱め、議論の中心は、被災者団体がこれまで求め続けてきた個人補償から、島原市民全体の生活再建へと移っていくことになる。すでに、個人補償を求める動きは、国への陳情活動が成果を結ばなかったことで後退しており、むしろ長期化する災害に備えて、島原市の生き残りを図るための支援をいかに求めていくかが議論されていった。そこでは、これまで個人補償を巡って対立していた住民と行政が、島原市全体のために協調を図っていくという動きが見られた。

山下は、以上のような災害発生以降の一連の社会過程を「理想と現実との激しいせめぎ合いの結果(中略)実際的な解決方法が具体的に吟味されていく」(山下,1998:161-162)過程であったと指摘している。

「被災地域全体での協調体制構築期」の動きをコミュニティ組織という視点から見れば、第1に住民意見の調整を図る組織が、被災者団体から町内会など既存組織へと交代したという点が見られる。この要因は「被災者および被災者

団体の葛藤・分裂期」には、すでに見られていたもので、災害の長期化と拡大化により、被災者団体の活動が縮小していたため代替組織が必要であったという点がまず挙げられる。これに加えて、被災者の拡大による利害関係の複雑化に対して、特定の社会層によって構成される被災者団体では、調整を行うことが難しくなっていたという点も挙げられよう。

第2は、地域組織の連合組織である「島原生き残り」と復興対策協議会」が、上記の地域組織の交代を経て、その姿勢そのものを、これまでの「対決・要求」型から「協調・穏健」

4. コミュニティ組織の調整機能

以上のように、「北海道南西沖地震」「雲仙普賢岳噴火」の復興過程を事例として、コミュニティ組織による調整がどのように行われたのかという点を捉えてきた。前者では、青苗地区という504世帯1,901名の集落において、「青苗連合町内会」「奥尻の復興を考える会」「南奥尻の活性化を考える会」の3組織が交代や連携を行いながら、調整を図っていた過程が見られ、後者では、4.5万人の人口を抱える島原市において、被災者団体である「五団体」と支援者組織である「島原生き残りを考える会」の6組織を中心に、「島原生き残り」と復興対策協議会」という連合組織が展開していった過程が見られた。

この過程で、組織による調整として両事例に共通して見られたのが、地域社会内での住民意見の対内的調整、自治体や支援組織への窓口組織としての対外的調整という2つの調整を行う

型の「調整型組織」（横田,1995:52）へと転換し、窓口組織として対外的な調整機能を再度獲得していったという点が見られる。この要因は、やはり、災害の長期化と拡大化に伴う被災者団体の縮小と利害関係の複雑化というところに見られ、個人補償という理想から生活再建という実現可能な解決策を模索する動きへの移り変わりが、結果的には、「調整型組織」による住民と島原市の協調をもたらし、「行政とともに市民一丸となった運動が強化・再編」（山下,1998:160）されていった。

必要を抱えていたという点であり、そして、この2つの調整を行うための調整機能を、地域社会の中でどのように継続的に保っていくのかという点への模索である。

両事例において、この調整を担ったのは、初動的にはともに町内会のような既存の地域組織ではなく、既存の地域社会を母体としながらも被災者自身によって、新たに立ち上げられた被災者団体であり、また、それを支援しようとする支援者組織であった。これは、青苗地区の場合、既存組織が行政下請け的な組織となっているために、自治体と対等な関係を築きにくく、また組織の高齢化によって調整を担えるほどの体力を有していないという理由によるものであった。島原市の場合では、「上木場復興実行委員会」のように町内会を母体とした組織も立ち上げられたが、これもやはり既存の町内会がそのまま復興に対応していった訳ではなく、上

木場地区内の2町内会が合同で立ち上げたもので、被災地である上木場地区を担うために新たな組織が求められたのである。

これらの組織が立ち上げられた契機は、防災集団移転事業や個人補償の実現といった復興課題の認識であり、その活動としては、対内的には住民の意見を集約し、対外的には集約した意見を自治体に提示するという2つの調整が行われた。

しかし、復興事業の完了や災害の長期化と拡大化にともなう状況変化によって、当初、活動の中心となっていた復興課題への関心が薄れ、他の課題へ移り変わっていくと、新たな復興課題に対して、再び調整を図っていく必要が出てくる。この際、両事例におけるコミュニティ組織の対応として共通するのは、調整を担う組織の交代により、地域社会内で調整機能を継続的に確保する動きが見られたことにある。

青苗地区では、「奥尻の復興を考える会」の後退を受けて、「青苗連合町内会」と「南奥尻の活性化を考える会」の2組織が、代表制をもった「青苗連合町内会」を窓口組織としつつ、実質的な調整を「南奥尻の活性化を考える会」が担っていくという形へと移行した。

また、島原市では、「島原生き残りを考える会」を中心として「島原生き残り」と復興対策協議会の活動が展開されていったが、その内部では「五団体」の活動が縮小し、発言権を弱めていったのに対して、町内会など既存組織が台頭し発言権を強めていき、被災地における調整の役割を引き継いでいくとともに、「島原生き残り」と復興対策協議会の活動方針そのものを転換させていった。この際、いずれの事例でも

最終的には「協調・穏健」型の「調整型組織」（横田,1995:52）が、調整を担っている。これは、実現可能性をもった方策の推進による復興が希求されるときに、組織が住民と自治体間を仲介することにより、復興の主体である住民と、復興事業の計画・実施主体である自治体との合意形成が必要とされたためと考えられる。

先行研究にも見られたように、復興に向けた取り組みを行うコミュニティ組織は、「地域住民組織（まちづくり協議会など）の決定権の不安定性や、既存の〈地域住民を代表表出するためのしくみ〉のゆらぎ」（浦野,1999:101-102）という問題を抱えていることから、組織の安定性という意味では、既存組織に比べて強いものとはならない。これに対する適応として、利害関係をもった諸組織が「重層的（対抗・協調）にかかわり合って議論を展開」（大矢根,1999:24）し、複雑な利害関係に対応しようとする。

2事例の検討から分かることは、このかかわり合いにおいて、調整を担う組織は固定ではなく、社会状況の変化にあわせて交代を行っていくということである。さらに言えば、対内的調整と対外的調整という2つの調整を担う組織は、必ずしも1組織ではなく、「青苗連合町内会」と「南奥尻の活性化を考える会」のように分業を図る場合がある。また、島原市では、「島原生き残り」と復興対策協議会が対外的な窓口組織としては一貫して置かれたが、その内部では被災者団体から既存の地域組織へと、対内的な意見調整を行う組織の交代が行われた。

地域社会では、通常、町内会・自治会という排他性を持った組織が、地域の日常課題に包括

的な対応を行っていく。

しかし、災害時には、復興という切迫性を持った課題の存在により、日常課題の解決とは異なった利害調整を行う必要が生まれる。この調整は、町内会・自治会では担うことが困難な場合があり、地域社会ではその代替としてコミュニティ組織が新たに立ち上がる。このコミュニティ組織は、共通の利害を持つ社会層による機能集団の性格を持ち、1地域1組織というわけではなく、複数の組織が展開していく。こうしたコミュニティ組織が重層的にかかわり合うことで、地域社会全体として調整機能を継続的に発揮し続けていくのである。

このような災害後に創発集団として立ち上がるコミュニティ組織の動きは、歴史的な文脈をもつ地域社会という視点では、復興というごく一時期の特異な過程として、顧みられることが少ないのかもしれない。

しかしながら、本研究が明らかにしてきた、

災害という地域社会存立の危機に対して、コミュニティ組織がとった調整機能の維持戦略は、現在も復興の取り組みが続けられる東日本大震災の被災地や、今後に発生する新たな災害に対しても、復興の1方策として提示できる可能性を持つとともに、より一般化した議論として、地域社会の持続可能性を高める方策としても応用可能性があると言える。

ここまで考えてきたとき、次に検討するべきは、本研究が取り上げた2事例も被害の様相が大きく異なっていたように、災害は事例ごとに被害形態や規模、復興課題、コミュニティ組織の構造といったものが異なるという点である。調整機能の維持方法という視点から、これらの災害事例の分析を積み重ね、類型化をすることが出来れば、本研究における議論を一般化することが可能になる。この点については現在、別稿として東日本大震災を事例とした地区比較研究を準備しているところである。

註

¹ 2014年11月19日 明治大学科学技術研究所「東日本大震災からの復興」シンポジウムにおける野崎隆一の報告での発言

参考文献

- 林春男,2003『命を守る地震防災学』ミネルヴァ書房
- 小林秀行,2014「災害復興における住民組織による調整—仙台市宮城野区の事例—」『日本都市社会学会年報』32,pp.115-132
- 今野裕昭,2007「都市インナーエリアの震災復興」浦野正樹・大矢根淳・吉川忠寛編『シリーズ災害と社会2 復興コミュニティ論入門』弘文堂,pp.102-109
- 牧紀男,2013『復興の防災計画 巨大災害に向けて』鹿島出版会
- 永松伸吾,2010「復興とは何かを考える委員会 第14回研究会資料」日本災害復興学会(<http://www.f-gakkai.net/uploads/fukkotowa/100918nagamatsu.pdf>,2015/09/03最終閲覧)
- 南慎一・野島義照,1994「奥尻町災害復興計画案と住民の復興イメージについて」『地域安全学会論文報告集』No.4, pp.59-67
- 室崎益輝,2013「災害後の復興のあり方について」『災害復興研究』vol.5,pp.57-63
- 大矢根淳,1999「にきした駅前商店街復興と再開発事業」岩崎信彦・鶴飼孝造・浦野正樹・辻勝次・似田貝香門・野田隆・山本剛郎編『阪神・淡路大震災と社会学 第3巻 復興まちづくりの社会学』昭和堂,pp.21-40
- 大矢根淳,2007「被災地におけるコミュニティの復興とは」浦野正樹・大矢根淳・吉川忠寛編『シリーズ災害と社会2 復興コミュニティ論入門』弘文堂,pp.18-23

- 日本災害復興学会,2010「復興とは何かを考える委員会」 (<http://f-gakkai.net/modules/tinyd2/index.php?id=1>,2015/09/03最終閲覧)
- 生活復興に関する質問紙調査データセット協議会,2014「復興の教科書」 (<http://fukko.org/>,2015/09/03最終閲覧)
- 塩崎賢明,2014『復興<災害>-阪神・淡路大震災と東日本大震災』岩波書店
- 関孝敏,2000「激甚被災地における地域生活の再建過程：北海道南西沖地震における奥尻町青苗地区の場合」『北海道大学文学研究科紀要』第102号,pp.129-202
- 鈴木広,1998「問題と方法」鈴木広編『災害都市の研究—鳥原市と普賢岳』九州大学出版会,pp.1-54
- 田中重好,2013「『想定外』の社会学」田中重好・船橋晴俊・正村俊之編著『東日本大震災と社会学』ミネルヴァ書房,pp.275-328
- 浦野正樹,1999「淡路島における区画整理事業の混迷—北淡町富島の事例—」岩崎信彦・鶴飼孝造・浦野正樹・辻勝次・似田貝香門・野田隆・山本剛郎編『阪神・淡路大震災の社会学 第3巻 復興まちづくりの社会学』昭和堂,pp.101-111
- 浦野正樹,2014「東日本大震災における<住民生活を支える諸機能>の再編」『シニア社会学会「災害と地域社会」研究会2013年度報告』pp.43-51
- 若林佳史,2003『災害の心理学とその周辺—北海道南西沖地震の被災地へのコミュニティ・アプローチ—』多賀出版
- 山中茂樹,2006「災害復興基本法への道」『先端社会研究』vol.5,pp.287-324
- 山下祐介,1998「被災者団体と住民運動」鈴木広編『災害都市の研究 鳥原市と普賢岳』九州大学出版会,pp.125-164
- 横田尚俊,1995「災害からの復旧・復興過程と地域社会」『社会分析』23,pp.45-58
- 横田尚俊,2007「雲仙普賢岳災害」浦野正樹・大矢根淳・吉川忠寛編『シリーズ災害と社会2 復興コミュニティ論入門』弘文堂,pp.158-162
- 吉川忠寛,2007「復旧・復興の諸類型」浦野正樹・大矢根淳・吉川忠寛編『シリーズ災害と社会2 復興コミュニティ論入門』弘文堂,pp.36-48
- Smith,G.P. and Wenger,D.,2007,Sustainable Disaster Recovery, Operationalizing An Exiting Agenda, H. Rodriguez, E.L. Quarantelli and R.R.Dynes (eds.) ,Handbook of DISASTER RESEARCH,Springer,pp.234-257



小林 秀行 (こばやし・ひでゆき)

[生年月] 1985年7月7日
 [出身大学または最終学歴] 東京大学大学院 学際情報学府 学際情報学専攻 修士課程修了 (修士：学際情報学)
 [専攻領域] 災害社会学、地域社会学
 [主たる著書・論文] (3本まで、タイトル・発行誌名あるいは発行機関名)
 「災害復興における住民組織による調整—仙台市宮城野区の事例—」『日本都市社会学会年報』32
 「SNSを通じた防災教育による防災知識構造の拡大と深化」『災害情報』No.13
 「復興の取り組みに対する住民参加の現状と課題—東日本大震災における仮設住宅居住者を事例として—」『日本災害復興学会論文集』第7号
 [所属] 東京大学大学院 学際情報学府 学際情報学専攻 社会情報学コース、田中淳研究室 博士課程
 [所属学会] 地域社会学会、日本都市社会学会、日本災害復興学会、日本災害情報学会など

Coordination and consensus building strategy of a community based organization in post-disaster revitalization

Hideyuki KOBAYASHI*

This study examines the process of consensus building and coordination in a local community undergoing disaster revitalization. It reviews the revitalization process in a local community that was impacted by the earthquake southwest of Hokkaido in 1993 and by the eruption of Mt. Fugen from (1991 to 1995) .

Coordination in local post-disaster revitalization can be divided into two types of activities. The first is domestic coordination or consensus building among community residents.

The second is inter-organizational coordination, which involves consensus building with local government, community-based organizations, and intermediary organizations.

In the area studied, several community-based organizations participated in these coordination activities, dividing the work among them, to ensure effective coordination throughout the process. The author concludes that this means of coordination is an effective way of allowing the disaster revitalization process to proceed smoothly.

Graduate School of Interdisciplinary Information Studies, The University of Tokyo

Key Words : disaster, disaster revitalization, community-based organization, coordinating organization, domestic coordination, inter-organizational coordination.

Research on Chinese Social Media Censorship as Contemporary Archaeology

Notes on Time-Sensitivity

Joshua Cader*

This essay considers a selection of English-language work examining censorship on Sina Weibo at peak platform vitality. The goal is to see how Chinese social media censorship and the research examining it evolved in tandem, this evolution being largely determined by shifts in usage patterns sped up by network effects and the increasing

sophistication of censorship technology and strategy. We will see that when the platform became moribund, research consequently shifted away from political topics towards use of the platform as mere corpus. I then end by suggesting uses for such a platform as the subject of political research.

The Rise of Sina Weibo and Soft Censorship

The first article of note on Sina Weibo was Bamman *et al.*,¹ appearing in early 2012. Work before the study's appearance largely concentrated on the prevention of access to information, "including IP blocking of foreign websites or search engine filtering", and it represents the "first large-scale analysis of political content censorship in social media". While IP filtering² is useful to the state when the target of censorship is beyond its jurisdiction or the state does not have the resources to set up a more costly system, the censorship performed by IP filtering is rather "hard". That is, it relies on fear rather than

friction,³ and the literature indicates that when applied to the general population, this is a suboptimal strategy.⁴ For example, in an experimental setting, Chinese undergraduate-age subjects responded to overt censorship of blog posts by choosing to read similar posts next rather than avoiding a sensitive topic altogether.⁵ Conversely, censorship of blog posts on a sensitive topic (here, Tibetan self-immolations) that simply erases the post with no trace makes posts from others less likely.⁶ As an objection to such arguments, one could say that reading is a low-risk activity, while posting is high-risk. However,

* Graduate School of Interdisciplinary Information Studies, The University of Tokyo

キーワード : Weibo, social media, internet, censorship, China, politics, information friction, platform migration

in a study of bloggers cited in the same manuscript,⁷ being censored does not make it either more or less likely that they will post again on the same topic. So, fear is inert, at least at the “typical” producer and consumer level examined, whereas friction works. Of course the relative importance of the typical user for setting the agenda of discussion is up for debate, and it is likely that the study’s findings do not hold for power-users. This will be discussed later. For now, I note that the use of particularly “hard” censorship, such as IP filtering, has become a less important part of the censorship equation in China, while remaining the solution of choice, if not the only solution, in countries with less inclination or ability to spend scarce resources on making censorship “soft”, with mixed results.⁸

This is not to say that websites are no longer blocked in China, but that to use the mere fact as a subject of research is uninteresting for two reasons: it isn’t new, and understanding of it is fairly transparent. Any visitor to Greatfire.org can find out which websites have been blocked and when, with archives of tests of DNS blocks (as well as URL redirections⁹) dating back, in many cases, to 2011. This is accompanied by extensive test data, which is particularly useful when the website in question is blocked in a different form than the standard DNS block. Although the

reasons for the block are not described, in most cases they are somewhat boring and, perhaps more importantly, idiosyncratic. This means that less obvious trends cannot really be established by means of automated analysis, which is the weapon of choice of Internet researchers. Some popular pornography portals are blocked, some are not, and some are blocked part of the time. If a news website speaks ill of a Chinese leader loudly enough, they will be blocked – Bloomberg.com being a particularly stark example, blocked consistently since June 2012 when it ran a major story exposing the property holdings of Xi Jinping’s family. *The New York Times* is always blocked. Thus the academic action on the Chinese censorship front is elsewhere – at the user level, which can be researched by looking at the patterns visible in the massive number of traces left by users on social media. At the height of the “big data”¹⁰ hype in 2012, the platform of choice was indisputably Sina Weibo. Earlier microblog services had been shut down at the time of the 2009 Urumqi riots (which also led to the DNS blocks of Facebook and Twitter). Sina Weibo was the outlet of choice among the new microblogs that took their place, which were in turn the method of expression most likely to have collective action potential.¹¹

Bamman *et al.* seeks to uncover “the terms whose presence in a message leads

to anomalously higher rates of deletion” by using Chinese-language Twitter (which consists of both mainland-resident VPN users as well as overseas Chinese) as “an uncensored stream for contrast”. The blocking of search terms is also examined – an example of a more primitive, “hard” censorship in action. This can be seen as a transitional piece. The term searched for by Bamman *et al.* – 刘晓波 (Liu Xiaobo) – is of course said by them to be blocked, or more specifically “self-censored” (that is, by Sina themselves: searching yields a message explaining that results cannot be shown due to “relevant laws”), and my own tests years later yield the same result. However a cursory look on Greatfire.org indicates that a search for Liu Xiaobo on Weibo had been sporadically possible from late 2013 to late 2014 (this conveniently right after the end of the government campaign that would bring about the end of Weibo as cutting edge, see below). Thus Roberts’ pointing towards the greater usefulness of “soft” censorship (“friction”) over hard (“fear”) can be said to be understood by those in charge of Chinese social media censorship implementation, as softness temporarily increased. It should be specified that while sometimes a sensitive search is possible, the results are manipulated. Roberts writes that search filtering is now producing a list of unobjectionable websites, instead

of producing an error indicating that the search term is objectionable.¹² I have seen this in progress – after finding an interesting situation where no results were returned in a keyword search modified by the imposition of a twenty-four-hour window and performing this exact search multiple times, the search ended up being altered three days later to display ten posts rather than zero, or the thousands that would have been returned if unmanipulated.¹³ For the user not desperate to see something in particular, such manipulated searches do not elicit the same fear as being told in stark terms that one is searching for something illegal, but does create the desired information-slowness friction.

Some of Bamman *et al.*’s findings are obvious: some keywords are sensitive all the time; some are sensitive due to a current event. However, the finding that a post’s being rebroadcast or the poster having a large number of followers does not make it more likely that a comment will be deleted is surprising, although there may be multiple internal variables working at cross-purposes here: deleting such tweets may make censorship more obvious, and thus “hard”, making deletion less likely. Also, those with many followers may be more circumspect in their usage of offending terms (with power comes responsibility), and therefore their posts may be less incendiary. On the other

hand, the ability of such posts to spread outward from a trusted source may make the censors more likely to want to nip such activity in the bud. Perhaps the most interesting finding of Bamman *et al.* is that sentiment is not important in determining deletion. This presages the work of King *et al.* which, by setting up a message board in China and making use of the necessary censorship tools, finds that, if anything, “it is that submissions in favor of the government are reviewed more often than those against the government!”¹⁴ – perhaps censors are on the lookout for sarcasm.

Zhu *et al.* looks at users who have a high rate of post deletions¹⁵ with deletion resolution down to minute intervals. They want to see “how users who discuss sensitive topics will experience Weibo’s censorship”.¹⁶ Unsurprisingly, deletion speeds are found to be fastest for hot topics.¹⁷ This concurs with King *et al.*’s

Weibo’s Death by Engineered Boredom

Since the time of the work examined above, Sina Weibo’s golden age has passed, and therefore research into its current mobilization potential is no longer sensible. Three of the most recent noteworthy articles (Huang and Sun²², Tong and Zuo²³, and Bondes and Schucher²⁴) were all submitted for publication in mid-2012. The twilight

work, which found censorship concentration at the time of “volume bursts”, hypothesized to be for collective action prevention.¹⁸ Zhu *et al.* also asserts that there is a filtering system for incoming posts as they are made, with some simply not allowed to be made, while others are implicitly filtered until they can be manually checked.¹⁹ The latter involves a situation where the user is asked to wait for a few minutes for the post to be “synchronized by the data server”; this sometimes takes many hours.²⁰ Though the existence of such a system is unsurprising, its implications are interesting, as it shows that Sina does not mind lying to create an environment where censorship is less visible – softer – providing further evidence for the assertion that the glitches in keyword search mentioned above are not mere glitches. The existence of “camouflaged posts”, where other users cannot see your posts (though you can),²¹ is another example.

of Weibo as a leading space is captured in Rauchfleisch and Schäfer, with material covering 2013.²⁵ Newer articles tend to concentrate on everyday platform use: how it has become commodified,²⁶ how it shapes collective memory,²⁷ or, in one case, helpfully plotting its relative demise complete with various time-series graphs (see Fig. 1 below

for an example).²⁸ Browsing Google Scholar one is struck by the proliferation of articles by public health researchers and computer scientists using the utterances as a linguistic corpus.²⁹ By early 2014, WeChat, a service similar to Japan's Line, was seen as the new cutting edge information sharing system, with Sina Weibo's user-base having slid 9% in 2013.³⁰ This is assumed to be largely due to the August-October 2013 crackdown confronting Weibo power-users³¹ and their potential for "online rumor-mongering",³² with interpretations of laws indicating that "any online post containing defamatory information would be considered a 'serious offense' under the Criminal Law if it received more than 5,000 views or was reposted more than 500 times."³³

Roberts, though she falls squarely

on the side of "friction" being more important, readily admits that "the Chinese government focuses its intimidation efforts on high-profile bloggers",³⁴ while declaring this to be consistent with a friction strategy as it has downstream friction effects on the spread of information. Fu and Chau provide statistics to back up the assertion that the power-users were key to Weibo's appeal, indicating that 60% of Weibo accounts have never posted, with 90% of the ones who have posted not making an "original post in a 7-day study period", and only 0.45% posting more than 40 times within this timeframe. Thus, a small group of users created a majority of the content, with only about 2% of all accounts managing to create posts that were reposted or received comments at least once.³⁵

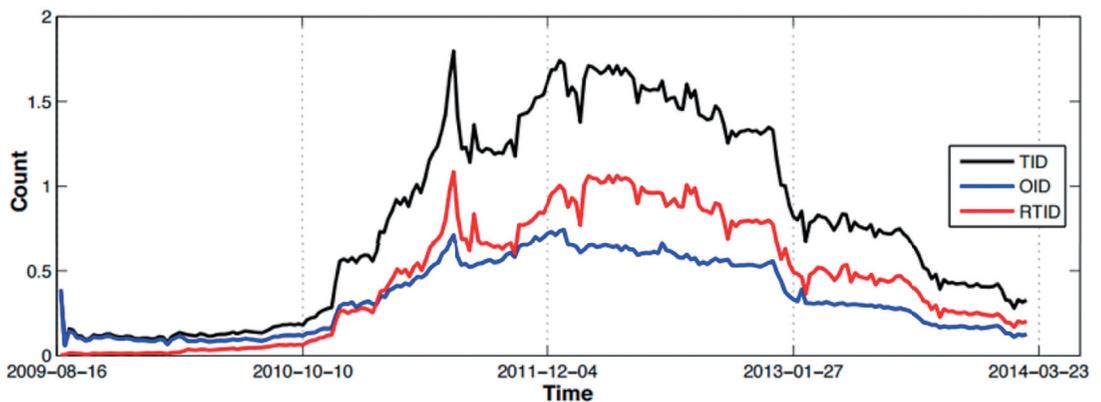


Figure 1: Average posts per day per account (black: all; blue: original; red: forwarded)³⁶

Effects of Platform Migration on Censorship Tactics and Research Thereon

At least in China, then, the future of social media research wishing to understand today's politics by means of contemporary artifacts would seem to belong to investigations into the cat-and-mouse game being played out on instant messaging services, concentrating on the relatively prosaic keyword lists, technical details of the software's censorship implementation, as well as the potentially fascinating and very real presence of pervasive surveillance on such services as the former TOM-Skype³⁷ and WeChat.³⁸ The problem with such work lies in the nature of surveillance. Censorship involves interference, which can be measured; surveillance does not. However, while WeChat is cited as the destination to which Weibo users migrated,³⁹ the crackdown has extended to this new space as well,⁴⁰ with foreign services such as KakaoTalk and Line blocked.⁴¹ Thus perhaps an emerging line of research belongs to those who look into the effects of particularly constrained, though lively, social media environments on public discourse.

Some, such as Mo Zhixu, see in this increasingly constrictive pattern the inevitability of the Great Firewall morphing into a "National LAN"⁴² as soon as Chinese applications are able to handle

the functions that are currently served by foreign companies, such as VPNs⁴³ and Amazon Web Services. The latter is a particularly tricky problem for the censors as dissident websites such as Greatfire.org and technology companies like Xiaomi use the same encrypted servers.⁴⁴ Blocking one means blocking both. With a national LAN, such problems would be solved, though the solution is extreme. Would this push the (typically VPN-using) intellectuals to the street?

Chinese social media censorship is theorized as preventing those who would rise up in opposition from having the information required to do so, being: how many people will join me? It allows dissent to simmer while suppressing any display of the peaks of discontent that could trigger an overthrow.⁴⁵ Volume bursts are specifically squelched when related to collective action and criticism of censors,⁴⁶ while general policy criticism is seen as unproblematic. Thus maybe, no matter how "hard" the censorship, as it will certainly appear if an Internet-savvy populace is placed in a national-LAN cage, squelching the ability to calculate a cost-benefit analysis of showing up in the street may be more important than keeping up appearances.

Internet Archaeology

It should be clear by now that doing research on current Sina Weibo censorship architecture is not particularly useful to understand how collective action is suppressed in the present. Those interested in forming a politically engaged community have migrated to other platforms that are less public, which are in turn consistently being purged. There remains, however, potential in the study of Weibo as a historical artifact during its approximately three-year period of particular cultural relevance (2010 to mid-2013) in order to better understand the goals (and the degree to which they are realized) of the censors at both the company and government level. Such efforts

can be used to draw parallels with the goals of censors attempting to cleanse other platforms that, as they are less public, may be impossible to study in the same depth. It would also be useful in studying Chinese government reaction to events that occurred during the three-year timeframe, particularly by examining relationships between social and traditional media. We must be good archaeologists and remember that though our subject is less than a decade old, rapid shifts in tool use demand attention to strata context. The persistence of a platform's existence does not mean it has the same collective uses or is used by the same people at similar rates in similar ways.

¹ Bamman, O'Connor, and Smith, "Censorship and Deletion Practices in Chinese Social Media."

² The blocking of a website by means of targeting its numerical address.

³ Fear being a naked warning against accessing illicit content; friction being making the content more annoying to access, making it more likely that the casual user will no longer choose to access such content.

⁴ As opposed to a population of opinion leaders or "sensitive" users.

⁵ Roberts, "Fear or Friction?," 17-23.

⁶ *Ibid.*, 23-28.

⁷ *Ibid.*, 6-17.

⁸ See Hassanpour, "Media Disruption and Revolutionary Unrest" for a look at the protest-widening mistake the Egyptian state made in shutting down the internet during the 2011 "Arab Spring" as well as Gohdes, "Pulling the Plug" for the idea of Internet blackouts being useful in a civil war scenario as opposition coordination can be disrupted allowing for military offensives. Civil war would seem to be a special case – where blocking the Internet is mainly an update or extension of the radar jamming tactic. In civil war, convincing the populace of the state's benevolence is a secondary goal.

⁹ Whereby a URL does not resolve to the IP address desired by the user. This may cloak the block in friction, by causing the user to believe it is the desired website's fault rather than that of the authorities.

¹⁰ The use of large amounts of digital footprints in order to understand social phenomena by means of aggregation.

¹¹ Through cross-province networking; see Huang and Sun, "Weibo Network, Information Diffusion and Implications for Collective Action in China."

- ¹² Roberts, "Fear or Friction?," 29.
- ¹³ This unmanipulated, or at least relatively unmanipulated, state was revealed by expanding the requested timeframe and then focusing on the posts that were missing from the more stringent search.
- ¹⁴ King, Pan, and Roberts, "Reverse Engineering Chinese Censorship through Randomized Experimentation and Participant Observation," 19.
- ¹⁵ Zhu et al., "The Velocity of Censorship," 2.
- ¹⁶ Ibid., 3.
- ¹⁷ Ibid., 2; *ibid.*, 5.
- ¹⁸ King, Pan, and Roberts, "How Censorship in China Allows Government Criticism but Silences Collective Expression."
- ¹⁹ Zhu et al., "The Velocity of Censorship," 6.
- ²⁰ Ibid.
- ²¹ Ibid.
- ²² Huang and Sun, "Weibo Network, Information Diffusion and Implications for Collective Action in China."
- ²³ Tong and Zuo, "Weibo Communication and Government Legitimacy in China."
- ²⁴ Bondes and Schucher, "Derailed Emotions."
- ²⁵ Rauchfleisch and Schäfer, "Multiple Public Spheres of Weibo."
- ²⁶ Fuchs, "Baidu, Weibo and Renren."
- ²⁷ Zhao and Liu, "Social Media and Collective Remembrance."
- ²⁸ Xia et al., "On the Rise and Fall of Sina Weibo."
- ²⁹ Another reason for this trend: the increasing numbers of Chinese scholars publishing in English.
- ³⁰ Wade, "Weibo User Numbers Slide as Rivals Grow."
- ³¹ Custer, "The Demise of Sina Weibo: Censorship Or Evolution?"
- ³² Though this extended even to children if the rumor they started was considered problematic enough.
- ³³ "A Chronicle of China's Social Media Crackdown."
- ³⁴ Roberts, "Fear or Friction?," 29.
- ³⁵ Fu and Chau, "Reality Check for the Chinese Microblog Space."
- ³⁶ Xia et al., "On the Rise and Fall of Sina Weibo."
- ³⁷ A Chinese version of Skype. Until November 2013, if one attempted to reach Skype.com in China, a URL redirect would send the user to tom.skype.com, the homepage of TOM-Skype, a partnership between Microsoft and a Chinese firm. For more information, see "Small Step for Microsoft - Huge Improvement for Chinese Users."
- ³⁸ Henochowicz, "Beware the WeChat Spy."
- ³⁹ Rudolph, "Censorship and Innovation in China's Social Media."
- ⁴⁰ Rajagopalan, "China Renews Crackdown on Tencent's Messaging App WeChat."
- ⁴¹ Lee, "China Tells South Korea It Blocked KakaoTalk, Line to Fight Terrorism."
- ⁴² Mo, "The Advent of a National LAN in China."
- ⁴³ Used by businesses for security as well as those wishing to climb the Great Firewall.
- ⁴⁴ Ornell, "Who's Behind Greatfire.org?"
- ⁴⁵ Lorentzen, "China's Strategic Censorship."
- ⁴⁶ King, Pan, and Roberts, "How Censorship in China Allows Government Criticism but Silences Collective Expression."

Bibliography

- "2013 Year in Review: A Chronicle of China's Social Media Crackdown." *Fei Chang Dao*, January 1, 2014.
<http://blog.feichangdao.com/2014/01/2013-year-in-review-chronicle-of-chinas.html>.
- Bamman, David, Brendan O'Connor, and Noah Smith. "Censorship and Deletion Practices in Chinese Social Media." *First Monday* 17, no. 3 (March 4, 2012).
<http://firstmonday.org/ojs/index.php/fm/article/view/3943>.
- Bondes, Maria, and Günter Schucher. "Derailed Emotions: The Transformation of Claims and Targets during the Wenzhou Online Incident." *Information, Communication & Society* 17, no. 1 (January 2, 2014): 45–65. doi:10.1080/1369118X.2013.853819.
- Custer, Charles. "The Demise of Sina Weibo: Censorship Or Evolution?" *Forbes*, February 4, 2014.
<http://www.forbes.com/sites/ccuster/2014/02/04/the-demise-of-sina-weibo-censorship-or-evolution/>.
- Fu, King-wa, and Michael Chau. "Reality Check for the Chinese Microblog Space: A Random Sampling Approach." *PLoS ONE* 8, no. 3 (March 8, 2013): e58356. doi:10.1371/journal.pone.0058356.
- Fuchs, Christian. "Baidu, Weibo and Renren: The Global Political Economy of Social Media in China." *Asian Journal of Communication*, July 3, 2015, 1–28. doi:10.1080/01292986.2015.1041537.
- Gohdes, Anita R. "Pulling the Plug: Network Disruptions and Violence in the Syrian Conflict." *Journal of Peace Research* 9, no. 10 (January 31, 2014). <http://web.isanet.org/Web/Conferences/Toronto%202014/Archive/6a10bba8-83b0-48cc-bc55-2e7585a2d890.pdf>.
- Hassanpour, Navid. "Media Disruption and Revolutionary Unrest: Evidence From Mubarak's Quasi-Experiment." *Political Communication* 31, no. 1 (2014): 1–24. doi:10.1080/10584609.2012.737439.
- Henochowicz, Anne. "Beware the WeChat Spy." *China Digital Times*, August 12, 2013.
<http://chinadigitaltimes.net/2013/08/beware-the-wechat-spy/>.
- Huang, Ronggui, and Xiaoyi Sun. "Weibo Network, Information Diffusion and Implications for Collective Action in China." *Information, Communication & Society* 17, no. 1 (2014): 86–104. doi:10.1080/1369118X.2013.853817.
- King, Gary, Jennifer Pan, and Margaret E. Roberts. "How Censorship in China Allows Government Criticism but Silences Collective Expression." *American Political Science Review* 107, no. 02 (May 2013): 326–43. doi:10.1017/S0003055413000014.
- . "Reverse Engineering Chinese Censorship through Randomized Experimentation and Participant Observation," 2014.
<http://gking.harvard.edu/publications/export/bibtex?f%5Btype%5D=working-paper>.
- Lee, Se Young. "China Tells South Korea It Blocked KakaoTalk, Line to Fight Terrorism." *Reuters*, August 7, 2014.
<http://www.reuters.com/article/2014/08/07/us-southkorea-china-apps-idUSKBN0G709E20140807>.
- Lorentzen, Peter. "China's Strategic Censorship." *American Journal of Political Science* 58, no. 2 (April 1, 2014): 402–14. doi:10.1111/ajps.12065.
- Mo, Zhixu. "The Advent of a National LAN in China." *China Change*, July 3, 2014.
<http://chinachange.org/2014/07/03/the-advent-of-a-national-lan-in-china/>.
- Ornell, Natalie. "Who's Behind Greatfire.org?" *China Digital Times*, March 21, 2014.
<http://chinadigitaltimes.net/2014/03/whos-behind-greatfire-org/>.
- Rajagopalan, Megha. "China Renews Crackdown on Tencent's Messaging App WeChat." *Reuters*, May 27, 2014.
<http://ca.reuters.com/article/technologyNews/idCAKBN0E71AK20140527>.
- Rauchfleisch, Adrian, and Mike S. Schäfer. "Multiple Public Spheres of Weibo: A Typology of Forms and Potentials of Online Public Spheres in China." *Information, Communication & Society* 18, no. 2 (February 2015): 139–55. doi:10.1080/1369118X.2014.940364.
- Roberts, Margaret E. "Fear or Friction? How Censorship Slows the Spread of Information in the Digital Age," March 20, 2014.
http://scholar.harvard.edu/files/mroberts/files/fearfriction_0.pdf.
- Rudolph, Josh. "Censorship and Innovation in China's Social Media." *China Digital Times*, February 5, 2014.
<http://chinadigitaltimes.net/2014/02/censorship-innovation-chinas-changing-social-media/>.
- "Small Step for Microsoft - Huge Improvement for Chinese Users." *Greatfire.org*, November 27, 2013.
<https://en.greatfire.org/blog/2013/nov/small-step-microsoft-huge-improvement-chinese-users>.

- Tong, Jingrong, and Landong Zuo. "Weibo Communication and Government Legitimacy in China: A Computer-Assisted Analysis of Weibo Messages on Two 'Mass Incidents'." *Information, Communication & Society* 17, no. 1 (January 2, 2014): 66–85. doi:10.1080/1369118X.2013.839730.
- Wade, Samuel. "Weibo User Numbers Slide as Rivals Grow." *China Digital Times*, January 17, 2014. <http://chinadigitaltimes.net/2014/01/weibo-user-numbers-slide-rivals-grow/>.
- Xia, Fan, Qunyan Zhang, Chengyu Wang, Weining Qian, and Aoying Zhou. "On the Rise and Fall of Sina Weibo: Analysis Based on a Fixed User Group." *Data Engineering Workshops (ICDEW), 2015 31st IEEE International Conference on*, 224–31. IEEE, 2015. http://ieeexplore.ieee.org/xpls/abs_all.jsp?arnumber=7129580.
- Zhao, Hui, and Jun Liu. "Social Media and Collective Remembrance: The Debate over China's Great Famine on Weibo." *China Perspectives*, no. 1 (2015): 41–48.
- Zhu, Tao, David Phipps, Adam Pridgen, Jedidiah R. Crandall, and Dan S. Wallach. "The Velocity of Censorship: High-Fidelity Detection of Microblog Post Deletions." *arXiv Preprint arXiv 1303.0597* (July 10, 2013). <http://arxiv.org/abs/1303.0597>.



CADER Joshua (ケイダ・ジョシュア)

[生年月] 1986年4月生まれ

[出身大学または最終学歴] 早稲田大学大学院アジア太平洋研究科修士課程終了

[専攻領域] 社会運動論、政治学、メディア研究

[所属] 東京大学大学院学際情報学府博士課程

[所属学会] Association of Internet Researchers, International Studies Association

Research on Chinese Social Media Censorship as Contemporary Archaeology

Joshua Cader*

As social media use has become ubiquitous and increasingly an inseparable component of everyday actions rather than operating in a separate sphere, research projects using the large amounts of data generated by social media use have correspondingly increased in number. Such projects do not merely mean to understand social media use, but make assumptions based on this use, extrapolating the userbase or material present on the platform the data is drawn from to the larger society. While sampling issues have forever been a problem in social research, the types of problems presented by the extrapolation of a platform's userbase differ due to the speed not only at which this userbase changes, but of usage type shifts.

This essay uses as example of the necessity of shifts in research agenda tracking shifts in usage a selection of work examining censorship on China's Sina Weibo microblog platform at peak platform vitality. The goal is to see how Chinese social media censorship and the research examining it evolved in tandem, this evolution being largely determined by shifts in usage patterns sped up by network effects and the increasing sophistication of censorship technology and strategy. When the platform became moribund, research consequently shifted away from political topics towards use of the platform as mere corpus. Uses for a platform that is no longer politically vital as the subject of political research are also suggested.

* Graduate School of Interdisciplinary Information Studies, The University of Tokyo

Key Words : Weibo, social media, internet, censorship, China, politics, information friction, platform migration

ルポルタージュ絵画が描いた基地闘争

—2つの暴力の前景化—

Anti-Base Movement in Reportage Art : Foregrounding 2 types of Violence

萩原 めぐみ*

Megumi Hagiwara

1. はじめに

戦後初期にあたる1950年代は東西の冷戦体制が強化された時期であり、その体制に伴って世界を巡る軍事ネットワークが成立した時代でもある。米国はソビエト社会主義共和国連邦や中国共産党などの台頭を危惧し、全国的に在日米軍基地の拡張や新設を増加させ、沖縄や韓国を含めた軍事化によって東アジアの防共ラインを構築した。冷戦の中の熱戦となった朝鮮戦争が53年に休戦となり、翌年保安隊から自衛隊へと日本の軍備が整い始めると、「本土」における米軍基地の重要度は低くなっていった。50年代後半には、米軍基地は次々に撤退、あるいは当時米軍統治下にあった沖縄へ移設された。しかしながら、そのような流れの中で、敗戦から「復興」してきたとされる日本「本土」においても軍事基地化とその反対運動が存在したということを忘れてはならない。米軍の世界的な軍事ネットワークの一部として新設・拡張された日本「本土」の軍事基地に反対する運動は、冷戦の暴力構造や国家安全保障という概念の矛盾を前景化し、社会問題化したと言えるだ

ろう。その社会問題としての認識に寄与した一つの方法としてルポルタージュ芸術が挙げられる。多くの芸術家が基地反対運動へと赴き、現実の社会的事件をテーマとして、芸術によってその社会的な事象の本質的部分を記録として描こうとした。本稿はその中でも芸術家たちが描いたルポルタージュ絵画を分析することによって、基地反対運動を改めて捉えなおそうとするものである。暴力構造を可視化する記録としての絵画を考察することで、1950年代の運動と芸術、更には政治と芸術をめぐる関係性が明らかになるだろう。そのなかでも芸術の主題としての政治の描き方や、「何をどのように記録するか」という極めて政治的な選択を通して、勝者が残す正史に対する記録の在り方を示すことができるだろう。1950年代の基地反対運動と芸術をめぐる諸相を考察していくことは、現在の政治と芸術をめぐる関係性とは異なる可能性を発掘することであり、現代においても意義深いことだと言える。

第2章では、先行研究と本研究の枠組みを明

* 東京大学大学院学際情報学府博士課程

キーワード：基地反対運動、ルポルタージュ絵画、1950年代、平和思想、暴力。

らかにし、第3章で基地反対運動を描いたルポルタージュ絵画を取り上げ、その作品の中で描かれ、明らかにされた直接的暴力としての軍事基地と、構造的暴力としての国家による抑圧を考察する。次に第4章では、そのような隠された構造的暴力を描き出した芸術家たちという、

2. 先行研究と本研究の枠組み

基地反対運動あるいは基地問題の研究は松田圭介（2007）が指摘したように、地域問題として社会調査を中心に研究されているものと、政治学の中で軍事学や基地論として研究されているものに大別することができるだろう⁽¹⁾。それらにおいて研究は進んでいるものの、基地反対運動の全容が解明できているとは言えない。近年では道場親信（2008）や松田圭介（2007）が基地反対運動の中のナショナリズムや郷土愛という従来とは異なる角度から基地反対運動を研究している。また、奏花秀（2003）は沖縄の反基地と非暴力の思想を明らかにしたが、その中で売春女性たちに向けられた暴力性を指摘している。反基地の中の暴力を否定する思想や民衆の安全保障という概念の普遍性によって排除されてしまう女性たちの存在を明らかにし、新たな概念の必要性を提起している。これらの研究と共に、2000年以降、1950年代の再評価という流れが文学、美術などの分野で行われている⁽²⁾。それらの研究は、1950年代という時代が戦後史の中で、運動の新たな側面である「記録性」や「ナショナリズム」といった、これまで分析されてこなかった部分を明らかにした研究であると言える

記録する側にひそんでいた女性に対する二極化された暴力的なまなごしを明らかにし、そのまなごしによって基地反対の論理が補強されたことを指摘する。最後に第5章で以上のことをまとめた上で、本稿の結論と限界を示す。

だろう。これらの研究はまだ体系的な研究領域を構成するまでには至っておらず、更なる発展が必要である。本稿は道場や松田の論じたように運動の発展過程においてナショナリズムが台頭してくる中で、奏が指摘した女性に対する二極化された視点がルポルタージュ絵画の中にも描かれていたことを明らかにする。更にこれまでの基地反対運動の研究では論じられてこなかったものの、当時の運動として極めて重要な芸術と政治をめぐる関係を考察するものである。

まず論を進める上でルポルタージュ絵画の芸術史における位置づけと定義を確認しておきたい。戦前・戦中、戦争協力や消極的な黙認によって芸術という殻に閉じこもっていた旧来の芸術家たちへの反発が敗戦により起こり、芸術は能動的に社会の中で創作され、鑑賞されていくべきだとされた（尾藤豊1953など）。しかしながらルポルタージュ絵画の運動は前衛芸術と結びついたものが多く、画壇に占める割合が大きかったわけではない。1950年代のルポルタージュとは、鳥羽耕史（2010）が指摘したように、芸術家のみではなく、労働者や子供、女性といった正史からは除外されてしまう

人々が国民の歴史に参加するという意味での、記録であった。初めは文学の領域でルポルタージュ文学として社会運動や労働運動の中で記録することが実践されたが、文学にとどまることなく、絵画や写真、映画などの様々な芸術分野へと波及し、ルポルタージュやドキュメントといった言葉を共通項として多分野の芸術家たちが芸術形式を超えたグループを結成した。

ルポルタージュ芸術の定義は社会的な事象の現場を見聞きし、その中で芸術家自身の体験を元にして記録する芸術だとされている（太田智子2010）。その記録は社会主義リアリズムを超えた新しいリアリズムという表現手法によって支えられ、リアリズムは芸術の表現以上に、芸術家の生活態度ともなっていた。しかし一方では「「ルポルタージュ絵画」は、文学や写真、映画におけるルポルタージュとは違って、必ずしも現実や事実に縛られることなく、そこに描かれた光景には修正や変更が加えられていると思われる。」（東京都現代美術館編2007：36）と定義されている。他の芸術形式ではなく、絵画という手段を選んだルポルタージュは事象をそのまま描くのではなく、デフォルメ、寓話、想像上のものを描くことも許容されていた。ルポルタージュとしては想像上のものを描くことに問題はあるだろうが、ルポルタージュ絵画は絵画でもあることから、それは表現の手段として当然のことであった。歴史を獲得していく手法が、いわゆる事実を積み重ねていくこと以上の可能性を示すものであったと言えるだろう。

60年頃からは社会的・政治的テーマを芸術に取り入れ、芸術の社会性を獲得するばかりでな

く、芸術そのものを疑い瓦解させていくことによって、芸術というものが帯びている権威を芸術家自身が剥ぎ取っていった。前衛芸術や反芸術などの運動は60年代以降も続いたが、一方で政治運動と芸術の関係性は希薄化していったと言わざるを得ない。近年では「伝統的な左翼運動が、空間ではなく、歴史や時間を獲得することに、ほとんど強迫的に捉われてきた」（毛利嘉孝2003：167）という課題を乗り越える形で、サウンドデモなどの空間をめぐる闘争が政治運動として現われている。その一方で、直接政治的なテーマを描くことは、一部の芸術家やグループにとどまっている。

本稿においてとりあげる絵画は当時、あるいは現在までも言及され、評価されている代表的な作品とする。新聞・雑誌の展覧会評や、芸術家集団の機関誌等において言及されている作品や、現代でもリアリズム芸術などの企画展において紹介されてきた作品について考察を行う。つまり当時展覧会に足を運んだ人だけではなく、より多くの人間が絵画を見、あるいは知ることのできた作品を分析の対象とする。

Peter Burke (2001=2008) は絵画を歴史資料として捉え、分析方法を以下のように規定したが、本稿もこれにならって分析を行う。Burkeは1. 視覚イメージを当時の社会と直接接触させるものではなく、当時の人々の社会の見方であると認識する。2. 視覚イメージの証拠は文化的、政治的、物質的などの文脈において考察する。3. 一連のイメージは単独の意味を持つのではなく、同時代人が経験したであろう全体としての視覚イメージと捉える。4. 視覚イメージの行間を読む必要がある、といった

分析の条件を挙げている。本稿もまた、当時の社会に対する人々の見方として絵画を捉え、そ

の文脈において考察していく。

3. 暴力の告発

3. 1 軍事基地という物理的暴力

第3章第1節では中村宏の作品《基地》（1957年）、《射殺》（1957年）について言及する。第2節では、池田龍雄の内灘シリーズ《怒りの海》《網元》（1953年）、《収穫》（1954年）、中村宏の《砂川五番》（1955年）について言及する。ここで取り上げる作品は特に基地反対を主題としないルポルタージュ絵画全体においても代表的な芸術家とされている池田龍雄と中村宏の作品を中心としている。池田龍雄の内灘シリーズや中村宏の油彩画《砂川五番》はルポルタージュ絵画の傑作として繰り返し言及されている（榊田倫広2012など）。

占領終結に伴って、日米は日米安全保障条約および行政協定（後に地位協定）を結び、占領後の米軍基地の継続使用、新設、米軍の地位等を定めた。人々は土地が強制的に接収されることに対して、様々な方法で反対してきたが、それらの運動は土地の強制接収から軍事基地そのものへの抵抗へと変化していく（青島章介・信太忠二1968）。そのような中で描かれたルポルタージュ絵画には、軍事基地の暴力が描きこまれていた。基地問題が示しているのは、何よりも軍事力という物理的・直接的な力でもある。軍事基地は戦争のために存在し、戦争を遂行するための文字通りBaseとなる。その暴力や危険性の一つとして存在したものは、基地

に付随して起こった事件や事故だろう。1950年代にも米軍による事件、事故は多発しており⁽³⁾、57年の「ジラード事件」は米軍基地や安保条約、行政協定の是非について議論を起こした重要な事件である。ジラード事件とは、57年にジラード三等特技下士官が演習地内で葉巻を拾っていた日本人農婦を射殺した事件である⁽⁴⁾。このジラード事件をモチーフとして描いたのが中村宏だった。中村はジラード事件の現場へは訪れていないものの、新聞や雑誌報道を元に、1957年8月に《基地》、9月に《射殺》を制作している（東京都現代美術館編2007）。《基地》は画面の大部分に銃を手にし、うつろな目をした髑髏のような兵士がクローズアップで描かれ、その後ろに米軍の星が描かれた戦車、切り株、そして頭から倒れこんだ人間がコラージュ風に置かれ、背後に大きな山がそびえ立っている様子が描かれている。《基地》に描かれた、倒れこんだ人間とほぼ同じ構図の人間が《射殺》にも描かれている。幾つかの煙の出ている銃口が向けられ前面に倒れ込んでいる人間には銃弾が突き刺さり、顔は歪み、手は何かを掴むような形をしている。もちろん一見してこの作品がジラード事件を主題としていることがわかるわけではないが、57年という年に、《基地》そして《射殺》という題で、事件のあった演習地を想起させるように山

や切り株も描かれ、前方に倒れこんだ瞬間の人間を見て、それが米軍による様々な事件、さらにはジラード事件を想起させただろうことは想像に難くない。

当時ジラード事件は新聞などのメディアでも多く取り上げられ、日本では罪を犯した米兵の身柄を拘束することもできず、捜査や裁判にかけることもできない安保条約および行政協定への批判が噴出した。また、当時の米国大統領までもがこの事件に言及したことは、政治家たちにとってこの事件が外交政治の問題であり、二国間の法律の問題であることを明らかにした。しかし中村の描いたルポルタージュは外交や二国間の法律問題を示唆するものではないと言えるだろう。そこで描かれているものは圧倒的な力である軍隊というものの暴力性と、そのような暴力の前にはなす術もなく屈服せざるを

3. 2 国家による抑圧という構造的暴力

Johan Galtung (1969=1991) は暴力を直接的暴力と構造的（間接的）暴力とに類型化し、暴力を行使する主体がない暴力を構造的暴力と定義している。軍事基地そのものの暴力性、あるいは軍隊の暴力性を描く一方で、そのような暴力を被る構造的な問題もまた、提起されなければならなかった。その暴力とは軍事基地そのものの暴力だけではなく、より広く捉えると、国家権力による抑圧と行うことができるだろう。ここで見られるのは、個人を超えた強大な権威によって、個人の権利や生活、選択肢が奪われるということである。

例えば池田龍雄は内灘闘争の中で、《網元》《収穫》《怒りの海》の内灘シリーズを描き、

得ない生身の人間の力の非対称性である。一方は圧倒的な武力を持ち、他方は武力を持つことができない。圧倒的な力の差というのは単純に一方が武器を持っているだけではなく、轟音を鳴らしながら繰り返し離着陸する戦闘機や輸送機、街中を走る戦車・装甲車など、一方的な物理的な力の示威行為でもある。もちろん軍事基地に抵抗する手段は当時も現在までも様々にあるが、そのような集団的な直接行動から一歩離れ、直接軍事力の前に晒されたとき、その力の差は歴然としていると言わざるを得ない。つまり、中村の《基地》と《射殺》は、日米の外交・防衛問題という認識によって捉えられた基地問題の告発とは異なり、軍隊や軍事基地という本質的な暴力を告発するという芸術の側面を表現したと言えるだろう。

現在でも代表的とされるルポルタージュ絵画作品を残している。そこで池田が描くのは、物理的な軍の暴力ではなく、ロープが首にかかった網元や魚をひきずる漁師、怒りの表情をした魚の顔を持つ人間である。石川県河北郡内灘村（現内灘町）は日本海と河北潟を中心に漁業が行われる村だったが、住民が生業としていた砂丘と海がどちらも米軍試射場として接収されることになった。池田の作品《網元》では、船と網を手にした網元の漁師の首にロープがかかっており、背後の魚は骨だけになっているにもかかわらず、網元は微笑を浮かべているように描かれている。池田は内灘闘争へ向かった際、反対運動の問題は外部からの圧力ではなく、内

灘村の内部の封建的な構造にあったと、後に述べている（池田龍雄1990）。網元は基地建設によって漁ができなくなったとしても、補助金によって生活をしていくことは可能であったため、最終的には条件派として政府との交渉を支持していった（内灘闘争資料集刊行委員会編1989）。したがって池田の描いた網元という存在はむしろ封建的な村の中の権力者であるとともに、一方では、そのような封建性の中で知らぬ間に苦しめられている存在でもあったのだ。54年の《収穫》では、漁師が骨になった魚を担ぎ、内灘の試射場の象徴となった鉄板道路が敷かれた砂浜を歩いている様子が描かれている。その鉄板道路の先は海であり、その先には何も描かれていない。どちらの作品も漁業をすることにより生きてきた人々の喜びも苦しみも感じられず、骨となった魚の描写はむしろ死を連想させている。池田が同時期に描いていたビキニ環礁の水爆実験の作品もまた、魚と人間が同様に死をイメージさせるよう描かれている。一見すると、ここで語られているものが、基地という暴力だと理解することは容易ではなく、多くの人々が理解しやすい軍事的な記号となるものはほとんど見受けられない。内灘闘争で池田が見たものは、基地だけではなく、その基地計画そのものを動かす構造であり、基地問題に内在する封建的構造であり、池田は絵画を通してその背後の構造を前景化させていったと言える。

一方で、中村宏の《砂川五番》はそのような構造的暴力に抵抗する人々を描いている。前述の通り中村は《基地》や《射殺》において軍の暴力性を提起したが、《砂川五番》ではその暴

力に対抗する力を描いている。《砂川五番》は飛行場のフェンスの外で座り込んでいる農民を警官がごぼう抜きにしていく場面を描いている。無表情に描かれた警官と警察車両に対して、座り込む農民とみられる人々、そして尺の小さい黄衣を着た日本山妙法寺の僧侶が描かれている。その背後には大きな滑走路と軍用と思われる飛行機が描かれ、警官は足元の地図を踏みつけている。日本山妙法寺は世界的に反戦平和運動を行っており、砂川闘争などの基地反対運動や原水爆禁止運動、その後のベトナム反戦運動などでも活動した宗教団体である。うちわ太鼓を鳴らす黄衣の僧侶は、砂川闘争で注目を浴び、その後の平和運動の中でも目を引く存在として、宗教的な非暴力を象徴するような存在となっていく⁽⁵⁾。ここで描かれているのは「非暴力直接行動」であると言える。基地の問題を描いたルポルタージュ絵画の中でも、反対運動自体を描いたものは少ない。近代国家の暴力の独占を最も顕著に表わす警察権力に抵抗し、それらの強制的で一方的な社会秩序を崩壊させていく力としての直接行動が示唆されている。警察に代表される国家の暴力によって社会秩序が強制され、一方的に土地を収奪される。このことは日米間の国家・軍事安全保障によって犠牲を被ることであって、土地を奪われるものたちの安全保障とは正反対の状態を顕在化する。前述したように、軍事基地があることによって発生する事件や事故も存在し、更には従来の仕事や生活手段が奪われる。国家安全保障は国家を守るものであり、人間を守るものではないということは現在ではすでに共有されているが⁽⁶⁾、50年代ではそのような安全保障

論は論じられていなかった。しかしルポルタージュ絵画を描いていた芸術家たちには、国家の安全を守るために特定の人々が生活や土地、安全を差し出し犠牲になる仕組みが、現地を取材することで見えたのではないだろうか。そしてこの問題は基地だけの問題だけではなく、日本各地が被る可能性のある構造的な問題である。国家安全保障という一つの構造的暴力によって被る犠牲に対し、自らの力を使って非暴力直接行動を起こす人々を描くことで、国家安全保障という概念に則れば合理的な社会秩序でも、犠牲となる人々にとっては現実の不合理な矛盾でしかなかったことを示したのである。

酒井隆史（2004）は、この非暴力直接行動は社会の中の潜在的な争点の緊張状態を暴露し、あるいは構築するものであると論じている。これまで論じてきた、ルポルタージュ絵画に描かれた力には3種類が存在したと言えるだろう。一つは軍事力という直接的・物理的な暴力。もう一つは地域社会の中の封建的構造、あるいは国家安全保障という概念に伴う構造的

暴力。最後にそれらに対抗する非暴力直接行動という力。《砂川五番》で描かれたような非暴力直接行動によって社会における物理的・構造的暴力双方における敵対性が構築されたと言えるだろう。つまり国家が独占する暴力に異質な力を対抗させることによって、その社会における争点を浮上させ、自らの力を取り戻すことを目指したのだ。非暴力直接行動を敵対性の構築あるいは可視化であると仮定すると、これらのルポルタージュ絵画もその行動の一つの方法として位置付けることが可能だろう。芸術による基地反対運動のルポルタージュは、物理的暴力と構造的暴力に対抗する力としての非暴力直接行動を描くことによって、当時の社会における敵対性を可視化・記録し、告発していく側面を持っていたと言えるのではないだろうか。何を記録するかという創作を含めた日常的な行動、主題の選択そのものが、敵対性を可視化・告発する直接行動であるという可能性がルポルタージュ絵画に見いだされていた。

4. 暴力の補強—女性に対するまなざしの暴力性—

4.1 ナショナリズムの中の女性

第4章第1節では、山下菊二の作品《新ニッポン物語》（1954年）、第2節では森熊猛《貴賓席》（1953年）、池田龍雄《アメリカ兵、子供、バラック》（1953年）、新海覚雄の《砂川基地斗争（闘う農民たち、スケッチ）》（1955-1957年）について言及する。山下菊二もまたルポルタージュ絵画の代表的作品《あけほの村物語》（1953年）を制作し、基地反対

運動だけでなく小河内ダムの反対運動などに積極的に参加した芸術家である。新海覚雄は、当時は芸術家として存在感を放っていたものの、長らく言及されず、近年再評価が進む芸術家である（武居利史2012）。

山下菊二の《新ニッポン物語》（1954年）は占領期間後も依然として続く強大な存在としての米国とその権力に与し続ける日本を描き、

米日の権力の非対称性を表現したと言えるだろう。画面には「BAR」「HOUSE NO.54」などのアルファベットの看板が並び、「境界標 日本政府」といった看板がワイヤーフェンスに掛かっている。その境界線となっている塀の中で画面に収まりきれない大きな犬と、画面の縦半分ほどの身長、ハイヒールを履き、赤い口紅を塗った犬が手を組みダンスを踊っている。GHQ（連合軍最高司令官総司令部）による占領が終了し、新しい日本が作られていくという機運の中で、山下の描いた新しい日本は米国あるいは米軍の非対称的で圧倒的な権力に協力する小さな日本という図であった⁽⁷⁾。《あけぼの村物語》では警察を犬として描いた山下は、この作品で米国・日本双方を犬として描いている。警察の犬のように、犬を従順なものとして捉えるならば、米国も日本もまた軍事力という強大な力に従順な存在であると捉えられていたと言えるかもしれない。

1952年に発効した日米安全保障条約は武装解除によって固有の自衛権を行使する手段を持たない日本と、その暫定措置として日本国内あるいは付近において米国が軍隊を維持することを認めた条約である。日米安全保障条約と行政協定は極めて非対称的で不平等な条約であった。このような日本と米国との象徴的な関係を山下は作品に描き込んでいる。しかし《新ニッポン物語》の下絵となるスケッチではダンスを踊る二匹の犬に性別が付されているようには見られない。しかしその完成品となった作品では、日本の立場を象徴する小さい方の犬は女性を表すように口紅やハイヒールが付加されている。つまり小さい方の犬を意識的に女性

として描いたと言えるだろう。このように米国—日本の関係を、男性—女性の関係へと変換する形式化は当時の日本では共有されていた。そしてそれは民族主義的ナショナリズムと極めて密接な関係性にあった。マイク・モラスキー（2006）は占領を扱った男性による典型的な物語は、個人の身体と国体（ナショナルボディ）を同一視させることによって、抽象的な女性身体を通じて、喪失感と従属感を追求したと指摘している。ルポルタージュ絵画においても、米兵による性的支配と外国による支配との一体化は散見される。基地反対運動に積極的に参加した清水幾太郎は内灘闘争の中で以下のような言葉を残している。

まだ内灘は清純な処女である。しかし、政府や軍需メーカーは、この処女を指して、どこに被害があるのか、と叫ぶ。当たり前だ。村民は四月末までということを一途に信じて頑ばつて来たのだ。だが、政府や軍需メーカーは、既にアバズレ女になつた多くの基地を指して、今度は、アメリカのお蔭で潤つていないか、と叫ぶ。（清水幾太郎1953：71-72）

清水が使用した「処女」という言葉のように、女性の純潔性と基地のない日本は同一視され、基地を持つ土地を「アメリカ軍に寄生するアバズレ女」、つまり当時の認識としては米軍相手に売春を行っていた「パンパン」と同一の認識で語られていた。清水の言葉は辛辣だが、多くの人間が似たような認識に立っていたのではないかと考えられる⁽⁸⁾。山下の描いた日

本と米国の関係もまた、単純に米国に追随する日本の弱さを描いただけではない。その日本を象徴する犬を女性、とりわけ「パンパン」の特徴として繰り返し言及されるような派手な身なりにすることで、「犯された」日本を「犯された」「パンパン」というメタファーによって描いていると言えるだろう。それは、日本の独立

4. 2 女性の二極化

山下の描いた日米関係からも理解できるように、「犯された」日本という意識は広く共有されていた。それを誰もが理解しやすい形で可視化した売春女性たちに対する偏見や軽蔑は極めて強かった。敗戦からすぐに日本はGHQのために慰安所を作り、女性たちの性産業を制度的に作り上げていったが、公娼制度が廃止されると、基地の周辺には米兵に向けた特殊飲食店街が次第に広がり、米兵を呼び込むための性産業を利用したビジネスが拡大した。米兵に対して性を売る女性たちを蔑んで呼んだ名が「パンパン」や「オンリー」、「基地の女」などであり、「パンパン」女性に対する蔑視は社会的に広がっていた⁽⁹⁾。さらにこのような女性たちに対しては、女性運動の側からも同様に軽蔑の視線が向けられ、現在までもその存在は隠されてきた（藤目ゆき2009）。

そのような中でルポルタージュ絵画でも基地周辺の問題として「パンパン」を描いた作品が制作されている。森熊猛の《貴賓席》では国会の傍聴席（貴賓席）にその他の人間（日本人男性政治家）の何倍も大きく描かれた米兵と、その横で腕を組んだ笑顔の女性が配置されている。女性は米兵のほぼ半分ほどの大きさで描

性や自立性が失われることに対する民族主義的な家父長制に基づいた不満であり、米国の軍事的介入への不安でもあった。外国による支配を告発する一方で、国体（ナショナルボディ）と女性の身体を同一化させる、男性による女性への暴力的なまなざしが内包されていたと言わざるを得ないだろう。

かれているが、彼ら二人があたかも日本の政治に君臨しているかのように描かれている。また、池田龍雄の《アメリカ兵、子供、バラック》では、所変わって小さな家の中で米兵が女性の肩を抱えており、この場合も米兵の顔は隣の女性よりも大きく描かれている。その外の道で、「混血児」であるか不明だが、子供が遊んでおり、画面の奥には英語の看板が描かれ、米兵は当時日本で米国の豊かさや権力を象徴する娯楽品である白いタバコを手を持っている。森熊の描いたような「パンパン」の派手な身なりはアメリカニズムを体現するものだった。一般の女性にはなかなか手に入らないタバコや派手な洋服は、「パンパン」女性たちが米兵の後ろ盾を得ている証であり、それまでの階層という序列構造を逆転させるものであった。したがって「パンパン」女性はそれまでの社会構造から逸脱した自由な女性という側面もあったのである。だからこそ彼女らは周縁化され、特殊化され、差別の対象となった（吉見俊哉2007）。つまりこのような女性は前述したジラード事件の被害者の日本人女性とは異なり、特殊化された女性として他者化されていた。奏（2003）は1995年の米兵による沖縄の少女暴行事件の

被害者に対する社会の怒りは、その少女が「一般・普通」の女性だったから広範囲に共有されたのに対し、その事件の直前に米兵と交際していた女性が殺害された事件が問題化されなかったことを指摘した。「純潔な女性」と「汚れた女性」という分裂した二極化が「女性」そのものを見る視点には生じていた。多くのルポルタージュスケッチを残した新海覚雄もまた、そのような二極化を利用し、女性の他者化に寄与している。

米軍とその要員たちは、朝夕ここを出入りする。怪しげな植民地の女たちも交っている。坐込みの「おカカたち」は降り注ぐ雨にもめげず、朝から夜までくり返して、かれらに向けて烈しい憎しみを籠めて罵倒の叫びを雨と浴びせるのだ。（新海覚雄1953：64）

ここで新海は「怪しげな植民地の女たち」に対して、懸命に抵抗する「おカカたち」を対極に置き、そうすることによって「おカカたち」の高潔な存在を強調している。ここでは「おカカたち」には犯されない日本を象徴するような純潔性が付与されている。この女性の二極化は単純に「パンパン」などの女性を軽蔑し差別するだけではなく、そのような女性ではない「一般・普通」の女性を逆照射させることによって、基地への反対の理論を補強していると言えるだろう。新海は1955年から農民のスケッチである《砂川基地斗争（闘う農民たち、スケッチ）》（全37点）を制作している。その中で新海が描いたのは素朴で精悍な顔つきの老若男女であった。新海は一般の純潔な農民たちを描き、しかし一方では「怪し

げな植民地の女たち」をそこから排除する。そのような「不潔な」女性たちを他者化するからこそ、闘う農民の純潔さが強調される。互いに対照的に描かれることでむしろ、農民たちの切実さは強化され、基地反対の正当性はより強固なものとなる。

本章では第3章で論じた直接的・構造的暴力の告発に内在した女性に対する暴力的視点を考察してきた。米国と日本の基地や安全保障等の非対称的な関係を、男性と女性、特に米兵と「パンパン」という関係に置換することによって、民族的な「純潔性」への執着が表現されていたと言えるだろう。そしてそれは、性暴力の被害者の側に立つことを意味するのではなく、また、アメリカニズムを体現する自由な女性像を描くのではなく、逆に「不潔な」女性として他者化することによって、「一般・純潔」な女性が携わる反対運動の論理を強化し、その「純潔性」によって反対の論理を裏付けていたと言えるだろう。それ以上に、女性をまなごしの基準によって一方的に分類し、女性全体を他者化することで、男性芸術家たちは自身の記録の正当性を付与していったのだ。記録するということは極めて政治的であり、誰にとっての記録なのか問われるべきだろう。ルポルタージュ絵画の多くが男性作家たちによる記録であったことからわかるように、女性は類型化され、記録される対象であり、記録する主体ではなかった。もちろん同時期に起こった生活記録運動などの他分野のルポルタージュでは、女性が記録する主体となることはあったが、基地反対運動を描いた絵画という領域においては、能動的に記録する主体となることはほとんどなかったと言えるだろう。

5. おわりに

本稿では、基地反対運動を描いたルポルタージュ絵画を対象に、そこで描かれていた暴力構造と、それを描いた側の暴力的な視点を明らかにしてきた。芸術家たちは自らの目で、自らの表現で、いかなるものを社会とし、いかなる歴史を創ろうとしてきたのか。第3章ではルポルタージュ絵画によって、圧倒的な力を持つ軍事基地と周辺住民という非対称的な暴力構造を批判し、更に一步踏み込み、そうした軍事基地の置かれる構造、日米合作の国家権力による強制的な暴力を告発し、敵対性を可視化したことを明らかにした。第4章ではそのような暴力をルポルタージュによって訴える一方で、その描く者の視点に内在した女性の他者化と二極化という点を指摘した。そしてその二極化によって結果的に、「不純な」女性から「一般」女性を逆照射することが可能となり、基地反対の論理が補強されたことを確認した。日本の現代史の中では当然、冷戦体制も米軍基地問題も極めて重要な政治的議題として扱われてきた。しかしその政治的な議題をルポルタージュ絵画という手法によって芸術家たちが残した作品は、敵対性を可視化させることによって、公的な言説の歴

史に対抗するもう一つの歴史を構成してきたと言えるだろう。政治と芸術をめぐる関係性については、様々な論じ方があるが、本稿では特に芸術の主題としての政治の描き方に着目し、芸術の中の政治について論じてきた。それは「何をどのように記録するか」という政治性を伴う歴史の獲得であり、記録の闘争であったと言える。だからこそ、売春女性たちが他者化された記録の政治性が浮き彫りになり、絵画における彼女たちの歴史の獲得は得られなかったのだ。

最後に本稿の限界として、当時絵画が見られる機会が少なかった点を指摘しておきたい。つまり、本稿で述べたような芸術家たちが記録した社会事象が広く一般に共有されていたかということについては断言することはできない。そしてこれらのルポルタージュ芸術は近年研究が始まったばかりの、歴史の中に埋もれていた作品群でもある。しかしだからこそ、本稿は受容研究ではなく、まずは作品のテキストを当時の文脈において分析することに専念した。本稿の分析をもとに、これらの作品がいかに受容されたかという研究については今後の課題としたい。

註

- (1) 地域研究としては、明田川融,2000,「1955年の基地問題—基地問題の序論的考察—」『年報・日本現代史』現代史料出版,6号,pp.55-102、福島在行,2006,「『内灘闘争』と抵抗の〈声〉」広川禎秀・山田敬男編『戦後社会運動史論』大月書店,pp.134-155、など。政治学の中では、林博史,2006,「基地論—日本本土・沖縄・韓国・フィリピン」倉沢愛子・杉原達・成田龍一・テッサ・モリス・スズキ・油井大三郎・吉田裕編『岩波講座 アジア・太平洋戦争7 支配と暴力』岩波書店,pp.379-408、など。
- (2) 鳥羽耕史,2010,「1950年代—『記録』の時代」河出書房新社、武居利史,2012,「砂川闘争と美術家たち」『府中市美術館研究紀要』府中市美術館,16号,pp.9-25、鈴木勝雄・榊田倫広・大谷省吾編,2012,『実験場1950s』東京国立近代美術館、など。
- (3) 「拳銃で4名殺傷 米2将校逮捕／熱海市」（1951年2月26日『読売新聞』）、「また数寄屋橋で投込み事件 米兵、いきなり襲う_数寄屋橋事件」（1953年12月19日『朝日新聞』）など。

- (4) ジラード事件について、日米合同委員会は米国に第一次裁判権が保持されると主張したが日本での裁判を容認し、さらに、当時の国務長官、国防長官、米大統領も公式に日本での裁判の容認に続いた。1991年米政府文書の秘密解除によってジラードを殺人罪から、より軽い傷害致死容疑で起訴することを条件に、日本へ身柄を移したことが明らかになっている。（「ジラード事件 駐留米軍引き揚げも検計米秘密解除文書で判明」（『読売新聞』1991年9月25日））
- (5) 「うちわ太鼓、パリをゆく」（『朝日ジャーナル』1972年3月10日号）など。
- (6) 1994年、国連開発計画（UNDP）によって「人間の安全保障」の概念が宣言された。国家安全保障だけではまかなうことのできない様々な暴力や抑圧、危機を「人間の安全保障」によって補完することとなった。
- (7) Linda Hoaglund “Protest Art in 1950s Japan The Forgotten Reportage Painters Yamashita Kikuji” (Retrieved December 10, 2015, http://ocw.mit.edu/ans7870/21f/21f027/protest_art_50s_japan/amp1_essay04.html) 一方、桂川寛は「新ニッポン物語」は松川事件をモチーフにしていたと述べている。（桂川寛2004、『廃墟の前衛』一葉社）
- (8) 「見よこの悪習 少女少女がパンパンごっこ／歓楽街問題」（1950年11月14日『読売新聞』）、「基地の女 どうしたらよい？ 風紀・衛生で対立」（1953年2月17日『朝日新聞』）など。
- (9) 「パンパン」女性たちが置かれていた厳しい境遇については、山田盟子,1992,『占領軍慰安婦—国策買春の女たちの悲劇—』光人社、など。

参考文献

- 青島章介・信太忠二,1968,『基地闘争史』社会新報
- 尾藤豊,1953,「平和と美術の関係について」『今日の美術』青年美術家連合,3号,pp.6-8.
- Burke, Peter, 2001, “Eyewitnessing The Uses of Images as Historical Evidence” Reaktion Books (= 諸川春樹訳,2008,『時代の目撃者』中央公論美術出版) .
- 藤目ゆき,2009,「朝鮮戦争・女性・平和運動」岩崎稔・上野千鶴子・北田暁大・小森陽一・成田龍一編『戦後日本スタディーズ1 40・50年代』紀伊國屋書店,pp.171-186.
- Galtung, Johan, 1969, “Violence, Peace and Peace Research” (= 高柳先男・塩谷保・酒井由美子訳,1991,『構造的暴力と平和』中央大学出版部.
- 林博史,2006,「基地論—日本本土・沖縄・韓国・フィリピン」倉沢愛子・杉原達・成田龍一・テッサ・モーリス・スズキ・油井大三郎・吉田裕編『岩波講座 アジア・太平洋戦争7 支配と暴力』岩波書店,pp.379-408.
- 広川禎秀・山田敬男編,2006,『戦後社会運動史論—1950年代を中心に—』大月書店.
- 池田龍雄,1953,「絵画におけるルポルタージュの問題」『今日の美術』青年美術家連合,2号,pp.10-12.
- 池田龍雄,1990,『夢・現・記—画家の時代への証言』現代企画室.
- 池田龍雄,2008,『視覚の外縁—池田龍雄文集拾遺—』沖積舎.
- 池田龍雄,2012,「わたしにとっての五〇年代美術」『東京国立近代美術館ニュース 現代の眼』東京国立近代美術館,596号,pp.2-5.
- 奏(ジン)花(ファ)秀(ス),2003,「沖縄の反基地運動と非暴力思想—国境を越えた新たな「公共圏」の可能性を求めて—」『沖縄文化研究』法政大学,29号,pp.435-482.
- 川浪千鶴,2010,「池田龍雄と「石炭・炭坑」をめぐる作品群—ルポルタージュ絵画の展開として」太田智子・佐藤玲子・川浪千鶴編『池田龍雄—アヴァンギャルドの軌跡』池田龍雄展実行委員会,pp.190-195.
- 基地問題調査委員会編,1954,『軍事基地の実態と分析』三一書房.
- 榎田倫広,2012,「政治の絵画から絵画の政治へ—中村宏の場合—」鈴木勝雄・榎田倫広・大谷省吾編『実験場1950s』東京国立近代美術館,pp.188-205.
- 松田圭介,2007,「一九五〇年代の反基地闘争とナショナリズム」『年報・日本現代史 現代歴史学とナショナリズム』現代史料出版,12号,pp.89-123.
- 道場親信,2005,『占領と平和—戦後—という経験』青土社.
- 道場親信,2008,『抵抗の同時代史—軍事化とネオリベラリズムに抗して』人文書院.
- マイク・モラスキー,2006,『占領の記憶／記憶の占領—戦後沖縄・日本とアメリカ—』青土社.
- 毛利嘉孝,2003,『文化=政治』月曜社.

- 牟田和恵,2002,「女性と「権力」」『近代日本の文化史8 感情・記憶・戦争』岩波書店,pp.125-160.
- 中野秀人,1954,「第二回「ニッポン」展の積極的意義」『ニッポン展』前衛美術会,pp.3-4.
- 太田智子,2010,「1950年代のペン画—大型ペン画まで」太田智子・佐藤玲子・川浪千鶴編『池田龍雄—アヴァンギャルドの軌跡』池田龍雄展実行委員会,pp.185-189.
- 尾崎真人,1988,「歴史・記録・記憶—国家の歴史と個人の記憶のあいだで—」板橋区立美術館編『日本のルポルタージュ・アート展』板橋区立美術館,pp.76-77.
- 酒井隆史,2004,『暴力の哲学』河出書房新社.
- 清水幾太郎,1953,「内灘」『世界』岩波書店,93号,pp.65-80.
- 新海覚雄,1953,「内灘のおかたち」『新しい世界』日本共産党出版局事業部,73号,pp.64-65.
- Sorel, Georges, 1908, “Reflexions sur la Violence” (=今村仁司・塚原史訳,2007,『暴力論 上・下』岩波書店).
- 武居利史,2009,「池田龍雄の一九五〇年代の絵画」『府中市美術館研究紀要』府中市美術館,13号,pp.28-35.
- 武居利史,2012,「砂川闘争と美術家たち」『府中市美術館研究紀要』府中市美術館,16号,pp.9-25.
- 鳥羽耕史,2010,『1950年代—「記録」の時代』河出書房新社.
- 鳥羽耕史,2012,「『記録』が準備した公共圏」鈴木勝雄・榎田倫広・大谷省吾編『実験場1950s』東京国立近代美術館,pp.42-53.
- 東京都現代美術館編,2007,『中村宏—図画事件1953-2007』東京新聞.
- 上野千鶴子,2012,『ナショナリズムとジェンダー新版』岩波書店.
- 内灘闘争資料集刊行委員会編,1989,『内灘闘争資料集』内灘闘争資料集刊行委員会.
- 屋嘉比収,2009,「米軍占領下沖縄における植民地状況—一九五〇年代前半の個と状況について」岩崎稔・上野千鶴子・北田暁大・小森陽一・成田龍一編『戦後日本スタディーズ140・50年代』紀伊國屋書店,pp.153-170.
- 山田諭,1998,「戦後日本のリアリズムについて—新しい世紀の日本美術のために—」『戦後日本のリアリズム1945—1960』名古屋市美術館,pp.8-11.
- 吉見俊哉,2007,『親米と反米—戦後日本の政治的無意識—』岩波書店.



萩原 めぐみ (はぎわら・めぐみ)

【生年月】1987年11月28日

【出身大学または最終学歴】東京大学大学院学際情報学府修士課程修了

【専攻領域】歴史社会学

【主たる著書・論文】(3本まで、タイトル・発行誌名あるいは発行機関名)

萩原めぐみ,2012,「総合雑誌から見る戦後平和思想の変遷」(東京大学大学院学際情報学府修士学位論文)

【所属】東京大学大学院学際情報学府博士課程

【所属学会】同時代史学会、日本社会学会、日本マス・コミュニケーション学会

Anti-Base Movement in Reportage Art : Foregrounding 2 types of Violence

Megumi Hagiwara*

The 1950s was a period when the US military base system was expanding around the world, especially in East Asia. Within Japan, many local groups mobilized in opposition to the endless construction process and inconveniences caused by US bases. This paper focuses on the Reportage Art, which was a characteristic of 1950s Japan. By examining the artistic works depicting these emotional struggles with the US army, the paper attempts to clarify the relationship between art and politics.

The resulting artworks attempted to capture the pluralistic viewpoints and multilayered aspects of the anti-base movement, especially physical (direct) and structural violence. The physical (direct) violence was presented by “Girard Case” and Hiroshi Nakamura’s production. On the other hand, the structural violence was accused by Tatsuo Ikeda’s works which drew Uchinada struggle, and Hiroshi Nakamura’s famous work which drew the Sunagawa struggle. Those artworks succeeded to accuse the violence of military affairs and the structural violence of the forced suppression by the nation. Moreover, through production of these artworks, artists began to recover their historical subjectivity in the face of a reality shaped by external forces.

However, some types of women were otherized and excluded from the historical subjectivity. The hidden violent gaze to woman, was presented by Kikuji Yamashita, Takeshi Morikuma, and Tatsuo Ikeda’s works which drew military prostitutes called “Panpan”. They divided women into 2 types: “pure” normal women and “impure” abnormal women. “Impure” women were otherized, and consequently were not able to obtain historical subjectivity by the Reportage Art.

Doctoral student, the Graduate School of Interdisciplinary Information Studies The University of Tokyo

Key Words : Anti-base movement, Reportage Art, 1950s, Pacifism, Violence.

Peter Mark Rogetの医学/博物学言説の受容

— *Thesaurus*の分類学的思考の起源—

Acceptance of Medical Science and Natural History Discourse by Peter Mark Roget: The Origin of Taxonomic Thought in *Thesaurus*.

加藤 聡*

Satoru Kato

1. はじめに

1.1 問題の所在

1852年ロンドンに1つの類義語辞典が登場した。それがピーター・マーク・ロジェ (Peter Mark Roget, 1779-1869) による *Thesaurus of English Words and Phrases Classified and Arranged So As To Facilitate the Expression of Ideas and Assist in Literary Composition*¹ (Roget 1852) (以下、『シソーラス』) である。小島義郎によれば、英語の専門的な類義語辞典は18世紀になってから登場したものであり、2種類に分類することができるという。その1つは類義語間の意味の区別を記述するものであり、もう1つは類義語のリストを列挙するものである (小島 1999: 134)。小島はリスト化された類義語辞典としてロジェの『シソーラス』を挙げている。また、オックスフォード・イングリッシュ・ディクショナリー (Oxford English Dictionary、以下OED) から *Thesaurus* の項目を紐解くと、「意味に応じて列挙された概念や言葉のコレクション」と定義付けがされ

ており、この意味を最初に用いたのがロジェの『シソーラス』であることがわかる。それゆえ、『シソーラス』は近代類義語辞典の新たな出発点であり、ジャンルとしての類義語辞典を分析する際に必要不可欠な対象であるといえる。その重要性は他の辞書と比較すると際立つ。

同時代のイギリスではジェームズ・マレー (James Murray, 1837-1915) によってOEDが編纂されている。OEDはアルファベット順に単語を配列し、その言葉の持つ意味を年代順に積み重ねていくという歴史主義の形式を持ち合わせている。それと比較するならば、正統派のOEDとは異なり、ロジェの『シソーラス』は概念別という特異な様相を見せるが、同時代にこの構造を持ち合わせるようになった経緯、またその意味はどこにあるのだろうか。問題となるのは、かつてワイリー・サイファーが『文学とテクノロジー』で論じた点と重なる。つまり、「十九世紀は科学の世界でも、歴史の世界でも、

* 東京大学大学院学際情報学府博士課程

キーワード：類義語辞典、インテレクチュアル・ヒストリー、分類学、自然科学、博物史

哲学、芸術の世界でも変わりなく方法論の世紀」(サイファー 1972: 12)であったならば、

1. 2 先行研究の問題と解決方法

では、これまでロジェの『シソーラス』の分析はいかにして行われてきたか。特筆すべき研究成果がヴェルナー・フルンによって提出されている(Hüllen 2004; 2009)。フルンの研究はロジェの『シソーラス』を辞書史の中に位置づけるという作業を行うために、プラトンに始まる類義語の実践やロンドン王立協会のジョン・ウィルキンズ(John Wilkins, 1614-1672)による普遍言語に言及しつつ、辞書史と言語記号論の間で分析を行っている。しかし、フルンの研究は『シソーラス』という辞書そのものに焦点を当てる分析のため、本稿が明らかにしようとする『シソーラス』以前のロジェに関する記述が十分ではない。

また一方で、ウィルキンズとの関係性や時代背景による『シソーラス』の意義については、

2. ロジェの人物交流

2. 1 医学/博物学言説の中のロジェ

1700年以降のイギリスでは、都市環境は産業革命を経て劣悪になっていった。紡績機と織布機が発明され、さらにはジェームズ・ワット(James Watt, 1736-1819)の蒸気機関によって生産効率は上昇し、鉱山業などが発達する。その一方で、工場制度によって様々な職業病が生まれ、また労働環境の悪さによって喘息、狭窄症、角膜炎、白内障などが起り、コレラやチフスといった伝染病で亡くなる人が増加した

ロジェの『シソーラス』が問われるべき点はその方法論とロジェの思想の起源である。

17世紀との連続性を指摘した高山宏の分析が示唆に富むものである(高山 1990)。高山の分析は時代の連続性に焦点を当てたため、言語と概念の関係性が記述の中心となるが、ロジェがどの程度17世紀の思想と方法論を共有していたのかは『シソーラス』単独で分析できるものではなく、ロジェ自身の執筆した論文等を分析して初めてわかるものである。それにも拘らず、ロジェが残した多くの論文についての分析は十分ではない。

それゆえ、本稿はロジェの『シソーラス』における方法論の起源を明らかにするために、上記の先行研究における辞書内部の分析から離れ、ロジェという個人が受容した社会的、学問的背景を分析する必要がある。

(長島 1987: 130)。この都市環境は一刻も早く解決すべき問題であったが、その一方で産業の発展を象徴するものであった。

こうした時代背景の中でロジェは1779年に生まれる。父親のジャンはスイスのジュネーヴ生まれだったが、後にロンドンに移り住んでいる。都市環境の悪いロンドンで生活することで、ジャンは肺結核症に悩まされることになり、治療の甲斐なく1783年に亡くなる。ロジェ

がわずか4歳のときであった。父親の死や都市環境はロジェに少なからず影響を与えた。父の死による精神的抑圧とそれに伴う行動については、ロジェの『シソーラス』と関連付けてすでに指摘がされている²。またロジェがロンドンに生まれたにも拘らず、エディンバラ大学へと進学しているのは、都市環境が身体に与える影響をロジェの母親が心配したために、エディンバラへと移住したことに拠る (Kendal 2008: 53-56)。当時のエディンバラ大学はオックスフォード大学やケンブリッジ大学と異なり、英語圏において医学研究の中心地と呼べる場所であった。そこでロジェはラテン語で論文を執筆し、1798年6月25日に学位を修めている。論文のタイトルは“Tentamen physicum inaugurale de chemicæ affinitatis legibus”であり、化学の結合に関するものであった (Roget 1798)。この論文は、アルベルトゥス・マグヌスからアイザック・ニュートンまで多くの化学者、神学者が考察してきた原理の伝統を引き継ぐものであり、ジョセフ・ブラックの教えである「化学は他の多くの知識の枝との関係性で理解しなければならない」という結合術との関係性を示すものであった (Kendal 2008: 78-79)。だが、ロジェはこれ以降化学について論じることはほとんどない。しかし、他との関係性で理解するという思考の方向性は、その後ロジェの学ぶ医学/博物学、そして『シソーラス』へと受け継がれていくのである³。

ロジェはロンドンで生活をしながら、1800年に下水道の活用に関する仕事をジェレミー・ベンサム (Jeremy Bentham, 1748-1832) と共同で行っている。ベンサムは都市化の進むロンド

ンの下水活用について取り組んでいたが、そこに伝染病の研究を行っていたロジェが協力した。このベンサムとの出会いは重要である。ロジェが『シソーラス』を出版したとき、ベンサムはウェストミンスター・レビューに「文学者に必要不可欠」と賞賛をし、さらに「ロジェは最高級の読み書きに関する道具の作成者としてサミュエル・ジョンソンと同列に並ぶだろう」とまで評価している (Bentham 1853: 311-312)。ベンサムは『シソーラス』の持ち合わせていた構造に意義を見出していた。そしてロジェもベンサムの仕事に意味を見出していたであろう。というのも、ベンサムの活動は都市環境の改善というロジェ自身の活動と重なりあう。また1790年にはベンサム考案のパノプティコン監獄を建設する計画がアイルランドで持ち上がっており (土屋 2012: 44-45)、そこにみられるベンサムの功利主義的な側面に対してロジェが理解を示していたとしても不思議ではない。

こうした都市環境の整備における活動とは別に、ロジェによるアカデミーの活動を考慮しなければならない。ロジェの活動の中心はアカデミーでの一連の講義であり、その講義のなかで分類学という新たな思考の基準を獲得することになるからである。その分類学はロジェの『シソーラス』にみられる特徴の1つである。

ロジェが1804年以降、活動の場を様々な医学機関やアカデミーに移していることは注目に値する。マンチェスター・ライブラリーとフィロソフィカル・ソサエティの援助のもと公衆衛生についての研究を深めており、さらにグレート・ウィンドミル・ストリート・スクールでは

ジョルジュ・キュヴィエ (Baron Georges Léopold Chrétien Frédéric Dagobert Cuvier, 1769-1832) の分類学にもとづく動物生理学の講義を行っていた。これはロジェの思考の枠組みを規定する重要な事実である。なぜなら、医学言説内のロジェの論文については次章で論じるが、キュヴィエによってもたらされた比較解剖学の視点はロジェの研究の中心に置かれることになるからである⁴。

また多くのアカデミーの中で、ロジェに大き

2. 2 アカデミーの中のロジェ

ロジェは学問機関の設立にも尽力する。1837年からロンドン大学の設立のために運営委員会や理事を担当していたが、そこで問題となったのは宗教的な対立であり、大学の制度であった。例えば、オックスフォード大学とケンブリッジ大学は国教会聖職者によって成立する教育機関であり、上流階級の教育は両大学における古典が中心であった (長島 1987: 150-151)。入学者は国教徒に限るという規則のため、非国教徒は大学とは距離をとったアカデミーを設立していった。非国教徒のアカデミーでは外国語や数学、歴史、地理、法学といった人文科学に関する科目以外にも、科学実験といった技術実習が行われていた。アカデミーの中ではとりわけ、1757年のウォリント・アカデミーと1786年のマンチェスター・アカデミーが有名である。特に前者は、J・プリーストリが関わっていた有名なアカデミーとして挙げられる。長島伸一はこの2校が「産業革命期の発明史に光彩を放っているM・ボルトンやJ・ワットらの知識人グループが創った『ルナー協会』や、『マ

な影響を与えることになったロンドン王立協会との直接的な関わりは1827年の王立協会書記を務めたことに始まるが、実際にはロイヤル・インスティテュートに参加していた1821年頃から接触があったとされている。王立協会との関わりについてはすでに先行研究が多数存在し、また1つのアカデミーについて詳述することは本稿とは別の論点になるため、ここでは指摘に留める⁵。

ンチェスター文学哲学協会』の会員らの、熱い支持と必要から生み出されたものであった」と指摘している (長島 1987: 151)。アカデミーとは学問交流を促進するものであり、ロジェにとってあるべき知の交流は宗教対立に左右されることのない、純粹に知識の追求がされるものでなければならなかった。

牛山輝代はロジェによる学問機関の設立運動を、「非国教徒としての自覚」と「オックスフォードおよびケンブリッジ両大学の相変わらずの独占的地位に対する、抗議のあらわれであった」と分析している (牛山 2001: 15)。牛山が指摘しているように、ロジェにとって「非国教徒」という立場は当時の大学入学制度に対する1つの大きなウェイトを占めている一方で、ロジェの活動の中心には下水道の処理やフリゲダリウムの作成、保健所での無償の働きといった社会環境の向上があり、それゆえロジェの目指したものは市民の生活水準、学問水準の向上であったといえる。その活動の一つに『シソーラス』の作成も挙げられる。

1852年に出版される『シソーラス』へ向けた具体的な準備は、王立協会書記を退任した後の1848年からわずか4年間であった。だが『シソーラス』へと引き継がれる言語の蒐集は、何年にもわたって行われてきた。『シソーラス』の「序文」の中で、ロジェはすでに1805年から言葉の「蒐集/編纂」を始めていたと告白している (Roget 2002: xviii)。その時から1852年までの約50年間、ロジェは様々な分野で活躍した経験から『シソーラス』のために言葉を蒐集していたことになる。だが、ロジェが『シソーラス』作成時に交わした書簡については、先の大戦によって焼却してしまい現在確認することができない。フルンが主張するように、「序文」以外に私たちはこの辞書におけるロジェの思想や編纂方法について情報を提供してくれるソースを得ることはできないのである (Hüllen 2004: xviii)。それゆえロジェの著した書物や論文を闊歩し、ロジェが辿ってきた思考方法の断片を再構成することが必要となる。

以上、ロジェの活動に焦点を当て、いかにして医学/博物学の言説と関わりを持ってきたのかを明らかにした。ロジェの人生をフルンは矛盾のあるものと評価したが (Hüllen 2004: 16)、その判断はロジェの付き合っていた人脈の脈絡の無さに起因している。ロジェが交流を持っていた人物について、フルンは法学者ベンサム、鉱物者ウィリアム・ヒューエル (William Whewell, 1794-1866)、科学者ハンフリー・デーヴィー (Humphry Davy, 1778-1829) やジェームズ・ワット、またロマン派詩人コールリッジ (Samuel Taylor Coleridge, 1772-1834) の名前を挙げている (Hüllen 2004: 16)。これらの人物の間に研究の一貫性を認めるのは難しく、それゆえフルンの判断は妥当なものであるが、その一方でロジェがロンドン王立協会書記として、また多くの科学アカデミーの設立に尽力したことを考慮すれば、こうした人物交流の多様さは必然的なものといえる。

3. 医学/博物学言説におけるロジェの分類学的思考

3.1 分類学の受容

このような活動を通して、ロジェは一体何を書き残してきたのだろうか。これまでの議論から、1852年に『シソーラス』を作成する以前のロジェを医学/博物学言説の研究者とみなすことができる。本章では、医学/博物学の言説の中で分類学的な思考がロジェの中で確立していく過程を考察する。

まずロジェの論文について整理する。以下に列举するのは、ロジェが著した医学や博物学に

関する論文である⁶。年代を『シソーラス』以前に当てることで、多様なコンテキストが『シソーラス』へ流れ込んでいることがみてとれる。

1805. *Syllabus of a Course of Lectures on Anatomy and Physiology.*

1811. "A Case of Recovery from the Effects of Arsenic, with Remarks

- on a New Mode of Detecting the Presence of This Metal.”
1812. “Recherches sur les Moeurs des Fourmis Indigènes.”
1815. “Nouvelles Observations sur les Abeilles.”
1820. “On a Voluntary Action of the Iris.”
1822. “On the Functions of Progressive Motion in Vertebrated Animals.”
 “Progressive Motion in Vertebrates.”
 “Chemical Function.”
 “Respiration.”
 “Vision.”
1826. *An Introductory Lecture on Human and Comparative Physiology, Delivered at the New Medical School in Aldersgate Street.*
1827. *Electricity.*
1829. *Galvanism.*
1831. *Magnetism and Electro-Magnetism.*
1834. *Animal and Vegetable Physiology, Considered with Reference to Natural Theology.*

ロジェは熱心に論文や書物を執筆していたことがわかる。彼の関心が医学、博物学、科学といった自然科学のあらゆる領域に向かっているのは明らかである。興味深いのは、ロジェの研究は生理学が中心に構成されている点である。

ここでは1826年の『アルダースゲート・ストリートのニュー・メディカル・スクールで開催される人間と比較生理学についての入門講義』

(以下、『入門講義』)を例にとり、ロジェが受容した知のあり方を確認する。この書物はロジェがメディカル・スクールで行った一連の講義に関するもので、主著『自然神学を参照した動植物の生理学』より8年前に書かれたものである。

ロジェが初めて生理学について論じたものは、1805年にマンチェスター・ライブラリーやフィロソフィカル・ソサエティで講義を行った時に執筆した『解剖学と生理学についての講義科目シラバス』であることに注意したい。そのときからロジェの研究は生理学が中心となっていた。それゆえ、この『入門講義』はロジェの中期の作品にあたる。

ロジェは『入門講義』の謝辞のなかで、生理学の研究はキュヴィエの仕事を引き継いだものであることを告白している。

講義で伝えられることには限界があったため、その時間内で伝えられたであろうこと以上の幅広い説明をいくつかの話題について与えている。また私は生理学上の差異、つまりキュヴィエが『動物王国』でそれぞれの区分に属する動物を例に示した差異に基づく分類学の一覧表 (a tabular view) に書き足しを行った (Roget 1826: iv)。

すでにリンネによる動植物の分類体系が確立されていたにも関わらず、ロジェにとっての分類学はキュヴィエをモデルとしたものであった。ロジェはこの著作の最終ページに「キュヴィエによる動物分類の概略」と題した一覧表を添付している。そこにはキュヴィエが行った

以上の動物分類は記述されていないが、知識を一覧表で提示をするという方法論が既にロジェの中に芽生えており、世界を一望するための方法として用いられている。

ロジェの著作の特徴は、事象をいかに詳細に記述するかという点に重きがある。そして記述における中心は「特徴/性格」や「構造」にある。なぜなら器官の特徴を構造による視点から分析するという手法は、キュヴィエによって実践された比較解剖学の方法であったからである。リンネが動植物分類に用いた特徴とは異なり、分析対象の器官の関係性に注目が集められていた。

さらにロジェは人間の身体をその他の事物と比較することにより、その人間固有の「特徴/性格」を明らかにしようとした。ロジェが生物に対して持ち合わせていた概念は、個別の特性/性格の集まりによる集合体というものであった。一つの生物が複数の器官からなる統一体であるということを次のように主張する。

異なった流動体によって占められ、介在された腔を持ち、規則正しい配列を持った繊維や薄膜を含んでいるある機械的な形状や組織、そしてあるシンメトリカルな配置、つまりすべての生体のうちに観察できる配置は、私たちに個別のシステムの概念をもたらす。それは多かれ少なかれ複雑なものであるが、例外なく明らかに特定の目的のために適応したものである。そして、そのような性質を私たちは「組織された構造 Organized Structure」と命名した (Roget 1826: 2)。

「すべての生体においてin all living bodies」という表現は示唆的である。ロジェは「人間」を主題としているが、その視線の先には人そのものだけでなく、広く自然界における生物まで見据えていることがわかる。

ロジェが使用している用語にも注意を向けよう。ロジェが自然界について言及するとき、例えば「ミネラル・キングダムthe mineral kingdom」という表現を使っている (Roget 1826: 2)。「キングダム」という言葉は帝国そのものを指し示し、さらにはそこに1つの世界があることを意味している。また同時に分類学において「界」を表す言葉として用いられる。それはキュヴィエの*Le Règne Animal Distribute* (Cuvier 1817) におけるrègneであり、英語版が*The Animal Kingdom* (Cuvier 1834) であったことを確認すれば、ロジェがそのようなメタファーを比較解剖学の研究を通して身につけたといえる。この用語は、荒俣宏が指摘するように、キリスト教世界と王国の秩序の関係性を暗示しており、ノアの方舟以来の伝統的なメタファーと重なる (荒俣 1984: 78)。それゆえロジェも自然界が世界の表象物であるという認識を意識していただろう。その精神はブリッジウォーター論文に引き継がれる。

ロジェは比較解剖学の知識に依拠することで対象物の類似性を否定する。それはリンネの動植物分類と距離を取ることを宣言することと同義である。ロジェはリンネの方法論によって生まれた解釈を次のように批判する。

動物と植物の増加は、真の類似を生じるも

のではない。実際にそれは異なる物質の添加によって影響を受けるからである。私は全くもってこれら[引用者：動植物の性質を修正するプロセス、変質と化合という変遷を操作する構成されたシステムの特性に同化すること、その構造によって動植物を同一視すること]の違いを訴えたいのである。なぜなら、それらはリンネによって規定された名高い三つの自然世界の定義によって見失われたからである。つまり鉱物の育ち、植物の育ちと生、動物の育ちと生と感覚である。(中略) これらの間には真の類似はないのである (Roget 1826: 5-6)。

上記でロジェが引用した「自然世界の定義」は、リンネが『自然の体系』の中で記述した「自然の3界についての所見」の第14項にある (Engel-Ledeboer 1964)。ロジェはリンネの表現の仕方によって、「類似analogy」が存在するという誤解を招いたと指摘する。博物学に関わるロジェにとって、分類学の祖と言われるリンネの存在を無視することはできなかったといえる。しかし、ロジェはこれまでの自然科学の研究を真っ向から否定しているわけではなく、むしろそうした研究によって新たな思考が可能になったことを次のように主張する。

比較生理学は動物の博物学 (the natural history of animals) の先行研究によって

確立されたものであるが、とても重要な光を動物学の知 (the science of Zoology) に与える。そしてより顕著なのは、動物の分類学と呼ばれる科学の根底を構築するのである (Roget 1826: 86-87)。

それゆえ1834年にブリッジウォーター論文の1巻として書かれた『動植物の生理学』はロジェ流の「動物学の知」、そして「動物の分類学」を示すものであった。『動植物の生理学』は専門領域として大きな成功を収めた論文であり、同時にロジェの名前を広めるには十分すぎるものであった。しかし、この論文は必ずしも良い評価だけをもたらすものではなかった。生理学についての基本的な知識を与えるには十分であったが、ロンドン大学の比較解剖学と動物学の教授であったロバート・エドムント・グラント (Robert Edmond Grant, 1793-1874) の考察に近いものであったため、ロジェは剽窃だと責められることも少なくなかった (Emblen 1970: 241-245) ⁷。

この論文では動植物という自然界にある身近な対象を論じてはいるものの、その射程の先には神が描き出した宇宙の秩序の理解という意図がある。ロジェは宗教的世界観によって導き出された自然の秩序を分類することに関心があったのである。それはブリッジウォーター論文の性格から導き出せる。

3. 2 ブリッジウォーター論文

ブリッジウォーター論文 (*The Bridgewater Treatises on the Power, Wisdom, and Godness of God, as Manifested in the Creation.*) は、当時のロンドン王立協会に関わっている人物を中心にさまざまなテーマに関する論文を執筆させ、まとめたものを総称する言葉である。副題は「創造主において表明された力の知と神の恩恵」と付けられている。では、この論文集が出版された背景はどのようなものであったのか⁸。

1825年2月25日にブリッジウォーター伯爵によって公的資金として評議会に出資された8000ポンドが、ロンドン王立協会の会長によって選出された論文執筆者に報酬として配当されることになった。このときの王立協会会長はデイヴィス・ギルバート (Davies Gilbert, 1767-1839) であった。彼はカンターベリー大僧正とロンドン主教との話し合いのもと、論文執筆者の選定を行った。論文の執筆者は、政治経済学者トマス・チャーマーズ (Thomas Chalmers, 1780-1847)、科学史家ウィリアム・ヒューウェル (William Whewell, 1794-1866)、地質学者ジョン・キッド (John Kidd, 1775-1851)、外科医チャールズ・ベル (Charles Bell, 1774-1842)、地質学者ウィリアム・バックランド (William Buckland, 1784-1856)、昆虫学者ウィリアム・カービー (William Kirby, 1759-1850)、化学者ウィリアム・プラウト (William Prout, 1785-1850)、そしてロジェである。それぞれが論文を執筆する形で、ブリッジウォーター論文が構成されている。全体像は以下のようになる (Roget 1834: xvi-xvii)。

Thomas Chalmers. *On the Power, Wisdom, and Goodness of God as Manifested in the Adaptation of External Nature to the Moral and Intellectual Constitution of Man.*

John Kidd. *On the Adaptation of External Nature to the Physical Condition of Man, principally with Reference to the Supply of his Wants, and the Exercise of his Intellectual Faculties.*

William Whewell. *Astronomy and General Physics Considered with Reference to Natural Theology.*

Charles Bell. *The Hand: Its Mechanism and Vital Endowments as Evincing Design.*

Peter Mark Roget. *Animal and Vegetable Physiology, Considered with Reference to Natural Theology.*

William Buckland. *Geology and Mineralogy, Considered with Reference to Natural Theology.*

William Kirby. *On the Power, Wisdom, and Goodness of God as Manifested in the Creation of Animals and in Their History Habits and Instincts.*

William Prout. *Chemistry, Meteorology, and the Function of Digestion, Considered with Reference to Natural Theology.*

上記に加え、のちに数学者で計算機器を発明

したチャールズ・バベッジ (Charles Babbage, 1791-1871) によって、9巻目の論文*The Ninth Bridgewater Treatise: a Fragment*が加えられる。このブリッジウォーター論文にまとめられた知識は、当時のロンドン王立協会がいかなる研究をしていたのかという方向性を示す点で重要な論集といえる。いずれの論文も自然神学に関する論文であることは、王立協会の宗教的性格を示している。

牛山輝代は、ロジェが選ばれた理由を次のように記している。

生理学者としての当代の博識高い名声だけが理由であったはずがない。父はカルヴァン派の牧師であり、ユグノー派の母を持つロジェには、生命、宇宙、万物が神の計画にしたがって展開していることを証明すること、自然が神の意図を顕微しているのを示すことは、究極の大望であったと言えるのかも知れない (牛山 2003: 43)。

牛山の指摘はロジェの家庭環境から導き出されるものであるが、ここではむしろ第1章から論じてきたように、学問の言説の中での受容から判断してみたい。

19世紀前半における博物学の領域では、分類学が一つの論点であった。それゆえ「分類」という思考については、ロジェの生涯にわたって貫かれている問題の一つであり、『入門講義』でも議論されていた重要な論点である。ロジェは解剖学の所見を当時の学術雑誌から学んでいたことを明らかにしている (Roget 1834: vii-xiv)。また『動植物の生理学』の序文でこれま

でとは異なり、新たに同時代の博物学者らの研究から影響を受けていたことを次のように告白する。

私は比較解剖学と生理学についての十二分な材料が役に立った。そこには、キュヴィエ、ブルーメンバッハ、カールス、ホーム、ド・ブランビル、ラトレイユ、そしてイレルといった人物の著作、『哲学紀要』、『記憶』、そして『ミュージアム年報』や『自然科学年報』といった雑誌が含まれている (Roget 1834: xi-xii)。

先の著作では理想モデルとしてのキュヴィエと批判対象としてのリンネに力点が置かれていたが、ここではより幅広い学問の影響を告白している。ロジェが言及したのは、ドイツの医者で比較解剖学に精通していたヨハン・フリードリッヒ・ブルーメンバッハ (Johann Friedrich Blumenbach, 1752-1840) やドイツの生理学者であり画家でもあるカール・グスタフ・カールス (Carl Gustav Carus, 1789-1869)、フランスの昆虫学者ピエール・アンドレ・ラトレイユ (Pierre André Latreille, 1762-1833) といった人物であるが、彼らはロジェと同時代人であり、動物学や植物学にかぎらず人類学や内科医といった学問領域で活躍した人物である。キュヴィエがノアの方舟から天変地異説を唱えたように、ブルーメンバッハもキリスト教的世界観を前提とした研究を行っていた。この時代の学問は個別の研究を行いつつも、その背景には宗教による思考の限定を受けていたのである。

またロジェが言及している雑誌に注目してみ

ると、博物学に限定されることのない様々な領域からの影響が読み取れる。『哲学紀要 *Philosophical Transaction*』は、ロンドン王立協会によって出版されている研究誌であり⁹、『ミュージアム年報 *Annales du Muséum*』は、キュヴィエやラマルクが論文を投稿していたことで有名である。ロジェは分類学を起点として哲学的観念に至るまで思想を巡らせていた。先に述べたように、哲学からミュージアムの自然まで視野にいれるのは、神によって創造された世界というキリスト教の世界観をロジェが受容

4. おわりに

本稿はロジェ『シソーラス』の方法論を明らかにするために、ロジェの思想的な起源を探ろうとした。それは、いかにしてロジェが医学/博物学言説を受容し、分類学という方法を捉えていたのか、ということの意味した。言説の受容過程については、アカデミーの中での研究を通して比較解剖学という手法を身につけていったことが明らかになった。その研究手法は構造を意識するものであり、器官の特徴/性格は他の器官との関係性によって定義づけられるものであった。

最終章で論じたように、ロジェにとって分類学による対象の構造化は世界の構造を明らかにすることと同義であった。それゆえ、『シソーラス』とはロジェによって生み出された1つの世界なのである。だからこそロジェの『シソーラス』を分析する際に、彼の医学/博物学言説が重要な位置を占めるのである。

しかし、本稿で論じた医学/博物学の言説の

していたからに他ならない。

以上、ロジェによる分類学の思考について論じてきた。ロジェにとって、分類学は類似ではなく各器官による構造を解明するものであり、さらに宗教的思想を受容していく過程で個別の対象を離れ、世界の秩序を明らかにする方法へと昇華されるのであった。つまり、世界を解読するための方法論としてロジェは分類学を選択したのである。その方法論を自家薬籠中の物とした後、ロジェは『シソーラス』において概念と言葉の分類体系を築き上げる¹⁰。

みに焦点を当てて、ロジェの『シソーラス』を分析するのは十分ではない。例えばフルンが示したように、ロジェのような項目別の辞典 (Topical Dictionary) は古くより数多く存在していた (Hüllen 1999)。ゆえに、そうした辞典とロジェの『シソーラス』の潜在的な差異を分析する作業が必要となってくる。これまでアリストテレス的分类、スコラ哲学的分類、フランシス・ベーコンの分類などあらゆる分類学的思考にもとづいて辞典が作成されたが、その中でロジェの『シソーラス』は医学/博物学に依拠する新たな分類を提示した。ロジェの『シソーラス』の大きな特徴は分類学的な思考が言語学と結びついていくことにある。そうした多様性から『シソーラス』を新たに解釈する必要性があるだろう。

以上、本稿は『シソーラス』の根底にあるロジェの医学/博物学の言説を明らかにし、『シソーラス』分析を行うための一つの場を提示した。

註

- ¹ ロジェの『シソーラス』の初版は1852年であるが、その後もロジェは改訂を続けており、ロジェの没年である1869年には第28版が出版されている。その後、数多の編集者を迎えて出版が続いており、2002年にはペンギンブックスから150周年記念版が出版されている。裏表紙には、今日までに3200万部以上の売上があることが記されている。初版は1000部しか印刷されておらず、現物を手にする機会は困難であるが、2014年にケンブリッジ・ライブラリ・コレクションから再版された。
- ² ケンダルはフロイトの理論について言及し、幼少期のロジェの振る舞いについて父親の死の影響を論じている (Kendal 2008: 45-46)。また、同様にケンダルが指摘するパラコスムと呼ばれる精神状態については、ダヴィッド・コーエンらによる研究を参照すべき (Cohen 1992)。
- ³ ロジェの『シソーラス』の内部に関する論述は別稿を要する。以下、指摘のみ。『シソーラス』における概念の分類は、本稿で明らかにされるように医学/博物学の言説が土台になって形成されるものである。ロジェにとって言語学的な分類と医学/博物学的な分類は『シソーラス』の紙面上で結合するのである。また同時代のOEDやナチュラリ・ヒストリーと言語学との関係性についても論じる必要が出てくる。
- ⁴ キュヴィエの方法論とその思考については、ウィリアム・コールマン (Coleman 1964) が詳しい。
- ⁵ 多くの論者がロンドン王立協会書記という職業から、同じく書記を務めていたジョン・ウィルキンズとの関係性を指摘するが (Hüllen 2004; 牛山 2001; 高山 1990)、ロジェとウィルキンズの時代を隔てた交流については詳細な分析が求められる。
- ⁶ エンブレンの著作にあるAppendix IIより作成 (Emblen 1970)。ここでは一部のみ引用したため、完全なリストは上記を参照。
- ⁷ グラントはロンドン大学教授であり、チャールズ・ダーウィンに影響を与えた人物として知られている。またダーウィンはロンドン王立協会のフェローでもあった。
- ⁸ プリッジウォーター論文についての情報はロジェ (Roget 1834) を参照。
- ⁹ ロンドン王立協会の初代書記ヘンリー・オルデンブルク (Henry Oldenburg, 1618/9-1677) によって発刊されている。そのタイトルは *Philosophical Transactions: Giving Some Account of the Present Undertakings, Studies, and Labours of the Ingenious in Many Considerable Parts of the World*。(『哲学紀要—世界の多くの主要地区における創造者たちの現在の企画、研究、努力について若干の説明を与える』) である。
- ¹⁰ 分類学的思考が『シソーラス』に流れ込んでいたという点については、詳細な分析が求められる。特に註3との兼ね合いで論じる必要がある。

参考文献

- [Bentham, Jeremy]. "Miscellaneous." *Westminster Review*. 59[1853]: 311-312.
- Cohen, David, and Stephen A. MacKeith. *The Development of Imagination: The Private Worlds of Childhood*. London: New York: Routledge, 1992.
- Coleman, William. *Georges Cuvier Zoologist: A Study in the History of Evolution Theory*. Cambridge, Massachusetts: Harvard University Press, 1964.
- Cuvier, Baron Georges. *Le Règne Animal Distribue d'après Son Organization, pour Server de Base à l'Histoire Naturelle des Animaux et d'Introduction à Anatomie Comparée*. 4 vols. 1817.
- . *The Animal Kingdom, Arranged According to Its Organization, Serving as a Foundation For the Natural History of Animals, and as Introduction to Comparative Anatomy, by Baron Cuvier, with Figures Designed After Nature: the Crustacea, Arachnides, and Insecta, by M. Latreille*. 4 vols. London: G. Henderson, 1834.
- Emblen, D. L. *Peter Mark Roget: The Word and the Man*. New York: Thomas Y. Crowell Company, 1970.
- Engel-Ledeboer, M. S. J. and H. Engel. *Carolus Linnaeus Systema Naturae, 1735: Facsimile of the First Edition With an Introduction and a first English Translation of the "Observationes"*. Nieuwkoop: B. De Graaf, 1964.
- Hüllen, Werner. *English Dictionaries. 800-1700: The Topical Tradition*. New York: Oxford University Press, 1999.
- . *A History of Roget's Thesaurus: Origins, Development, and Design*. New York: Oxford University Press, 2004.
- . *Networks and Knowledge in Roget's Thesaurus: from Ancient to Medieval*. New York: Oxford University Press, 2009.

- Kendal, Joshua. *The Man Who Made Lists: Love, Death, Madness, and the Creation of Roget's Thesaurus*. New York: G. P. Putnam's Sons, 2008.
- Oxford English Dictionary*. Ed. John Simpson and Edmund Weiner. 20 vols. 2nd ed. Oxford: Oxford University Press, 1989.
- Roget, Peter Mark. "Tentamen Physicum Inaugurale De Chemicæ Affinitatis Legibus". University of Edinburgh, 1798.
- . *An Introductory Lecture on Human and Comparative Physiology, Delivered at the New Medical School in Aldersgate Street*. London: Richard Taylor, Shoe-Lane, 1826.
- . *Animal and Vegetable Physiology, Considered with Reference to Natural Theology*. 2 vols. London: Pickering, 1834.
- . *Thesaurus of English Words and Phrases Classified and Arranged So As To Facilitate the Expression of Ideas and Assist in Literary Composition*. London: Longman, Brown, Green, and Longmans, 1852. Cambridge Library Collection. Cambridge: Cambridge University Press, 2014.
- . *Roget's Thesaurus of English Words and Phrases*. 150th Anniversary Edition. Ed. George Davidson. London: Penguin Books, 2002.
- 荒俣宏『図鑑の博物誌』リポート、1984年。
- 牛山輝代「ロジェの『シソーラス』」『国立音楽大研究紀要』35 [2001]: 13-19頁。
- .「ロジェの類義語辞典『シソーラス』編纂法」『国立音楽大研究紀要』37 [2003]: 39-45頁。
- 小島義郎『英語辞書の変遷—英・米・日本を併せて』、研究社、1999年。
- 高山宏『世紀末異貌』、三省堂、1990年。
- 土屋恵一郎『怪物ベンサム—快樂主義者の予言した社会』、講談社学術文庫、2012年。
- 長島伸一『世紀末までの大英帝国—近代イギリス社会生活史素描』、法政大学出版局、1987年。
- ワイリー・サイファー『文学とテクノロジー』野島秀勝訳、研究者叢書、1972年。



加藤 聡 (かとう・さとる)

[生年月] 1988年10月17日

[出身大学または最終学歴] 東京大学大学院学際情報学府博士課程在籍

[専攻領域] インтеллекチュアル・ヒストリー、知識形成史

[主たる著書・論文] (3本まで、タイトル・発行誌名あるいは発行機関名)

修士学位論文「概念と言葉を構造化する—ロジェ『シソーラス』と17-19世紀西欧の分類学的思考—」

[所属] 東京大学大学院学際情報学府

Acceptance of Medical Science and Natural History discourse by Peter Mark Roget: The Origin of Taxonomic Thought in Thesaurus.

Satoru Kato*

What is the starting point of modern Thesaurus? It may be *Thesaurus of English Words and Phrases Classified and Arranged So As To Facilitate the Expression of Ideas and Assist in Literary Composition* by Peter Mark Roget in 1852. This dictionary defined as 'A collection of concepts or words arranged according to sense; also (U. S.) a dictionary of synonyms and antonyms' not only is necessary for the positioning in the history of dictionaries, but also has a relationship with a series of the natural language processing. Therefore, it is said the thesaurus has a wide theme.

However, researches on Roget's *Thesaurus* have not been done sufficiently. Some previous works are discussed from the point of its format. The format of Roget's *Thesaurus* is that words and phrases are arranged according to a system for classifying ideas. Some researchers tried to reveal relationships between the internal structure in the Thesaurus and Plato's practice, John Wilkins's universal language, and other synonym dictionaries. However it's not enough for the *Thesaurus* to analyze them because these researches overlooked ideas or discourse that Roget had before editing it.

Therefore, this paper tries to clarify an origin of the classification system that was handed over to *Thesaurus* by analyzing his acceptance of medical science / natural history discourse and social environments.

Roget was not a language professional. He was a doctor, a scientist, and natural historian. This paper will reveal that the discourse which he accepted was brought from George Cuvier's comparative anatomy and some activities with some Academies. Through the experience, he was well acquainted with the perception of the power of taxonomy. By acceptance of the taxonomic method, the *Thesaurus* has also the same way of classifying words and ideas.

Roget's *Thesaurus* is standing at which scientific classification and linguistic practice come across. It will reveal how Roget got the taxonomic method and what he expected in the method.

Doctoral student, the Graduate School of Interdisciplinary Information Studies The University of Tokyo

Key Words : Thesaurus, Intellectual history, Taxonomy, Natural Science, Natural History

Therefore, this paper will attempt to clarify that aspect, the Roget's scientific situation.

内部告発による公益実現のための法制度のあり方

— 公益通報者保護法における外部通報要件改正に向けて —

Protecting the Public Interest: Toward Reform of the Whistleblower Protection Act in Japan

松原 妙華*

Taeka MATSUBARA

1. はじめに——公益通報者保護法制の見直し及び改正の論点である外部通報要件

近年、内部告発で偽装や不正経理等の不祥事が明らかとなり、大きく報道される事案が相次いでいる。行動基準や倫理綱領の策定、相談窓口設置等の内部統制システムを整備する組織が増える一方、労働者に対し内部告発を理由に解雇等の不利益な取扱いをする事業者の存在も問題となっている。2006年に内部告発者の保護及び事業者の法令遵守を図る公益通報者保護法が施行されたが、本法による保護は一定要件を満たす必要があり、例えば報道機関やNPO等の外部機関を通報先とした場合は内部通報や行政通報よりも厳しい要件が課せられている。この外部通報要件は、内部告発を抑制し内部通報を優先させるのではないかと法制定前から懸念され、施行後5年を目処とした法制度見直しの項目のひとつとなった。しかし、2009年以降見直しに向けた調査検討が行われてきたものの、いまだ改正には至っていない。そのような中、2015年6月本法を所管する消費者庁は「公益通報者保護制度の実効性の向上に関する検討

会（座長：宇賀克也教授）」を立ち上げ、有識者・実務家等による議論が開始し、法改正に向けた動きが見えてきた。

そこで本稿は外部通報要件に着目し、まず、行政や国会における外部通報要件設定までの議論を振り返り、当初想定されていた公益の範囲が立法プロセスにおいて次第に狭められていった点を確認する（2章）。次に、雇用関係に関する裁判例において外部通報の正当性がどのように判断されてきたのかを考察し、公益通報者保護法による保護範囲が法施行前からの裁判例で蓄積されてきた労働法の一般法理よりも狭いものとなっていることを示した上で、通報者において保護要件の該当性の判断が困難であることや外部通報という手段が相当であるかの証明負担が大きいこと、証拠収集等告発行為以外の理由で事業者から処分される可能性が高い、といった裁判例から見えてくる問題を指摘する（3章）。そして、問題解決の方策として、内部告発者保護において先進的な法制度を持つ英

* 東京大学大学院学際情報学府博士課程、日本学術振興会特別研究員DC1

キーワード：公益、内部統制、表現の自由、消費者市民社会、知る権利

国・米国・韓国との法比較と考察を通じて、担当官庁による告発の受付や真実性の調査、裁判における事業者側への立証責任の転換や不利益処分等の推定規定の設置、証拠収集等を理由とした不利益措置の禁止や事業者による証拠隠滅等

の禁止等の実効的な法制度のあり方を提示し（4章）、公益通報者保護制度の見直し及び改正に向けた議論の視点として、公益と事業者利益とのバランスをとりながらも、知る権利や表現の自由にも配慮した法制度の可能性を示したい。

2. 行政及び国会における公益通報者保護法の外部通報要件に関する議論

2.1 公益を広く保護する制度として期待されていた公益通報者保護法制

公益通報者保護法制定までの主なひとつの動きとして、2001年1月内閣府国民生活局に局長の私的研究会として設置されたコンプライアンス研究会での議論があげられる¹。消費者政策としてのコンプライアンスの視点から、消費者利益の増進を図るためには企業による法令遵守だけでなく、自主行動基準の作成等信頼に向けた取り組みの検討が必要であるとの提言が行われた。提言では消費者と事業者間の情報力・交渉力格差が指摘され、消費者の知る権利・選ぶ権利の確保の必要性や事業者による説明責任・情報開示について触れられている。内部告発制度に関しては、米国や英国等の法制度を引用し、自主行動基準策定の促進及び実効性を図る上で「検討に値する」と記載された²。

この提言を受けた国民生活審議会は消費者政策部会を設置し、2001年10月自主行動基準検討委員会の下で事業者による自主行動基準の策定・運用を促進するための方針を取りまとめることとなった。内部告発制度は「実効性確保・策定促進の方策」の論点のひとつに掲げられ、「他の論点と比較して極めて簡明で実効性の高いインパクトがあり、企業の問題行動に対して世論にアピールできる」、「公の利益のために

発言する人を保護するという形にすることは非常に意義がある」と期待の声が上がった。中間報告では「公益通報者保護制度³は消費者問題に絡む法令等違反だけに限定されるわけではなく、我が国で公の利益をどのように捉え、どのような制度で通報者を保護していくかといった議論とも密接に関係することから、公的監視体制を補完するものとして積極的対応が望まれる」と一層の検討が必要とされ⁴、この時点では公益を広く保護する制度として想定されていたといえる。

しかし、中間報告に対して募集されたパブリックコメントでは、法制化の早期実現を求める意見がある一方で、社内の制度整備が先決という意見もあり⁵、また一部上場企業を対象としたアンケート調査では、法制化が「必要である」「場合によっては必要である」と回答した企業が全体の92%であったものの、制度濫用による誹謗・中傷や扇動的報道による企業損害への懸念等から社内通報を前提とすべきとの意見が寄せられ⁶、制度に対する企業側の慎重な姿勢がみえてきた。結局、関係省庁や事業者等からのヒアリング後に提出された自主行動基準検討委員会最終報告書には、中間報告の「公的監

視体制の補完」という考えは削除され、早期の問題発見や再発防止のためのヘルプライン整備と通報者保護制度のあり方に関する早急な検討の必要性が記載された⁷。一方、消費者政策部会の中間報告は「法令違反に限定せず幅広い公益通報を対象に検討すべきだが、制度の早急な具体化の必要性から、まず消費者利益擁護のた

2.2 狭められていく外部通報要件

2003年1月消費者政策部会の下に公益通報者保護制度検討委員会が設置された。通報範囲について「事業者行為一般を対象とすることや、将来的には公益に関する全ての通報も考えられる」との意見も一部の委員からあったが、政策部会中間報告における基本的方向を踏まえ、まずは生命、身体、財産等の消費者利益を侵害する法令違反が対象とされた。通報先に関しては「企業の自浄努力への期待と外部通報濫用の危険性から内部通報前置とすべき」、「中小企業における内部通報制度設置の困難性から内部通報前置ではなく内部・外部を段階的または並列的に位置付けるべき」、「内部・外部併存の方が内部統制制度の透明性が高まる」という意見に分かれたが、最終報告では英国法を参考に通報先にあわせた段階的要件、具体的には内部通報には誠実性、行政通報には誠実性及び真実性・真実相当性、外部通報には誠実性及び真実性・真実相当性の他に（i）内部通報・行政通報の際の事業者からの不利益取扱いの可能性、（ii）事業者による証拠の隠滅・破壊のおそれ、（iii）内部通報・行政通報後、相当期間内に適当な措置がない、（iv）生命・身体への危害発生又は急迫の危険性、といった通報先の相

めの制度について検討を進めること」、「外部通報については事業者内部での手続との関係、通報先等について検討すること」等の基本的方向を提示し、必要な法制化を図るべきとして⁸、公益通報者保護制度検討委員会の設置が決定した。

当性の要件が設けられた⁹。

この報告について政策部会では「通報範囲を法令違反に限定するのは狭すぎる」、「細かく客観化した外部通報要件を設けることで、通報を抑制し事実上の内部通報前置となる」と懸念が提起されたが、立法化にあたり国民の意見を考慮することで政策部会最終報告書に同内容がそのまま取り入れられた¹⁰。その後発表された骨子案には、（i）～（iv）の他に「労務提供先から内部又は行政機関への通報をしないことを正当な理由なく要求された場合」が加えられ、また、通報対象事実に関し、経済界が法令違反に限定するよう求めたのに対し消費者団体等がそれではおかしいと思う内容を告発できないと対立していたところ¹¹、「犯罪行為等の事実が生じ、又は生ずるおそれがある」と少し広げる形で骨子案が変更された。しかし、政治的調整の結果¹²、「生ずるおそれがある」が法案では「まさに生じようとしている」と狭くなり、また、外部通報要件（iii）通報後調査通知のない相当期間の「2週間」が法案では「20日間」に延び、外部通報の保護対象が狭められる結果となった。

この法案は閣議決定後国会に提出され、衆議

院の審議でも「通報先で要件に差を設ける必要なく通報者の判断に任せるべき」、「外部通報要件を緩和した方が早期の是正措置が期待できる」という通報要件の緩和を求める意見がでたが、「通報による公益実現と事業者の利益保護のバランスを要件に差を設ける形で図った」、「国民の知る権利を考えると情報が外部に出て行くことが好ましいが、法的に保護する根拠を公益に資する点に置かならば公益違反となる不祥事を防止する取り組みを事業者が自主的に進めることが一番のポイントになる」等の説明がなされた。参議院では「外部通報要件を個別に明確化したことで保護範囲を狭め告発リスクを高める。一般条項を設置すべき」という意見があったが、「不利益が及ばないように予見可能

性を高める視点から、一般条項で法律関係を不安定にするよりも要件を設定する方がよい」と説明がされた。審議後、法案は可決・成立したが、法見直しに関する付帯決議が盛り込まれており、保護範囲が狭く、事業者保護に偏りすぎているとの批判を受けた結果であるともいえる。法施行後、この付帯決議に基づき公益通報者保護専門委員会が取りまとめを行ったが、改正派と現行法維持・改正慎重派に分かれたため、「法改正によって見直すべき課題がある場合には、当該課題を解決するための法改正を、真摯に検討すべき」と報告するにとどまった¹³。その後も消費者庁による実態調査等が行われたが法改正には至っておらず、本法で保護される公益は限定されたままとなっている。

3. 外部通報者が保護されるために必要な要件

3. 1 公益通報者保護法と一般法理における外部通報要件の比較

議論を経て、公益通報者保護法は次の要件を 外部機関への告発者に求めることになった。

表3. 1. 1 外部通報の保護要件

①労働者（労働基準法9条規定）であること（2条1項）
②不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的でないこと（2条1項）
③告発内容が通報対象事実（別表に掲げる法律等に規定する犯罪行為等）であること（2条3項）
④③が生じ又はまさに生じようとしていると信ずるに足りる相当の理由があること（3条3号）
⑤通報先が対象事実の発生又はこれによる被害拡大防止のために必要であると認められる者であること（3条3号柱書）
⑥以下のいずれかを満たすこと（3条3号）
（イ）内部通報や行政通報をすれば解雇その他不利益な取扱いを受けると信ずるに足りる相当の理由があること
（ロ）内部通報をすれば当該通報対象事実に係る証拠が隠滅され、偽造され、又は変造されるおそれがあると信ずるに足りる相当の理由があること
（ハ）労務提供先から内部通報や行政通報をしないことを正当な理由なく要求されたこと
（ニ）書面により内部通報をした日から20日を経過しても、当該通報対象事実について、当該労務提供先等から調査を行う旨の通知がない場合又は当該労務提供先等が正当な理由がなく調査を行わないこと
（ホ）個人の生命又は身体に危害が発生し、又は発生する急迫した危険があると信ずるに足りる相当の理由があること

一方、雇用関係に関するこれまでの裁判例から導かれる一般法理によって保護される場合もある。以下に外部への告発が問題となった主な裁判例をあげ、その内容をみてみたい。

表3.1.2 外部への告発が問題となった主な裁判例

A	仁丹テルモ懲戒解雇事件	東京地判昭和39年7月30日判時384号10頁
B	大成会福岡記念病院事件	福岡地決昭和58年6月7日労判413号36頁
C	大鵬薬品工業事件	徳島地判昭和61年10月31日労判485号36頁
D	首都高速道路公団事件	東京地判平成9年5月22日労判718号17頁
E	梅檀学園事件	仙台地判平成9年7月15日労判724号34頁
F	ユリヤ商事事件	大阪地判平成11年8月11日労経速1718号19頁
G	三和銀行事件	大阪地判平成12年4月17日労判790号44頁
H	群英学園事件	前橋地判平成12年4月28日LEX/DB28060319 東京高判平成14年4月17日労判831号65頁
I	宮崎信用金庫事件	宮崎地判平成12年9月25日判時1804号137頁 福岡高裁宮崎支判平成14年7月2日判時1804号131頁
J	富国生命保険事件	東京地裁八王子支判平成12年11月9日労判805号95頁
K	コニカ事件	東京地判平成13年12月26日労判834号75頁 東京高判平成14年5月9日労判834号72頁
L	日本経済新聞社事件	東京地判平成14年3月25日労判827号91頁 東京高判平成14年9月24日労判844号87頁
M	いずみ市民生協内部告発訴訟	大阪地裁堺支判平成15年6月18日労判855号22頁
N	生駒市衛生社事件	奈良地判平成16年1月21日労判872号59頁 大阪高判平成17年2月9日労判890号86頁
O	労働政策研究・研修機構事件	東京地判平成16年9月13日労判882号50頁 東京高判平成17年3月23日労判893号42頁
P	トナミ運輸事件	富山地判平成17年2月23日判時1889号16頁
Q	アワーズ事件	大阪地判平成17年4月27日労判897号26頁
R	D大学事件	広島地裁福山支判平成17年7月20日LEX/DB28101989
S	国立感染研究所事件	東京地判平成17年9月15日労判905号37頁
T	アンダーソンテクノロジー事件	東京地判平成18年8月30日労判925号80頁
U	愛媛県警察官裏金告発事件	松山地判平成19年9月11日LLI/DB06250599 高松高判平成20年9月30日判時2031号44頁
V	田中千代学園事件	東京地判平成23年1月28日労判1029号59頁
W	公認会計士事務所事件	東京地判平成23年3月30日労判1027号5頁 東京高判平成24年9月14日労判1070号160頁
X	大阪市懲戒免職事件	大阪地判平成24年8月29日労判1060号37頁

内部告発が行われた場合、使用者は懲戒事由に該当するとして解雇等の処分を行う。取材に応じ情報提供や発言をした行為（A、C、F、O）や批判意見の新聞投書（D）、著書や週刊誌、HP上での発言（S、G、L）、記者会見行為が「会社の名誉・信用の毀損」「企業秩序を

乱した」「職務上の指示命令違反」等に該当するとして、懲戒解雇（A、B、N、F、M）、懲戒停職（D）、出勤停止（C、L）、退職金の減額（O）、戒告（G）、嚴重注意（S）等の処分が行われ、労働者が依願退職（L）や自主都合退職（O）をする場合もある。また、仕事を与えない・昇格させない（P、U）、自宅待機（M）等の不利益取扱いが行われる場合もある。これに対して告発者が提起した訴訟の中で告発行為の正当性が問題となる。

内部告発の正当化条件を提示している裁判例（P、G、S、M）を見ると、まず、企業は秩序維持の観点から誠実義務等違反に対して懲戒処分ができるとした上で、例外として処分が社会通念上相当でない場合に解雇権や裁量権の濫用とする¹⁴。外部への告発の場合は、その内容が不特定多数に広がることで与える使用者の不利益にも配慮し（P）、使用者への正当な批判行為として評価できるかどうか（G、V）を次の3要件のもと判断する。〔I〕まず、企業の名誉・信用を毀損し業務妨害の可能性となる虚偽事実を排除する観点から（D、V）、告発事実が真実であることもしくは真実であると信じるに足りる合理的理由があることが要求される。真実性の証明の困難性から、重要な部分（Q）

3. 2 公益通報者保護要件と裁判例における告発行為の正当化要件の判断基準との比較

では、実際に裁判例で正当化の3要件がどのように判断されているのだろうか。〔I〕真実性・真実相当性の判断で、Aでは集会での批判活動前に新聞報道がなされ、報道直後に監督官庁から欠陥が指摘されている点から真実性を認め¹⁶、Pでは元役員の証言がある点、公正取引

や根幹部分（M）における真実性とするものもある。〔II〕次に、不正が社会的に不相当な行為であるならば企業利益よりも公益という高度な利益を優先させるという見地から、告発内容に公益性があり、公益実現の目的があることが求められる。労働条件の改善等を目的とすることを条件とする場合もある（G）。〔III〕最後に、告発方法・態様が相当、または不当とまでは言えないことが要件としてあげられ、裁判例によっては〔I〕ないし〔III〕の他に、組織にとっての告発内容の重要性（M）や告発経緯（R）、組織側の処分行為の必要性、相当性、処分行為によって侵害される権利または公益の程度等（U地裁）¹⁵を考慮する場合もある。

公益通報者保護法と一般法理を比較してみると、〔I〕と④、〔II〕の内容の公共性と③、〔II〕の公益目的と②、〔III〕及びその他の考慮要素と⑤及び⑥の各要件に重なりがあるが、公益通報者保護法の保護要件は一般法理を具体化し絞り込んだものといえる。法制化の段階で法律として明確化することで通報者の予見可能性を確保する目的があったとはいえ、公益通報者保護法の外部通報要件は一般法理と比べ限定的で厳格化していると評価できる。

委員会の立入検査後に使用者が違反のおそれを述べている点、検察官が告発者に対し被疑事実が認められる趣旨の説明を行っている点、事後的に日本消費者連盟により調査され運輸省により違法行為が確認されている点から真実性を認めた。またU地裁では全国的に警察の裏金が問

題視されていた点、捜査費問題の内部調査が行われていた点、長年にわたり警察職員である点等を考慮して真実性を容易に否定できないとした。Mは大阪府の検査や税務調査の結果も合わせて検討し真実性・真実相当性を認めた。一方、Dでは証拠をもとに専門的な概念等の判断をした上で投書は通報者独自の見解で著しく事実と反すると真実性を否定し、Qではビデオテープが提出されたが真実の証明があるといえないとされ、Sでは意見書や統計資料等から告発内容が具体的に発生する可能性や危険性まで根拠づけられず、真実性・真実相当性が認められなかった。公益通報者保護法では④通報対象事実が生じ又はまさに生じようとしていると信ずるに足る相当の理由があることが求められるが、裁判例で解雇等が無効とされた通報内容をみると、会社の水銀中毒の対策不備（A）や勤務条件や研修制度の実態（G）、職場の労働環境（F）等の労働条件に関するものが多く、労働者側からの証明がそこまで困難でない事例が多い。告発内容によっては真実性の立証は困難で、既遂の違法行為であっても調査権限を有する第三者機関による調査や検査結果等の客観的資料によらなければ真実性が認められにくい側面がある。対象事実の発生可能性や危険性といった将来に関する事項はさらに立証が難しいという問題がある。

次に、〔Ⅱ〕内容の公益性・公共目的判断をみると、内容の公益性を裁判で争う事案は少なく、診療報酬不正請求（B）や成績評価の適正に関する問題（R）は内容自体から公益性が認められ、Pは告発内容が顧客利益を損なう点、Mは組織規模や生活に関する事業形態から公益

性が認められた。法規定では③通報対象事実であることが求められ、具体的には国民の生命、身体、財産その他の利益の保護にかかわる法律の犯罪行為及び行政処分の対象となる違法行為で、不法行為等の民法の違反や不当な行為は、範囲が抽象的で裁判所の判断が必要となることから対象外となる。また、過料や公表といった刑罰以外の対象となるものも除外されている¹⁷。細かく規定することで告発リスクを高めるという批判が法制化の議論であったように、内容の公益性に関し争いの少ない裁判例に対し、法規定では公益性判断に加えて違法性等の判断まで通報者に求める形になっている。実際にVでは保護法適用が検討されたが、どの法令違反なのか明らかにしていない点から適用が否定された。

また、公益目的については告発内容の公益性から判断するものが多く、会計不正（U）、ゴミ混載問題（N）、生協役員の不正（M）等内容自体の公益性が高いものや労働者の人権保護（A）、労働条件改善（G）、経営改善意識（V）等の労働環境是正に関するものは公益目的が認められる場合が多い。また、私的目的や加害目的等の公益目的以外の目的を認定する方法もある。Vは主目的に公益要素があればよいとした上で、専ら保身の意図であるとし、Rは組合の防衛という目的を認定して公益目的を否定した。法規定②はこの公益目的以外を除外する方法をとっているが、裁判例では他目的との併存について、Pは感情的反発の併存は公益目的を排除しないとされた上で、告発後自己の関与を明らかにした行為から私的利益の獲得や加害目的を否定し、Uでは記者会見に至る経緯や会

見後の行動も参照する等、告発前後の行動も加味している。通報先の選択や社会的影響等を考慮するもの（T）や告発行為の不正是正への寄与を加味する場合もあり（N）、公益目的以外の目的や感情が併存していても告発結果や社会的影響等を重視して正当性判断をすべきとの見方も考えられる。

〔Ⅲ〕告発方法・態様の相当性については、外部公表に不特定多数への情報拡散と組織打撃の可能性がある点や労働者に信頼関係維持が要請される点から、内部機関に調査検討を要求する等の内部是正努力を求め（P、H高裁）、違法等が明確な場合や内部是正が期待できない緊急性が認められる場合等の例外を除き最終手段としている（R）。相当性を否定した裁判では、内部で尽くすべき手段を講じていない通報者の態度（V）や会社利益のため行動すべき職制の地位（A）を考慮するほか、組織の団体交渉に応じる姿勢（R）や内部調査後立件されていないこと（T）等、使用者側の態度も考慮している。相当性を肯定した裁判では、発言権の乏しい告発者の地位（P）や最高責任者の不正という告発内容、批判を許さない使用者の態度

（M）からは是正可能性の低さや報復の可能性を考慮し、また、真相解明や是正・改善等への寄与も考慮している（N地裁、M）。告発の積極性も判断要素とする場合があり（W高裁）、記者会見の列席は積極的負担が否定され（N地裁）、匿名を条件に組合指示で取材に応じた場合、記事内容に関わりをもたないと評価された（F）。K地高裁でも、対立当事者の従業員が一方的認識を述べることはある程度はやむを得ず、記事内容は雑誌社の編集方針に委ねられるところが大きく影響を与える立場にないとしている。一方、積極性があっても批判活動として正当性を認める場合もあり、監督官庁の検査で不正が指摘されている場合の批判活動は従業員の職責であるとし（A）、また、組合活動で社会の理解を得るため労働問題について実態を公表し、意見を述べることは、労働基本権保障の精神を尊重して、企業秩序が乱されるおそれがない限り認められるとしている（C、F）。法規定⑥（イ）～（ニ）は、内部是正が期待できない使用者側の態度を具体化して限定的に規定していると言え、これと裁判例における判断要素をまとめると以下ようになる。

表3.2.1 法規定⑥（イ）～（ニ）と裁判例における告発方法・態様の相当性判断要素

	告発方法・態様の相当性肯定の場合	告発方法・態様の相当性否定の場合
使用者の 行為・態様	<ul style="list-style-type: none"> （イ）解雇等不利益取扱い （ロ）証拠隠滅等 （ハ）通報しないことの要求 （ニ）調査結果の不通知・調査不実施 ・不正行為主体の地位、使用者の態度（M） 	<ul style="list-style-type: none"> ・団体交渉に応じる姿勢あり（R） ・内部調査・是正措置の実施（T）
労働者の 行為・態様	<ul style="list-style-type: none"> ・労働者の地位（P） ・告発行為の影響、寄与度（N地裁） ・積極的負担の否定（F、K） ・批判活動の正当性（A、C、F） 	<ul style="list-style-type: none"> ・労働者の地位（A） ・尽くすべき手段を講じていない（V）

法規定⑥（イ）～（ニ）は労働者が相当性ありと主張する場合に使用者の行為等を証明することを求めており、労働者にとって使用者の行為等を証明することは労働者の行為等を証明するよりも困難と考えられる。なお、法規定⑤の外部通報先の対応に関して、裁判例では記事内容は報道機関の編集方針に委ねられ告発者は影響を与える立場にないとされていたが（F、K地高裁）、法規定⑤に関するVの判断は、実名報道の了解を得たのみで法人への裏付け取材を

行わない報道姿勢を、誤報を生む危険性が極めて高いものとして、不正内容の発生又は被害拡大を防止するために通報が必要と認められる者には当たらないとした。告発報道をした報道機関の取材方法や態様は、報道機関等を被告とした名誉毀損裁判において判断されることが多かったが¹⁸、告発者に対する解雇等の無効を求める場合の裁判例とは異なる新たな要件を法規定⑤として付け加えたと評価することもできる。

3.3 内部告発行為に付随する証拠収集行為の判断

また、内部告発が問題となる事案では、無断欠席（A）や勤務態度不良（F）、勤務成績不良（A、R）、職の適格性の欠如（F、R）等、告発と直接関係ない事項を併せて懲戒事由とする場合があるが、告発行為に付随する行為を処分対象とする場合もある。内部告発を行う上での発言は上司への反抗的言動とされ（A）、情報収集行為（B、X）や備品の使用行為（O）、資料の持ち出しや外部への情報提供（I、Q、W、M）は就業規則の懲戒事由に該当し、場合によっては遺失物横領（X）や窃盗（I、W）、機密漏洩（I、Q、W）にあたりとされた事案もある。これにつきMでは一手段が不当であったとしても告発全体が不当なものになるのではなく、告発の目的、内容、手段等を総合的に判断するとしている。

証拠収集行為に関する判断をみると、動物の

調教に関する資料や会議報告書、日報等は重要な機密に該当するとはいい難いとされたが（Q）、金融機関の顧客に関する信用情報は秘密保持の対象であり、従業員は調査権限を与えられている等の特段の事情がない限り不正摘発目的での搜索類似の行為は許されないとされた（I地裁）。しかし、手段の不可欠性と原本でない点（M）や記載内容を外部に漏らさない限り実害を与えるものではない点（I高裁）から直ちに被害を及ぼすものでないとし、告発が不正改善や疑惑解明に寄与し組織利益につながったことを加味し、取得行為の違法性を減殺したものもある。Xでも、告発の結果是正が図られたことを評価し、領得行為や粗暴行為があっても懲戒免職は重きに失しているとされ、不正是正への寄与度や告発内容の公益性の高さが加味されている¹⁹。

4. 英国・米国・韓国における内部告発者保護法と外部通報要件

4.1 公益と事業者利益のバランスをとる英国公益開示法

以上、2章及び3章で見たように、日本の公益通報者保護法は公的監視よりも組織の内部統制促進が強調され、外部通報要件が一般法理に比べ厳格なものとなったため、通報者における法令違反の該当性を判断することの困難さや外部通報の相当性を証明する負担の大きさ、証拠収集等告発以外の理由で処分される可能性があるといった問題が生じている。これについてどのような対処法が考えられるか、まず英国の公益開示法（Public Interest Disclosure Act 1998）をみよ。

英国では、1980年代以降、内部告発があれば回避できた大きな事件事故が相次いで発生し、消費者保護政策に強い弁護士を中心に設立された内部告発に関する法的助言や啓蒙活動等を行う非営利組織PCaW（Public Concern at Work、1993年設立）²⁰が公益開示法案を作成し、労働党及び保守党の議員（1995年Dr Tony Wright議員、1996年Don Touhig議員、1997年Richard Shepherd議員）による法案提出及び議論を繰り返した後、1998年7月成立した²¹。

公益開示法は「保護される開示（protected disclosure）」を理由とした不利益を受けない権利を労働者に認めており（47B）、「保護される開示」は「適格性のある開示（qualifying disclosure）」であることと通報先ごとの要件を満たす必要がある。「適格性のある開示」は犯罪行為、法律上の義務違反、誤審の発生、個

人の健康安全に対する危険、環境破壊、上記事項を示す情報の隠蔽があると労働者が合理的に信じている情報の開示であり（43B）、過去現在の時制を問わず行われる可能性が高いものも含む。日本法が犯罪行為等とするのに対し、英国法は広範な通報対象事実が規定されており、また主観的要件に関しても、日本法では事実が生じ、またはまさに生じようとしていると信ずるに足りる相当の理由を求める一方、英国法は合理的に信じていればよく、こういった広範な対象事実の設定や主観的要件の程度は通報者における法令違反等の該当性判断の困難さを緩和することにつながる。

さらに、救済方法として、告発者は不利益取扱いを受けた場合に雇用審判所に提訴でき、（48（1A））十分な根拠が認められる場合、救済命令や補償金の支払いを受けられる（49（1））。日本法では通報者に立証責任があるが、英国法は使用者に転換されており（48（2））不利益処分の推定が働くこととなる²²。これは通報者の証明負担を軽減することにつながる。

また、通報先ごとの要件については使用者・責任者、法律助言者、大臣、指定機関、その他で要件が異なっており（43C～G）、報道機関や指定外機関はその他に該当し、以下の（a）～（e）の要件を満たす必要がある。

表4.1.1 英国公益開示法における外部通報要件

主観的要件	(a) 誠実に開示を行うこと (in good faith) (b) 実質的な真実であると合理的に信じていること (reasonable belief) (c) 私的利益目的でないこと
他の通報先への開示との関係	(d) 以下のいずれかを満たすこと ・使用者または指定機関に情報開示すれば不利益を受けると合理的に信じていること ・指定機関がなく、使用者に開示すれば証拠を隠滅されると合理的に信じていること ・使用者もしくは指定機関に対し既に実質の同様の情報を開示していること
開示の合理性	(e) 全ての事情から開示が合理的であったかどうか (特に以下の項目から考慮) ・開示した相手のアイデンティティ ・不正行為の重大性 ・不正行為が継続しているかまたは将来発生する可能性があるか ・使用者が第三者に負う守秘義務に違反して情報開示がなされているか ・使用者もしくは指定機関に対し既に情報開示していた場合、使用者もしくは指定機関が何らかの対処を行ったかまたは行うことが合理的に期待できるか ・使用者に対し情報開示した場合に使用者の定める手続きに従ったか

日本の一般法理が告発の社会的影響や是正への寄与を重視したように、英国法は特に重大な不正の場合に (d) を除外し、(e) で開示した相手のアイデンティティを特に考慮するとしており (43H)、正当性の根拠として事実の公益性は重要な項目であることがわかる。公職者による汚職を契機に1994年設置された公務倫理基準委員会 (Committee on Standards in Public Life) の委員長Lord Nolanは、公益開示法の公益と事業者利益のバランスの絶妙さを賞賛しており²³、内部告発制度に関し特に内部でのコミュニケーションの重要性に触れながらも、告発者に経営管理体制外への通報機会を与

えるべきというPCaWの方針に賛同している²⁴。英国では日本と同様に、組織内での内部通報に関する規定設置やポリシー策定への取り組みが行われており、金融サービス機構 (FSA) や財務報告審議会 (FRC) は内部通報政策に関する方針を出している²⁵。こういった内部通報制度の整備状況は英国において雇用審判所や裁判所における外部通報の合理性判断要素のひとつとなっており²⁶、内部通報制度整備を推進しつつも、公益のための外部通報の道を閉ざさないことが事業者利益につながるという考え方が英国の内部告発者保護法制の中に根ざしているといえる。

4.2 担当官庁への内部告発を促進する米国法

米国では公的部門・民間部門、連邦法・州法ごとに制定法があり、また環境・原子力・金融等の個別法規の中に保護規定が存在している。連邦政府職員を保護する内部告発者保護法 (Whistleblower Protection Act of 1989)

は、対象事実を全ての法律又は規則違反、重大な著しく誤った管理、重大な資金浪費、権力濫用、公衆の健康安全への実質的具体的な危険 (法律で公開禁止、大統領令で国防や外交上機密とされているものは除く) とし、英国法と同

様に法規違反にとどまらず広く規定しており、証拠があると合理的に信じていることを主観的要件とする（1213 (a)）。法文上通報先の限定はないが、特別顧問室（Office of Special Counsel）が告発を受け付け、不正行為の可能性が高いと認めた場合、所轄部局長に通知し、長は調査報告書を特別顧問室に提出する。特別顧問室は告発者に報告書への意見を求め、意見がある場合は報告書に添付して大統領や連邦議会に送付する（1213 (c) ~ (e)）。

一方、民間部門に関しては、企業が政府との契約で不正行為を行う場合に政府の損害を防ぐ不正請求禁止法（The False Claims Act）があり、司法長官が調査し、民事訴訟を行う（3730 (a)）²⁷。私人が訴訟提起することも可能で（3730 (b)）、その場合は税金の無駄遣いを防止した点から報奨金を受け取ることができる（3730 (d)）。また、エンロンやワールドコム不正経理事件を受けてSOX法（Public Company Accounting Reform and Investor Protection Act of 2002）が制定され、内部通報制度導入の義務付け（301 (4)）、内部通報を促す倫理規程制定の義務付け（406）、記録隠蔽等に対する刑罰規定（802）、通報者への

報復に対する刑罰規定（1107）、公開会社の従業員の保護が規定されたが、情報提供先は限定列挙されており報道機関やNGOは含まれていない（806）。さらに、金融規制改革法（Dodd-Frank Wall Street Reform and Consumer Protection Act 2010）の制定でSOX法による告発者保護を充足させ、報復措置の民事訴権対象化（1057）、証券取引委員会（SEC）や商品先物取引委員会（CFTC）への告発者に対する通報報奨金制度（922）が規定された。

不正請求禁止法は独自の情報源（original source）であること（3730 (e) (4)）、金融規制改革法は独自の情報（original information）であることを求めており（921）²⁸、担当官庁は法違反に対する効果的な法執行を促す目的で内部情報を入手することを目指している²⁹。報奨金目当ての告発が問題となっている側面もあるが³⁰、担当官庁への通報者に報奨金というインセンティブを与えることで、担当官庁への通報を促し、専門的な調査をした上での訴追を可能にしている。また、担当官庁への通報を回避したい企業によるコンプライアンス体制整備につながるという見方もある³¹。

4. 3 市民参加による公益保護を目指す韓国法

韓国では公職者の不正が長年問題となっており、包括的かつ体系的な法制度制定及び独立した腐敗防止のための調査機関を設置することが決まり、2001年腐敗防止法（2008年腐敗防止および国民権益委員会の設置と運営に関する法律制定で廃止）が制定された。本法は公職者や公共機関の腐敗行為を対象とし、日本や英国が

労働者、米国が公務員に通報者を限定するのと異なり、誰でも国民権益委員会（国務総理所属）に申告することができる（55条）。故意の虚偽申告は保護を受けることができず（57条）、申告者の記名文書で人的事項及び申告趣旨・理由、証拠の提示を求める形で誠実性や真实性を担保する制度になっている（58条）。

本法は、申告や申告に伴う陳述、資料提出等を理由にした懲戒処分等の使用者による不利益取扱いを禁じており（62条1項）、申告を理由に不利益取扱い等がある場合もしくは予想される場合、委員会に原状回復、復職、懲戒の保留等の保護措置を要求することができ（62条2項）、不利益措置の推定がされる（63条）。行政機関による不利益にあった場合も回復措置を要求することができる（62条3項）。また、身辺保護の要求（64条2項）、報奨金及び補償金の支給（68条）、申告者の責任減免（66条）、申告者情報を漏洩した者への罰則規定（87条）等、申告者を保護する規定を多く盛り込んでいる。

民間企業の不正に関する公益申告者保護法

（2011年制定）もほぼ同様の規定が設定され、申告者を保護するだけでなく支援する法制度となっている。申告者は労働者に限定されおらず（6条柱書）、申告先は法文上で内部が第一に挙げられているものの（6条1号）、日本や英国のような段階的な要件はなく申告者の選択に任せる形となっており、市民に公益を守らせるという視点が法制度にあらわれている。申告窓口である国民権益委員会が市民の苦情処理機関となってしまう点や報奨金目当てのプロ申告者が申告件数の約半数を占めている点など、米国と同様に運用面での問題を抱えているが、報奨金の支給等告発者の支援制度を利用し、公益を実現する上で個人の告発の力を重視しているとも考えられる³²。

5. おわりに——消費者の知る権利および労働者の表現の自由を守るための内部告発とは

以上みてきたように、諸外国の保護法の特徴として、広範な対象事実、告発受付・調査機関の設置、不利益処分の推定規定設置、市民の役割重視とその保護等があげられる。日本法は、法で守られる公益の範囲が犯罪行為等と狭く、具体化客観化された各保護要件のため、通報者において保護要件の該当性を判断することが困難であるという問題があったが、これについては、諸外国同様広範な対象事実を設定し、通報者における主観的要件に幅をもたせる必要があるだろう。また、外部通報が手段として相当性であるか等の証明負担の大きさや証拠収集等告発以外の理由での処分される可能性があるといった問題に対しては、立証責任の転換や不利

益処分の推定規定、告発者の責任減免等告発者の保護規定の設置といった方策が考えられる。また、不正是正のためには労働者や市民による告発が前提となるため、諸外国では担当官庁が告発を広く受け、是正を目的とした調査の過程で不正内容の真実性判断を行う法制度となっており、告発を受ける時点では告発内容の真実性よりも公益性を優先する仕組みとなっている。日本には告発受付・調査を専門とする担当官庁がないが、法見直しに向けた検討会では外部相談窓口設置義務化や法律や金融等の専門家への調査委託、消費者庁の担当官庁化や行政指導強化といった方策が委員の意見として出されている。

内部告発は組織における内部統制のあり方と表裏一体の問題であり、英国や米国でみられたように、担当官庁への通報を促しながらもその他外部機関への通報の道を閉ざさない法制度にすることが、内部通報制度等内部統制システムの整備につながる。公益通報者保護法は事業者利益に偏っていると批判されてきたが、外部通報要件を緩和することで公益とのバランスをとる必要があるだろう。日本法は公益の中でも消費者利益の擁護を中心に法制化が進められてきた。2004年消費者基本法には必要な情報が提供される権利（知らされる権利）を含む8つの消費者の権利が明記され（2条1項）、消費者は保護の対象から権利主体となり³³、さらに最近、消費者は自立だけでなく社会問題に積極的に関わっていくことが求められ、消費者市民社会が目指され始めている³⁴。消費者市民たるには消費者利益にとどまらない公益に関する情報を知る必要があり、その消費者の知る権利をどう充足させるかは公益通報者保護法における外部通報のあり方の問題でもある。

また、内部告発は労働者にとっては言論・表現の自由の問題でもある³⁵。裁判例では組合活動の一環としての批判の場合は正当性が認められやすい傾向があったが、労働環境改善のための集団としての労働者ではなく、公益を実現する個人としての労働者の告発をどう保護していくかが今後の課題となるだろう³⁶。この点につき、自己決定権の意義を自分だけでなく、他人や社会にも関係し自分にとっても切実な事項の決定に関与することに見だし、使用者による

指揮命令に対する労働者の従属性と人格的自立や自己決定は両立するという見解もある³⁷。労働者による外部への表現は企業の内部統制の障害となるという考え方もあるが、消費者、労働者、政府等それぞれの立場で社会的責任（Social Responsibility）があるという考え方を基礎に、組織の透明性確保、説明責任、不正防止システムの整備等を推進するという動きもある³⁸。公益通報者保護法制の議論は内部統制制度としての内部通報制度の整備・促進の側面と公益のための告発を可能とする告発者保護の仕組みの整備の側面、つまり、企業利益の擁護や組織秩序の維持と公益実現や個人の言論・表現の自由をどうバランスをとって両立させるかという挑戦でもある。

法改正に向けて様々な団体が活動を起している。通報経験者を主会員とする「公益通報者が守られる社会を！ネットワーク」（2010年結成）は、消費者庁に法改正の要望上申書を提出し、記者会見を行い通報や裁判の経験を語ることで法改正の必要性を主張してきた。また、全国消費者行政ウォッチねっと及び主婦連合会は、勉強会で制度の問題を市民と共有し、2015年7月「市民のための公益通報者保護法の改正を求める全国連絡会」を立ち上げた。こうした改正に向けた活動や動きを報道は市民に伝えている³⁹。自立のみならず積極的に社会とつながり公益を実現していく消費者像・労働者像を法制度としてどう実現していくのか、外部通報要件の見直しにあたっては考慮されることを期待したい。

謝辞

内部告発及び内部告発報道に関する貴重な経験をお話くださった告発経験者の方々、報道関係者の方々に感謝いたします。また、大阪市立大学西谷敏名誉教授、東京大学大学院法学政治学研究科山川隆一教授には労働法における表現の自由についてご指導いただき、中村雅人弁護士、一橋大学松本恒雄名誉教授、朝日新聞社奥山俊宏編集委員、NEWS23加藤勉ディレクター、弁護士徳彦を はじめとする市民のための公益通報者保護法の改正を求める全国連絡会の皆様、消費者庁消費者制度課の皆様には公益通報者保護法に関する議論及び消費者政策等について多くのご助言を賜りました。厚く御礼申し上げます。そして、本研究に関して終始あたたかい激励とご指導ご鞭撻をくださいました東京大学大学院情報学環山口いつ子教授に心より感謝いたします。

註

- 1 松本恒雄編『消費者からみたコンプライアンス経営』117頁（商事法務、2007年）。
- 2 コンプライアンス研究会（委員長：松本恒雄教授）「自主行動基準作成の推進とコンプライアンス経営～新たな消費者行政の枠組みのための検討課題～」11頁（2001年9月）。
- 3 「告発」という言葉が厳しいニュアンスであるため、柔らかな表現の「内部通報」に変更されたが、あまり適当ではないとの声から英国法の「公益情報」という言葉を参考に「公益通報」に改められた。
- 4 国民生活審議会消費者政策部会（部会長：落合誠一教授）「消費者に信頼される事業者となるために—自主行動基準の指針—中間報告」29頁（平成14年4月22日）。
- 5 内閣府国民生活局「国民生活審議会消費者政策部会中間報告「消費者に信頼される事業者となるために—自主行動基準の指針—」に対するパブリックコメントの結果概要」18頁（平成14年6月7日、4月26日～5月27日実施）。
- 6 内閣府国民生活局「公益通報者保護制度に関する企業へのアンケート調査結果」12頁（平成14年10月31日、9月20日～10月22日実施）。
- 7 国民生活審議会消費者政策部会自主行動基準検討委員会（部会長：松本恒雄教授）「消費者に信頼される事業者となるために—自主行動基準の指針—」18頁（平成14年12月）。
- 8 国民生活審議会消費者政策部会「21世紀型の消費者政策のあり方について—中間報告—」23-24頁（平成14年12月）。
- 9 国民生活審議会消費者政策部会公益通報者保護制度検討委員会（委員長：松本恒雄教授）「公益通報者保護制度の具体的内容について」6頁（平成15年5月19日）。
- 10 国民生活審議会消費者政策部会「21世紀型の消費者政策の在り方について」46-54頁（平成15年5月）。
- 11 宮澤勲「内部告発保護法案—外部通報、『危害急迫』などに限定」毎日新聞朝刊東京本社版2003年11月13日1面、「内部告発対象を狭めて法制化 9日閣議決定」朝日新聞朝刊2004年3月7日2面参照。
- 12 宮澤勲、森本英彦、臺宏士、粕谷昭二（連載担当）「内部告発は守られるか・情報デモクラシー '04⑥『最後の関門』」で注文続出」毎日新聞朝刊東京本社版2004年6月10日26面参照。
- 13 消費者委員会公益通報者保護専門調査会（座長：島田陽一教授）「公益通報者保護専門調査会報告—公益通報者保護法の施行状況についての検討結果—」12頁（平成23年2月18日）。
- 14 解雇権濫用法理として最一小判平成2年1月18日民集44巻1号1頁、最三小判昭和52年12月20日民集31巻7号1101頁、最二小判昭和50年4月25日民集29巻4号456頁。
- 15 公務員の内部告発に対する組織側の行為が公権力の行使として職務を行うにつきなされたという点から、告発行為の正当性判断の中で組織側の処分の相当性も判断する必要性があったとも考えられる。
- 16 テレビ出演については表現に誇張があり、全体として会社を誹謗したものと判断された。
- 17 内閣府国民生活局企画課編『詳説公益通報者保護法』61頁（ぎょうせい、2006年）。
- 18 拙稿「内部告発を端緒とした報道のあり方—その正当性を担保するジャーナリストの役割」マス・コミュニケーション研究84号135頁（2014年）。
- 19 病院の治療方法について保健所へ告発した医療法人思誠会事件（行政通報）では、不正の疑いの相当性、検証・改善の上申目的、患者の生命身体の安全に関わる点から、資料持ち出しを理由とした解雇は酷であると権利濫用が認められた（東京地判平成7年11月27日労判683号17頁）。
- 20 Anna Myers, *Whistleblowing The UK Experience*, in WHISTLEBLOWING AROUND THE WORLD: LAW CULTURE & PRACTICE 101,104-105

(Richard Calland & Guy Dehn eds. 2004) .

- 21 JOHN BOWERS QC ET AL., WHISTLEBLOWING: LAW AND PRACTICE 5 (2d. 2012) .
- 22 解雇の場合は当然に不正解雇とみなされ(英国公益開示法103A)、雇用審判所に不正解雇の救済申立て(111)や仮救済の申し立て(128(1))ができ、理由があると判断する場合には復職もしくは再雇用が可能となる。解雇の場合の立証責任については、國武英生「1998年公益情報開示法をめぐる裁判例の動向と運用状況」季刊労働法223号(2008年冬季)参照のこと。
- 23 Hansard House of Lords, 5 June 1998, col.614.
- 24 COMMITTEE ON STANDARDS IN PUBLIC LIFE, SECOND REPORT: LOCAL PUBLIC SPENDING BODIES 22 (May 1996) .
- 25 FINANCIAL SERVICES AUTHORITY, CONSULTATION PAPER 101 WHISTLEBLOWING, THE FSA & THE FINANCIAL SERVICES INDUSTRY (July 2001) . FINANCIAL REPORTING COUNCIL, THE UK CORPORATE GOVERNANCE CODE C3.5 (Sep. 2014) .
- 26 BRITISH STANDARDS INSTITUTE, WHISTLEBLOWING ARRANGEMENTS CODE OF PRACTICE 6 (July 2008) .
- 27 司法省は起訴原則(Principles of Federal Prosecution Of Business Organizations)の中で、自由資本経済の清廉性保護、消費者・投資家・事業者の保護、環境保護等の重要な公益の促進を目的とすることを述べ(9-28.010)、公衆を害する危険性等を起訴基準の考慮要素として挙げている(9-28.300)。
- 28 original source及びinformationの定義についてはSecurities and Exchange Commission, Proposed rule (Nov. 3, 2010)における議論を参照のこと。
- 29 Securities and Exchange Commission, Final rule 90,100 (May 25, 2011) .
- 30 Neil Weinberg, *The Dark Side of Whistleblowing*, Forbes (March 14, 2005) 90-98.
- 31 柿崎環「Dodd & Frank法における内部告発者報奨金プログラムとその資本市場規制的意義」証券経済研究76号79頁(2011)。
- 32 韓国公益申告者保護法制の運用に関しては、拙稿「韓国公益申告者保護法にみる市民参加を実現する法制度のあり方とメディアの役割」東京弁護士会公益通報者保護特別委員会『「公益通報者保護法」の改正の視点—韓国「公益申告者保護法」調査報告一』72頁(東京弁護士会、2015年)等参照のこと。
- 33 消費者法、消費者政策の展開については、大村敦志『消費者法第4版』(有斐閣、2011年)、細川幸一『消費者政策学』(成分堂、2007年)等参照。
- 34 内閣府は消費者市民社会(Consumer Citizenship)を「個人が消費者・生活者としての役割において、社会問題、多様性、世界情勢、将来世代の状況等を考慮することによって、社会の発展と改善に積極的に参加する社会」としている。内閣府『平成20年版国民生活白書』2-6頁(時事画報社、2009年)。
- 35 表2.1.2Mでは告発者の人格権や人格的利益や表現の自由等との調整について述べられているが、従業員の言論・表現の自由(憲法21条)については表3.1.2Eでは企業と従業員を直接規律するのではないとしており、表3.1.2Xでは社外において有していることを認めるにとどまった。内部告発と表現の自由については西谷敏『労働法第2版』195頁(日本評論社、2013年)参照。
- 36 倉田原志「労働法と憲法—規制の現状と今後のあり方に関する議論から」憲法問題21号(2010年)。
- 37 西谷敏『規制が支える自己決定—労働法の規制システムの再構築—』(法律文化社、2004年)参照。
- 38 例えば、持続可能な経営を望む組織のための国際的ガイドラインには、組織から独立した通報制度、制度利用の可能性と容易性、通報制度の周知・研修、匿名通報の可能性等が記載されている。GLOBAL REPORTING INITIATIVE, GRI G4 GUIDELINES PART 2 IMPLEMENTATION MANUAL 59 (2013) .
- 39 「内部告発者守れない!公益通報者保護法とは」報道特集2013年9月28日放送、「『研究者の孤独な戦い』進まぬ法改正公益通報者保護法」NEWS23 2014年12月18日放送、岩本美帆・奥山俊宏「法改正検討に告発経験者 機能しない公益通報者保護法」朝日新聞朝刊2015年6月11日等。

松原 妙華 (まつばら・たえか)

[出身大学または最終学歴] 東京大学大学院学際情報学府修士課程修了

[専攻領域] 情報法、メディア法、公益通報者保護法、表現の自由、内部告発

[主たる著書・論文] (3本まで、タイトル・発行誌名あるいは発行機関名)

・「内部告発を端緒とする報道のあり方——その正当性を担保するジャーナリストの役割」マス・コミュニケーション研究 84号 (2014年)

・「韓国公益申告者保護法にみる市民参加を実現する法制度のあり方とメディアの役割」東京弁護士会公益通報者保護特別委員会「公益通報者保護法」の改正の視点——韓国「公益申告者保護法」調査報告——(東京弁護士会、2015年)

[所属] 東京大学大学院学際情報学府博士課程

[所属学会] 日本マス・コミュニケーション学会、社会情報学会

Protecting the Public Interest: Toward Reform of the Whistleblower Protection Act in Japan

Taeka MATSUBARA*

Disclosure of information by whistleblowing promotes the public interest. In Japan, the Whistleblower Protection Act was enforced to protect whistleblowers in 2006 but it has limitations. Consequently the Consumer Affairs Agency began to move toward legal reform in 2015. This paper researches the process of discussion about the legal requirements especially of disclosure to the press or the public (Section 2) and examines the problems that whistleblowers are facing with this act, for example retaliation from organizations, violation of the obligation of confidentiality, the leakage of personal information, and the burden of lawsuits (Section 3). In addition, it presents several stipulations for law amendments from the perspective that whistleblowing is necessary as a contribution to the public interest (Section 4).

This research is conducted from an interdisciplinary viewpoint. It analyzes judicial and administrative documents in the public domain (the governmental reports, the report of the survey on the actual situation by the Consumer Affairs Agency the Diet Record, court judgments). These establish clear problems with the existing Act. These findings were then compared with the situation with whistleblower protection laws in the United States, the United Kingdom, and the Republic Korea. By contrast with Japan, it was found that their laws provide progressive provisions for whistleblower protection, especially establishment of an organization to respond and investigate wrongdoing, prohibition of disadvantages, whistleblowers' responsibility reduction of fraud, and compensation for unfair dismissal.

This research concluded that the Japanese Whistleblower Protection Act should offer more protection to whistleblowers providing information to the press because effective reporting informed by whistleblowers advances the public interest based on the right to know.

Doctoral Program, Graduate School of Interdisciplinary Information Studies The University of Tokyo

Key Words : public interest, governance, Consumer Citizenship, freedom of expression, right to know.



フィールド・レビュー

FIELD REVIEWS

東日本大震災が問いかけたもの

三宅 弘恵

1. 東日本大震災

2011年3月11日金曜日午後2時46分、宮城県沖で東北地方太平洋沖地震が発生し、強い揺れと津波が東日本を襲った。津波・地震の揺れ・土地の水没・液状化・火災・原子力災害等の多大な被害が生じ、19000人以上が犠牲となった。今なお2600人が行方不明となっている。

地震の規模は、それまでに国で想定されていた規模を上回るマグニチュード9に達し、超巨大地震と分類されている。その結果、東北地方から関東地方に至る太平洋側が被災し、広大な領域が救援活動の対象となった。また、津波の予想高の更新情報が住民にいきわたらず、命を守る防災情報になり得なかった地点が多くあった。この日から、日本列島の住民は、蓄積されたひずみを超巨大地震として解放した地球の有

様を目の当たりにすることとなった。地震直後から頻繁に続く激しい余震に加え、全国各地で誘発地震が発生した。間接的に火山への影響も指摘された。被災地では、避難・食料・ガソリン等について、極めて困難な状況が続き、都市部は渋滞し、帰宅困難者が街にあふれた。さらに、東京電力福島第一原子力発電所において冷却に関する問題が生じ、原子力災害が発生した。その後も停電・節電にはじまり、土地の移転・復旧・復興等を含めた被災生活が続いている。

2016年3月、東日本大震災を引き起こした東北地方太平洋沖地震の発生から5年を迎える。ここでは、主に地震災害の観点から東日本大震災が問いかけたものを考えてみたい。

2. 地震の規則性と多様性

東日本大震災は、地震の事前想定のある方や地震観を変えた震災と言えるだろう。想定外という言葉が、国内のみならず海外でも使われた。ただし、地球上でマグニチュード9の地震が発生したこと自体が想定外という意味で使われた訳ではない。マグニチュード9の地震は、過去に南米のチリ沖やインドネシアのスマトラ

沖などで発生事例がある。そのため、「東北地方太平洋沖において」地震津波災害の対象として事前に想定されていなかったという意味で使われることが多い。その理由は、東北地方の太平洋側は地震活動が活発であり、マグニチュード7から8の地震が多く観測されていた事実による。また、これらの地震は単独で起きるので

はなく、複数が同時に破壊することも知られていた。一方、東北地方太平洋沖地震の発生前に、この地域でマグニチュード9に近い地震の発生および発生可能性を指摘していた研究はいくつかあった。しかし、マグニチュード7から8の地震が起こることが多いが、時折マグニチュード9に至ることもある、というコンセンサスが地震学の分野で得られていた訳ではなかった。

地震は、ある程度の規則性が確認されている一方で、同じ場所であっても多様なふるまいをすることが知られている。また、地震は確定的な予測が極めて難しい現象であり、人命を奪う可能性がある。したがって、過去に頻繁に発生していない規模の地震も、事前想定に含めるべきという意見は存在するであろう。国内における地震の事前想定や、それに伴う地震津波ハザード・リスク評価は、1995年兵庫県南部地震以降、本格的に取り組む体制が整備された。学問の進展が必要とされたため、2000年代に入ってから国としてのハザードマップが初めて公表された。しかし、ハザードマップは改良や修正を重ねながら更新が続いており、まずは観測事実が明確な過去の現象を再現することが精一杯の状態、将来の多様な規模の地震を徹底的に検討するには至っていなかった。そのような状況の中、東北地方太平洋沖地震は発生した。

また、東北地方太平洋沖地震では、兵庫県南

部地震以降に国が精力的に取り組んできた観測網が機能し、南米のチリ沖やインドネシアのスマトラ沖のマグニチュード9の地震とは比べ物にならないほど稠密な観測記録が得られ、地震直後から調査も行われた。その結果、日本海溝に沿って極めて大きな変位が生じたことや、陸域のみならず海域の地球の動きが克明に記録された。さらに、マグニチュード7から8の過去の地震の発生領域をひとつたまりもなく巻き込みながら、海溝沿いまで断層が複雑に成長した様子が明らかとなった。これらの現象は、従来の地震観の変革を迫るものであった。

東北地方太平洋沖地震はどのような地震であったのか、何故マグニチュード9の超巨大地震が発生してしまったのか、今後の見通しはどのようなのか、その原因の解明に向けて研究者は奔走した。現象を解明するため観測調査研究に取り組むグループもあれば、社会的な対応に追われたグループもあった。皆、必死だった。そのような中、限界を感じ離れていった人々、進路を変えた人々もいた。東日本大震災の後、地震の揺れや津波の予報警報、避難に関して、地震の発生やハザードマップに全面的に頼るのではなく、独立した情報を用いて対処する手法が複数開発されている。地震の多様性を考えると、選択肢の一つとして値する。

3. 今後の展望

東日本大震災が問いかけたものは数多くあろう。筆者は「既存概念を根底から変える災害現象が発生した場合に、どう立ち向かえば良いのか」ということが、東日本大震災が問いかけた究極の課題ではないかと思う。災害対応を含め、頭の中で既存概念がガラガラと崩れる状態を感じながら、早急に新しい解決法を見出し、対応しなくてはならない状態に追い込まれた人は多い。

東日本大震災後、既存概念にとらわれない自由な発想や、想定外を想定する、といったキャッチフレーズが流れた。しかしながら、学

問には一定の作業仮説や体系が確実に存在する。対策としては、均質化を防ぎ、複数の拮抗した体系が存在することが望ましいのであろう。また、震災時には常に情報伝達や避難のあり方についても課題が指摘されており、今後情報学環が貢献できる面が多いと思われる。さらに、火災を含む都市災害や風水・土砂災害（特に、東日本大震災の復旧・復興のため、かさ上げされた土地の盛土災害）、原子力災害等との複合災害は、今後の地震津波ハザード・リスク評価とセットで取り入れる必要があるだろう。



三宅 弘恵 (みやけ・ひろえ)

[専攻領域] 強震動地震学、地震ハザード

[主たる著書・論文]

三宅弘恵・浅野公之・纈纈一起・岩田知孝(2016). 2011年東北地方太平洋沖地震の強震記録を用いた震源モデルの概要. 日本地震工学会論文集, 印刷中.

三宅弘恵(2012). 地震調査研究の最先端「強震動シミュレーション」, 地震本部ニュース, 5(6), 8.

三宅弘恵(2010). 「揺れ」の予測精度をさらに高く, 日本地震学会なるふる, 82, 6.

[所属] 大学院情報学環総合防災情報研究センター、学際情報学府学際情報学専攻総合分析情報学コース、地震研究所(兼務)

[所属学会] 日本地震学会、日本地球惑星科学連合、米国地震学会、米国地球物理学連合、日本地震工学会、日本建築学会など

監 修 東京大学大学院情報学環

〒113-0033 東京都文京区本郷7-3-1

製 作 株式会社創志企画

平成28年3月25日